

木造ディテール参考図

令和８年版

この参考図は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための参考として作成したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール（<http://www.mlit.go.jp/link.html>）をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室

1. はじめに

この木造ディテール参考図（以下「参考図」という。）は、官庁施設として有すべき性能（耐久性、断熱性、耐火性、音環境等）の確保に配慮した木造建築物のディテールの設計例を参考に示すものである。

参考図は、「木造計画・設計基準」（平成 23 年 5 月 10 日国営整第 20 号）及び「木造計画・設計基準の資料」（平成 23 年 5 月 10 日国営整第 21 号）（以下これらを「木基準及び同資料」という。）に示される設計に関する標準的な手法及びその他の技術的事項を踏まえたものとしており、普及性に配慮し、「公共建築木造工事標準仕様書 令和 7 年版」（令和 7 年 3 月 21 日国営木第 11 号。以下「木標仕」という。）の記載を参考に材料等を示している。

2. 参考図使用にあたっての注意事項

- （１） 参考図は、特定の構法を採用した場合の、各部位の限られた範囲の設計の一例を示すものである。そのため、参考図を参照しながら設計を行う場合、設計者が自らの責任において、建築物の立地、特性、所要の性能の水準等に応じて、材料・構法等について検討のうえ、部材寸法等を適切に設定し、必要な特記等を行わなければならない。
- （２） 参考図は、個別の建築物について建築基準法及び関係法令等への適合性を保証するものではない。
- （３） 参考図は、木造の官庁施設の設計段階において適用する基準である木基準及び同資料並びに木標仕と同時に使用することを想定しているため、参考図における部材等の用語は、木標仕の記載と整合させた表現としている。

3. 参考図が対象とする建築物について

参考図は、以下の建築物を対象とした仕様等としている。

- （ア） 構造・構法 : 木造・軸組構法
- （イ） 構造材料 : 製材、集成材（中小断面）
- （ウ） 耐火建築物等の要件 : 耐火建築物、準耐火建築物等に該当しないその他の建築物（注 1）
- （エ） 用途 : 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）（以下「官公法」という。）第 2 条第 2 項に規定する庁舎
- （オ） 建設地気候区分 : 比較的温暖な地域（注 2）

- （注 1） 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 21 条、第 27 条又は第 61 条の規定による主要構造部にかかる制限を受けないもの。
- （注 2） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）における地域の区分が 3 ～ 7 の地域を想定している。

[補足]
・参考図は、耐火建築物、準耐火建築物等に該当しないその他の建築物を対象としたものとしていることから、建築物の規模について、地上 3 階建て以下程度、延べ面積 1,000 m²以下程度の場合を想定したものである。建築物の規模により、所要の性能の水準等が大きく異なる部位等もあるので留意すること。
・官公法第 2 条第 2 項に規定される庁舎については、建築基準法に定められるものの外に、官公法第 7 条において耐火建築物とする範囲、外壁及び軒裏の構造等に係る定めがあるので留意すること。

4. 参考図に記載の各情報について

4－1. 表示記号

参考図における表示記号は、「建築工事設計図書作成基準」（平成 28 年 6 月 30 日国営整第 62 号）の別表 1 から 3 による。

4－2. 参考図の引き出し線による部材の情報

- 参考図に引き出し線等で示す部材の情報は、次の表現により示す。
- （１） 構造材（構造耐力上主要な部分に用いるもの）は、部材名称を括弧なしで示す。
 - （２） 構造材以外（下地材、仕上材、内装及び外装の木下地、木造作及び木仕上げ）は、以下の通り、括弧なし、丸括弧（）、角括弧[]を用いて表現する。

- （ア） 部材名称
- ・括弧なしの部材名称 : よく使用される部材を示したもの
 - ・角括弧[]の部材名称 : 使用される部材や納まりの例が複数ある中から、使用される部材の一例を示したもの

[補足]
・設計者は、角括弧[]に記載する部材について、部材や納まりを検討し、必要に応じて図示する。

- （イ） 部材の種類・規格、寸法等
- ・部材名称の後に続く丸括弧（） : 木標仕において「特記がなければ、〇〇とする。」と記載されている部材の種類・規格、寸法等を示したもの
 - ・部材名称の後に続く角括弧[] : 部材の種類・規格、寸法等の一例を示したもの

[補足]
・設計者は、丸括弧（）及び角括弧[]に記載する部材の種類・規格、寸法等を検討して特記する。

4－3. 参考図の下方枠内に記載する情報

参考図の下方枠内には、次の情報を記載する。

- （ア） 参考図のポイント
参考図が採用している仕様等を示すとともに、参考図で表現している寸法及び納まりに関して、性能確保の考え方を示す。
- （イ） 特記事項
設計者が設計図書作成の上で特記する事項について、木標仕又は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和 7 年版」（令和 7 年 3 月 21 日国営建技第 5 号）において、特記によるとされている事項を示している。
- （ウ） 図面名称
各図面の仕様を、各図の見出しとして箇条書きで示している。

5. 参考図の目録

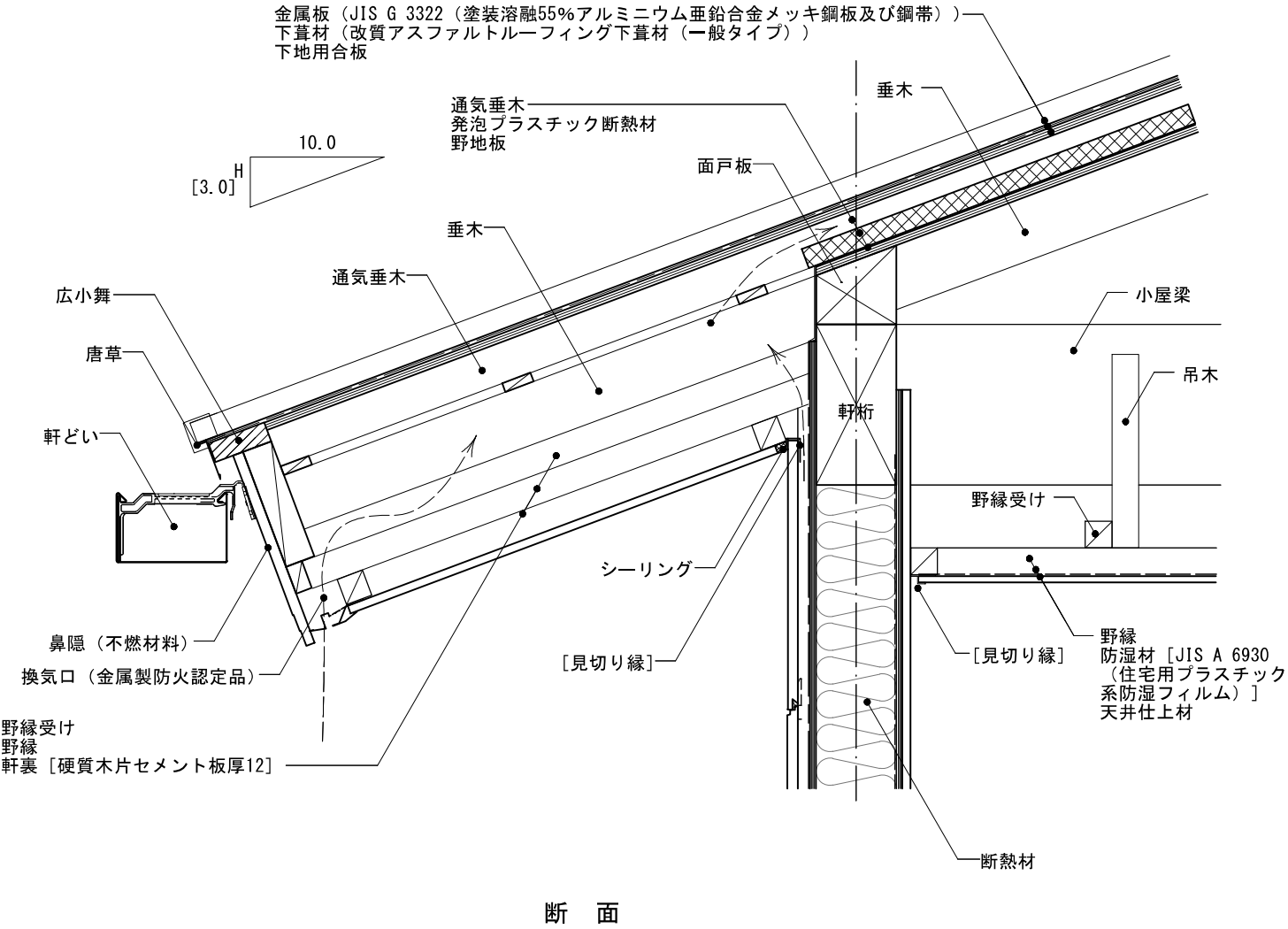
参考図に表現している部位、仕様の一覧を下表に示す。建築の部位は5つに分類し、このうち1～3については、用いられている主要な材料及び断熱工法の違いによって分類を行っている。また、4、5については、遮音措置の実施方法により分類している。各部位の作図する部分については、a, b…と枝番を付して示し、各部位に付随すると考えられる要素は各部要素として示している。

部 位		番 号	名 称	主な仕様		作図する部分等 ※は一部の参考図で作成
1 屋根・軒裏		1-1	屋根・軒裏 1	金属板葺	屋根断熱（外張り）	a 軒部（水下） b けらば部 c 棟部 d 軒部（水上）※ e 谷部 ※ f 外壁立上り取合い部 ※
		1-2	屋根・軒裏 2	金属板葺	屋根断熱（内張り）	
		1-3*	屋根・軒裏 3	金属板葺（登り梁形式）	屋根断熱（内張り）	
		1-4	屋根・軒裏 4	金属板葺	天井断熱	
		1-5*	屋根・軒裏 5	粘土瓦葺	天井断熱	
2 外壁		2-1	外壁 1	サイディング張り	充填断熱工法	a 下端部（基礎との取合い部） b 中間部・出隅部 c 中間部・入隅部
		2-2*	外壁 2	サイディング張り	外張り断熱工法	
		2-3*	外壁 3	木板張り	充填断熱工法	
		2-4*	外壁 4	モルタル塗り	充填断熱工法	
	各部要素	2-イ	ひさし	木造ひさし		a 陸ひさし b 腕木ひさし
		2-ロ	配管等貫通部（外壁）	a 充填断熱工法（外壁）	b 外張り断熱工法（外壁）	
3 外部建具		3-1	外部建具 1	アルミニウム製（半外付型）	取合う外壁：充填断熱工法	a 腰窓 b 掃き出し窓 ※
		3-2*	外部建具 2	アルミニウム製（半外付型）	取合う外壁：外張り断熱工法	
		3-3	外部建具 3	アルミニウム製（外付型）	取合う外壁：充填断熱工法	
		3-4*	外部建具 4	アルミニウム製（外付型）	取合う外壁：外張り断熱工法	
		3-5*	外部建具 5	アルミニウム製（ビル用）	取合う外壁：充填断熱工法	
		3-6*	外部建具 6	鋼製	取合う外壁：充填断熱工法	a 片樋端タイプ b 両樋端タイプ
	各部要素	3-イ	ブラインドボックス・カーテンボックス	a 木製	b アルミニウム製	
4 屋内の中間階床・天井		4-1*	中間階床・天井 1	木造組床	遮音措置なし	a 一般部・外壁との取合い部 b 一般部・間仕切り壁との取合い部
		4-2	中間階床・天井 2	木造組床	遮音措置1（床重量材・天井吸音材）	
		4-3	中間階床・天井 3	木造組床	遮音措置2（床重量材・天井吸音材・独立天井）	
	各部要素	4-イ	天井設備機器との取合い	天井木下地		a 天井点検口等 b 照明器具等 c 天井カセット型エアコン・全熱交換器等
5 間仕切り壁		5-1	間仕切り壁 1	木造下地壁	遮音措置なし	a 一般部・床および天井との取合い部 b 一般部・外壁との取合い部 c 内部建具との取合い部 ※
		5-2	間仕切り壁 2	木造下地壁	遮音措置1（二重ボード・吸音材）	
		5-3	間仕切り壁 3	木造下地壁	遮音措置2（二重ボード・吸音材・独立スタッド）	

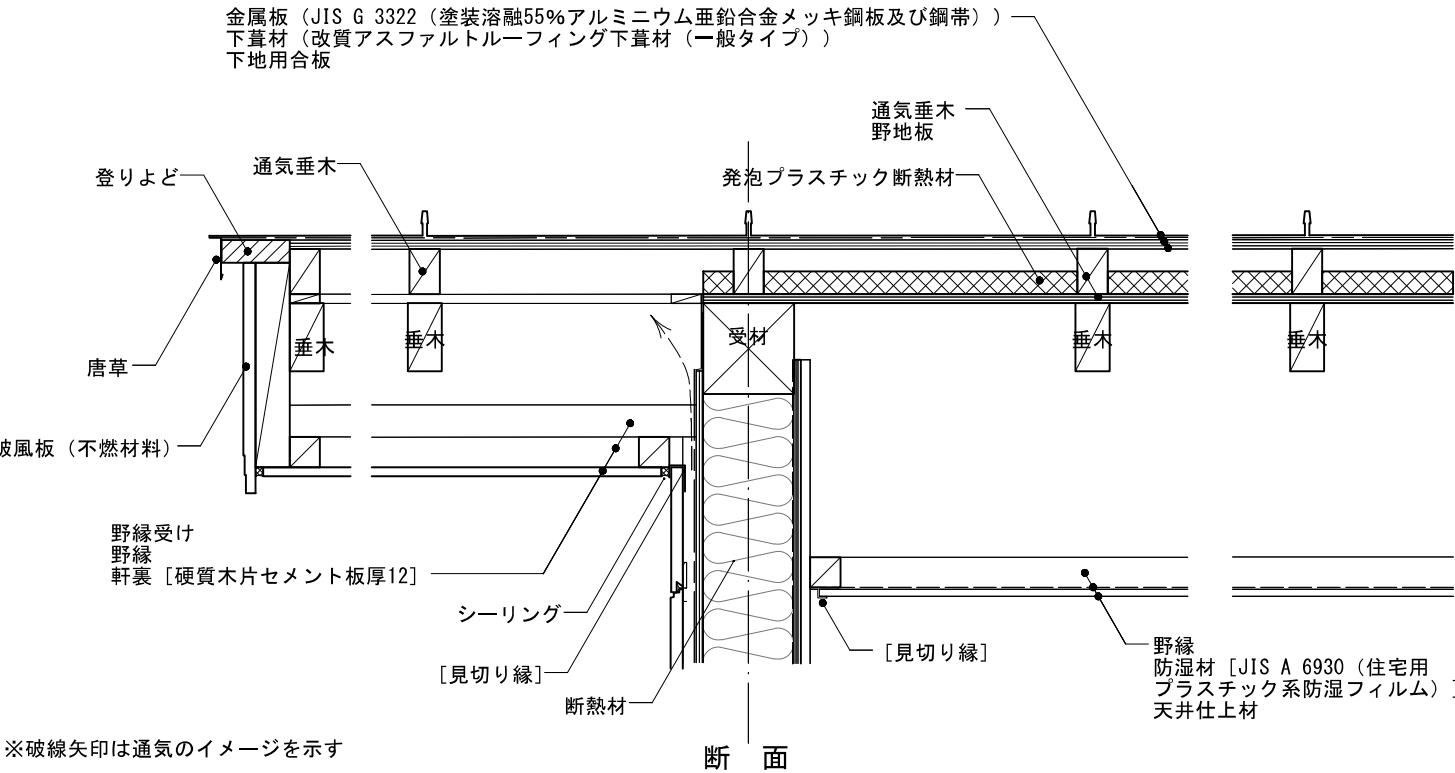
（注）各部位の参考図において、当該部位以外は原則として統一した仕様としているが、番号に*をつけたものは、当該部位以外の仕上げや断熱材の位置が一部異なる仕様となっている。

a 軒部（水下）

※破線矢印は通気のイメージを示す

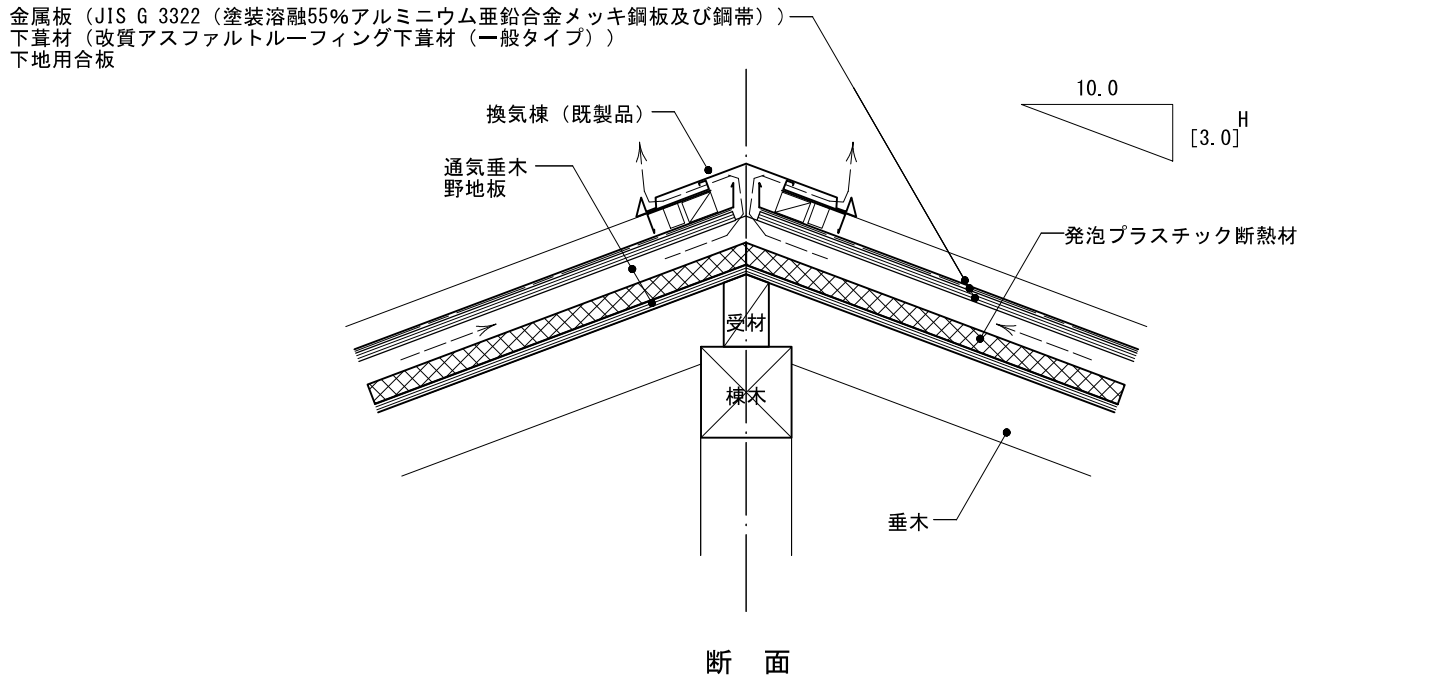


b けらば部



c 棟部

※破線矢印は通気のイメージを示す



参考図のポイント

- ・屋根は不燃材料（金属板葺の立て平葺）としている。
- ・屋根の通気は、構造用面材（野地板）の上部に厚さ30mmの通気層を設け、屋根通気と外壁通気を一体で行うこととしている。
- ・屋根の断熱として、通気垂木の間に発泡プラスチック断熱材を取り付けている。
- ・屋根の防湿気密は、気密テープ等により隙間なく連続させた野地板及び発泡プラスチック断熱材で確保しており、天井裏面の防湿材は補助的なものである。

- ・小屋組の架構は和小屋とし、けらば部は母屋を持ち出して垂木を支える方式としている。
- ・軒先について、軒裏に設ける換気口は防火構造認定品としている。また、屋根と軒裏の取合い部に設けた広小舞は、「木造建築物の防・耐火設計マニュアル」((国研)建築研究所監修)における炎の侵入を有効に防止できる構造を参照し、厚さ30mm以上としている。
- ・特殊工法によるものは製造所の仕様による。

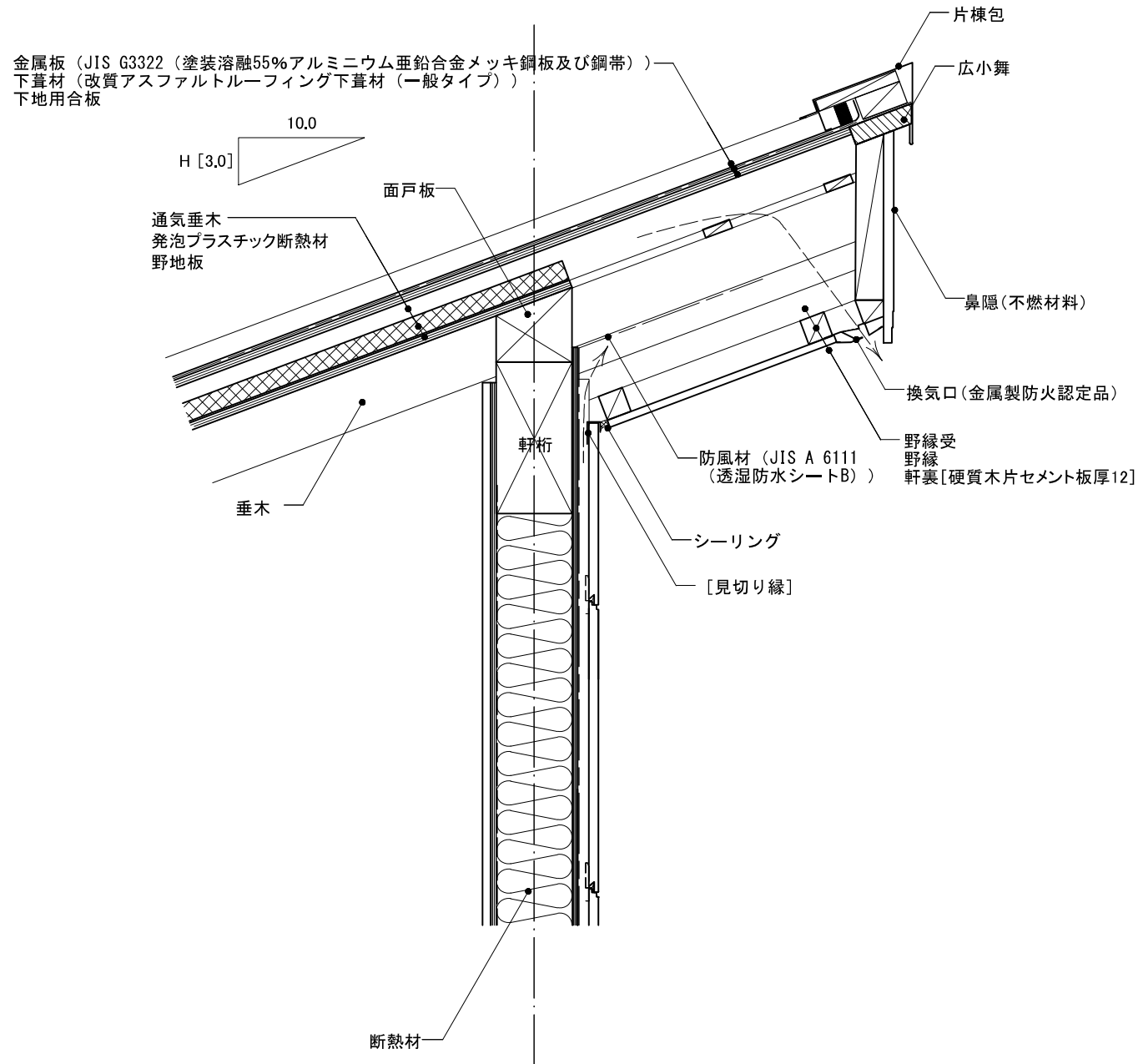
特記事項

- ・木部材の樹種名、寸法等
- ・下葺材の種類
- ・断熱材の種類、厚さ、密度等
- ・防湿材、気密材、防風材の種類、厚さ
- ・天井の仕上材の種類等
- ・といの材料、取付け間隔等
- ・金属板の種類
- ・通し吊子の寸法、釘留め間隔
- ・葺き方に応じた各部工法等

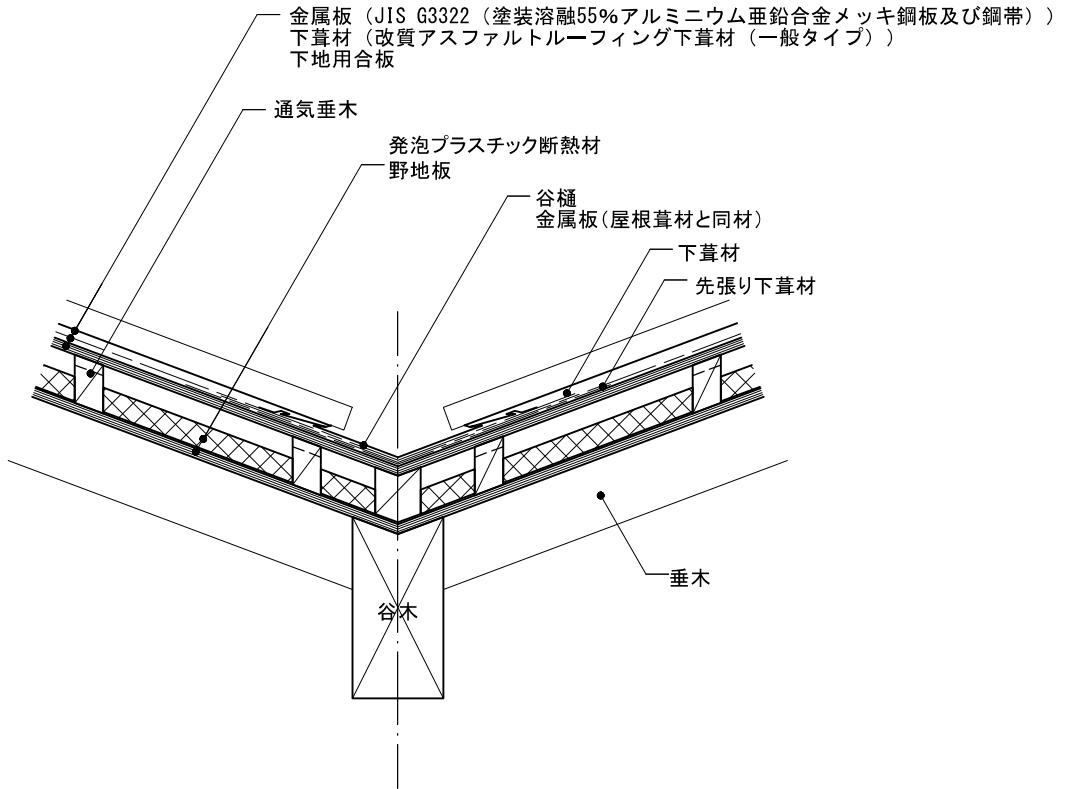
図面名称	屋根・軒裏 1	
	・金属板葺 ・屋根断熱（外張り）	
	縮尺	1/10
木造ディテール参考図 令和8年版		1-1

d 軒部（水上）

※破線矢印は通気イメージを示す

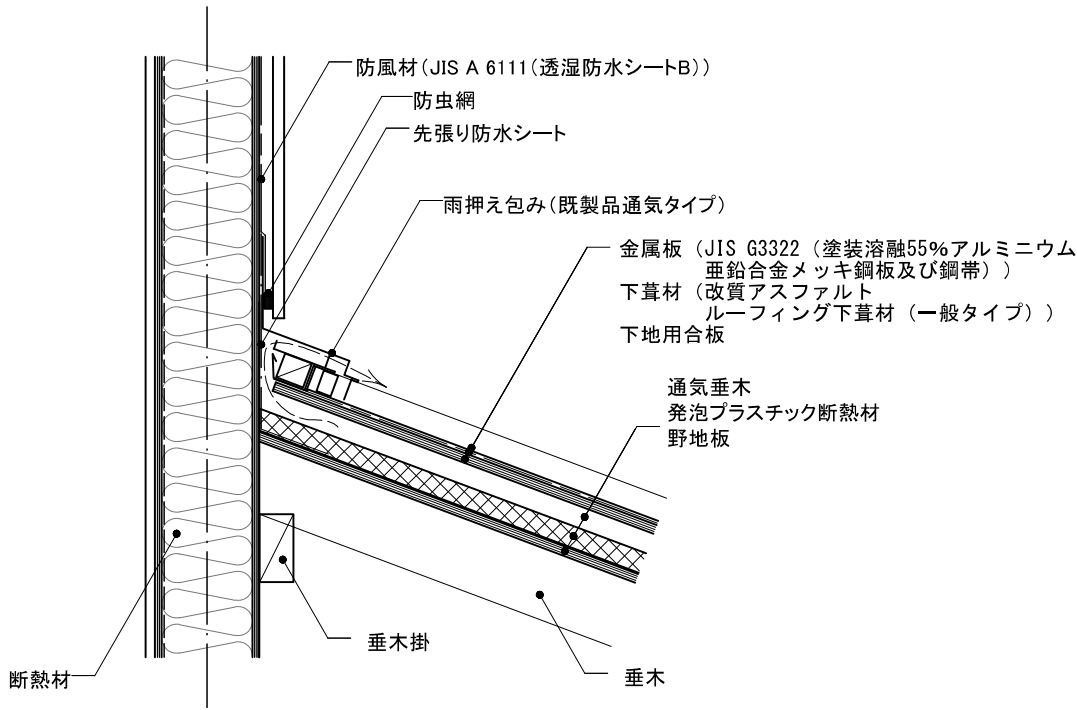


e 谷部（勾配のある部分）



f 外壁立上り取合い部

※破線矢印は通気イメージを示す



参考図のポイント

- ・屋根は不燃材料（金属板葺の立て平葺）としている。
- ・屋根の通気は、構造用面材（野地板）の上部に厚さ30mmの通気層を設け、屋根通気と外壁通気を一体で行うこととしている。
- ・屋根の断熱として、通気垂木の間に発泡プラスチック断熱材を取り付けている。
- ・屋根の防湿気密は、気密テープ等により隙間なく連続させた野地板及び発泡プラスチック断熱材で確保している。
- ・小屋組の架構は和小屋とし、けらば部は母屋を持ち出して垂木を支える方式としている。

- ・谷部の防水として、先張り下葺材を谷から両側に300mm以上の範囲に設置した上で、下葺材を谷を越えて反対側に250mm以上延ばしている。
- ・谷部の通気は、谷木に近い部分の通気垂木の上部に一部欠き込みを設けて確保している。
- ・軒先について、軒裏に設ける換気口は防火構造認定品としている。また、屋根と軒裏の取合い部に設けた広小舞は、「木造建築物の防・耐火設計マニュアル」（(国研)建築研究所監修)における炎の侵入を有効に防止できる構造を参照し、厚さ30mm以上としている。
- ・特殊工法によるものは製造所の仕様による。

特記事項

- ・木部材の樹種名、寸法等
- ・下葺材の種類
- ・断熱材の種類、厚さ、密度等
- ・防湿材、気密材、防風材の種類、厚さ
- ・天井の仕上材の種類等
- ・といの材料、取付け間隔等
- ・金属板の種類
- ・通し吊子の寸法、釘留め間隔
- ・葺き方に応じた各部工法等

図面
名称

屋根・軒裏 1

- ・金属板葺
- ・屋根断熱（外張り）

縮尺

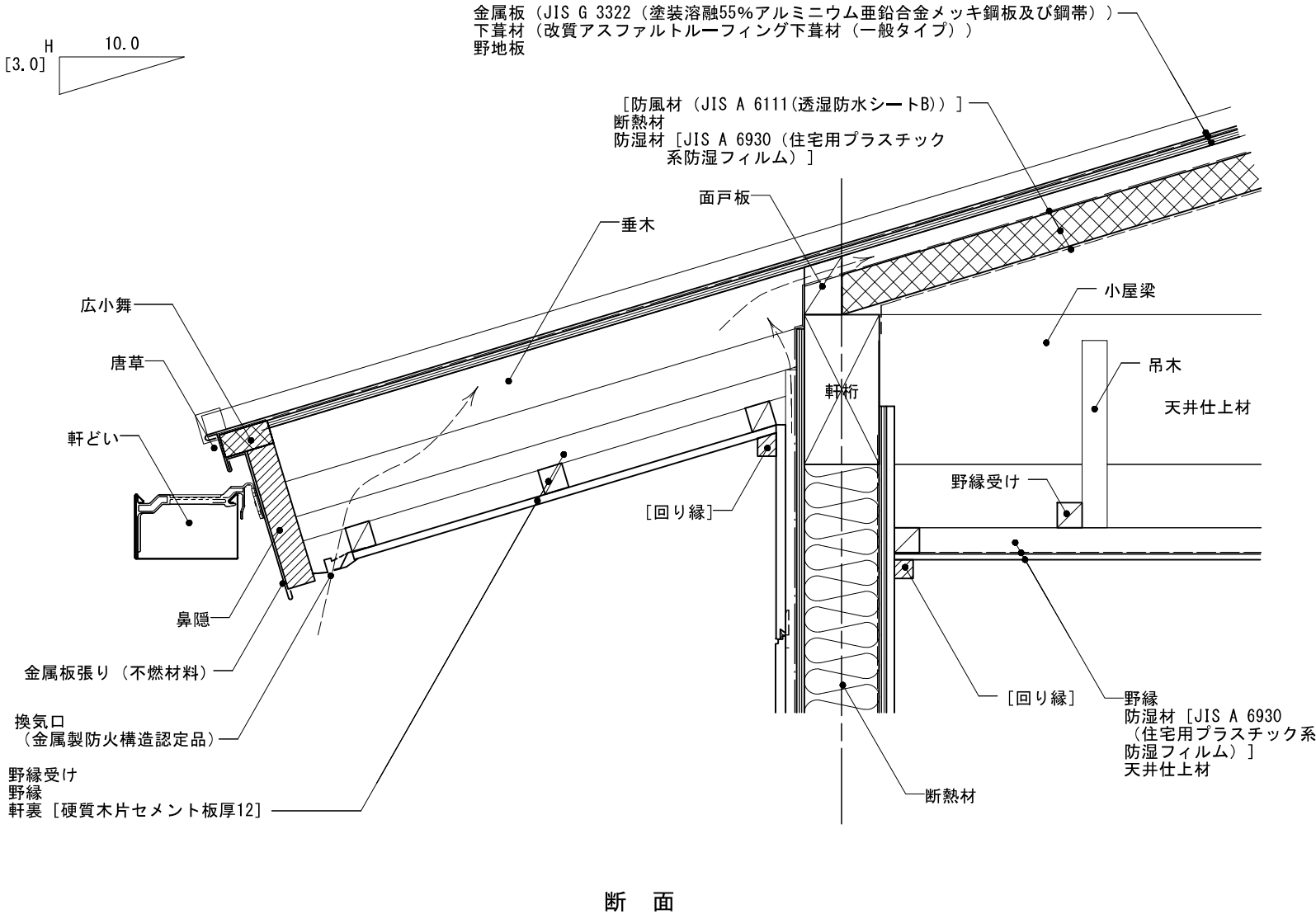
1/10

木造ディテール参考図
令和8年版

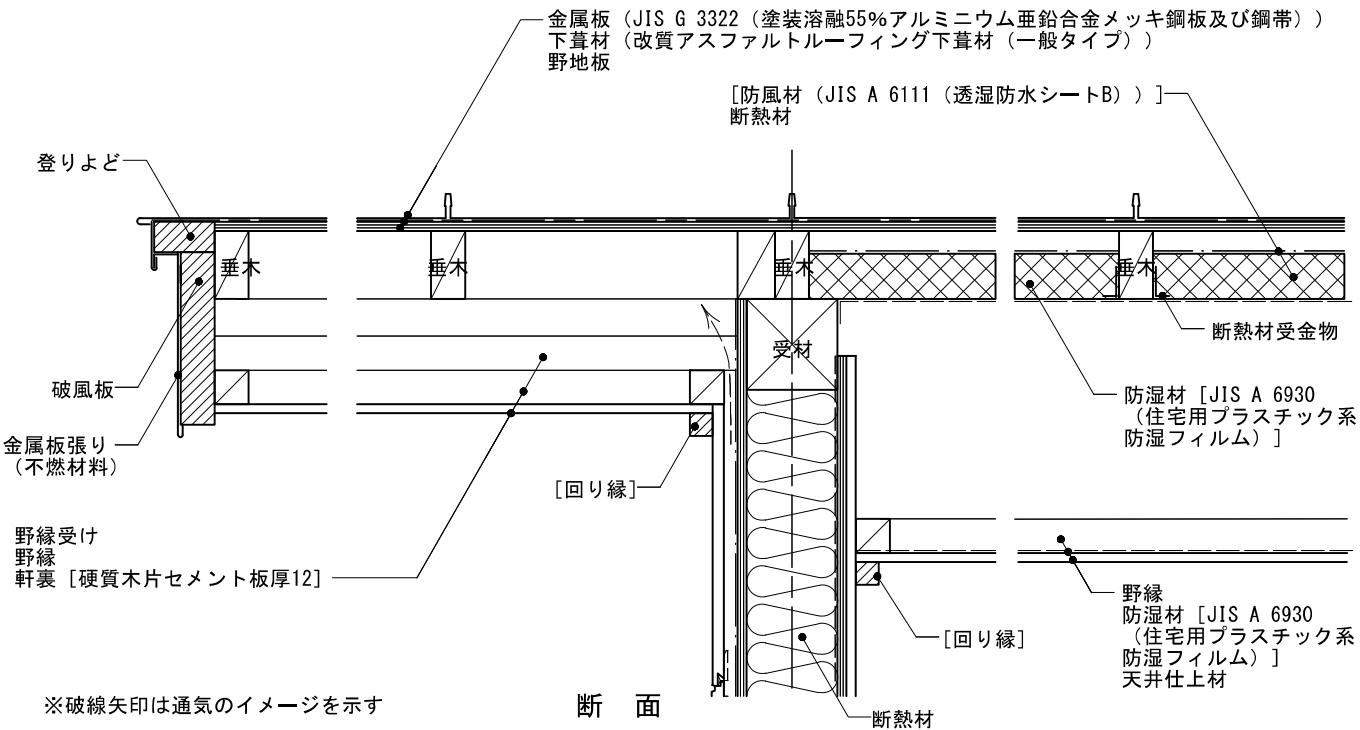
1-1 (2)

a　軒部（水下）

※破線矢印は通気のイメージを示す

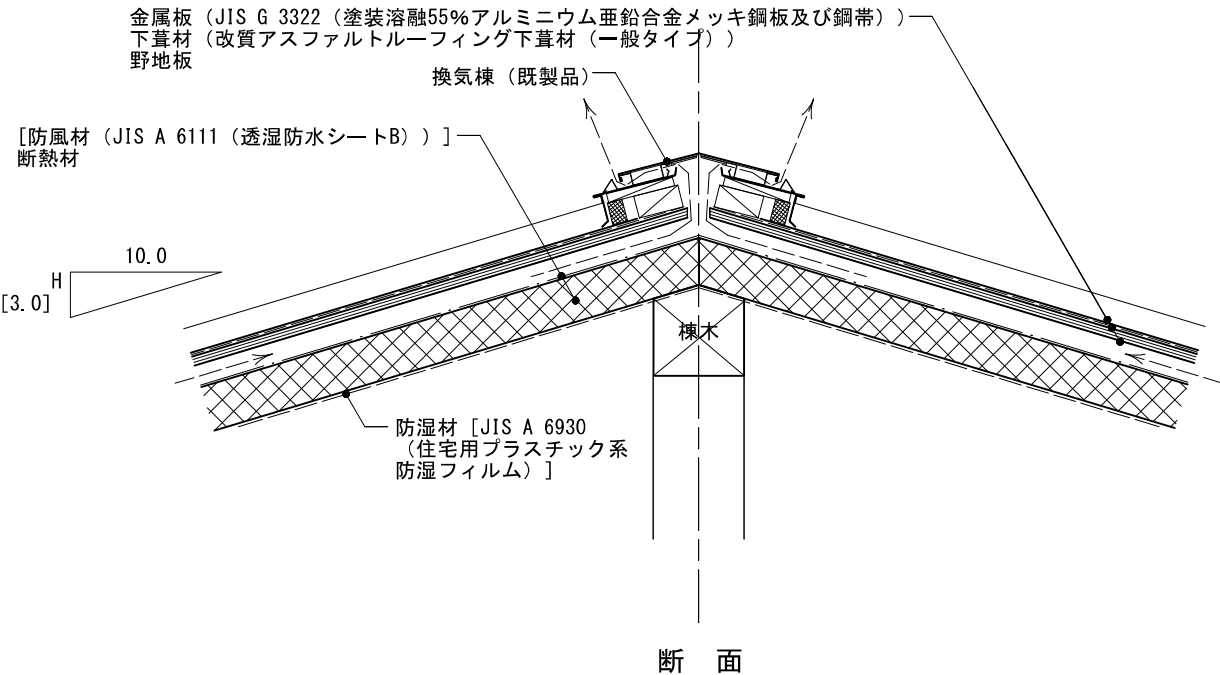


b　けらば部



c　棟部

※破線矢印は通気のイメージを示す



参考図のポイント

- ・屋根は不燃材料（金属板葺の立て平葺）としている。
- ・屋根の通気は、構造用面材（野地板）を受ける垂木の間に厚さ30mmの通気層を設け、屋根通気と外壁通気を一体で行うこととしている。
- ・屋根の断熱として、垂木間に断熱材を取り付けている。繊維断熱材を用いる場合は、断熱材の屋外側に防風材を設ける。
- ・屋根の防湿気密は、軒桁との取合い部まで連続させた屋根断熱材下面の防湿材で確保しており、天井裏面の防湿材は補助的なものである。
- ・小屋組の架構は和小屋とし、けらば部は母屋を持ち出して垂木を支える方式としている。

- ・軒先について、軒裏に設ける換気口は防火構造認定品としている。また、屋根と軒裏の取合い部に設けた広小舞は、「木造建築物の防・耐火設計マニュアル」（(国研)建築研究所監修)における炎の侵入を有効に防止できる構造を参照し、厚さ30mm以上としている。
- ・特殊工法によるものは製造所の仕様による。

特記事項

- ・木部材の樹種名、寸法等
- ・下葺材の種類
- ・断熱材の種類、厚さ、密度等
- ・防湿材、気密材、防風材の種類、厚さ
- ・天井の仕上材の種類等
- ・といの材料、取付け間隔等
- ・金属板の種類
- ・通し吊子の寸法、釘留め間隔
- ・葺き方に応じた各部工法等

図面
名称

屋根・軒裏　２
・金属板葺
・屋根断熱（内張り）

縮尺

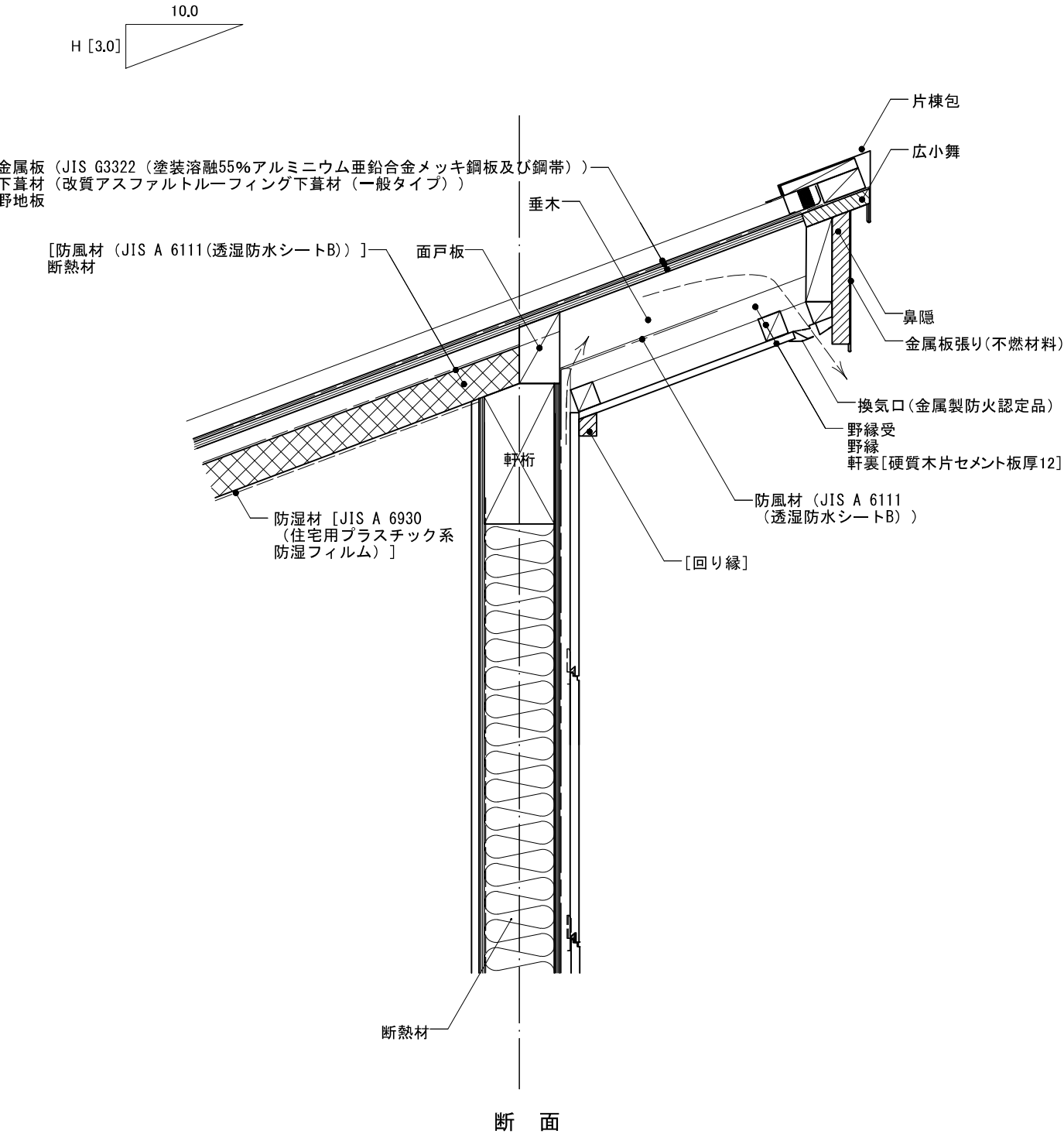
1/10

木造ディテール参考図
令和８年版

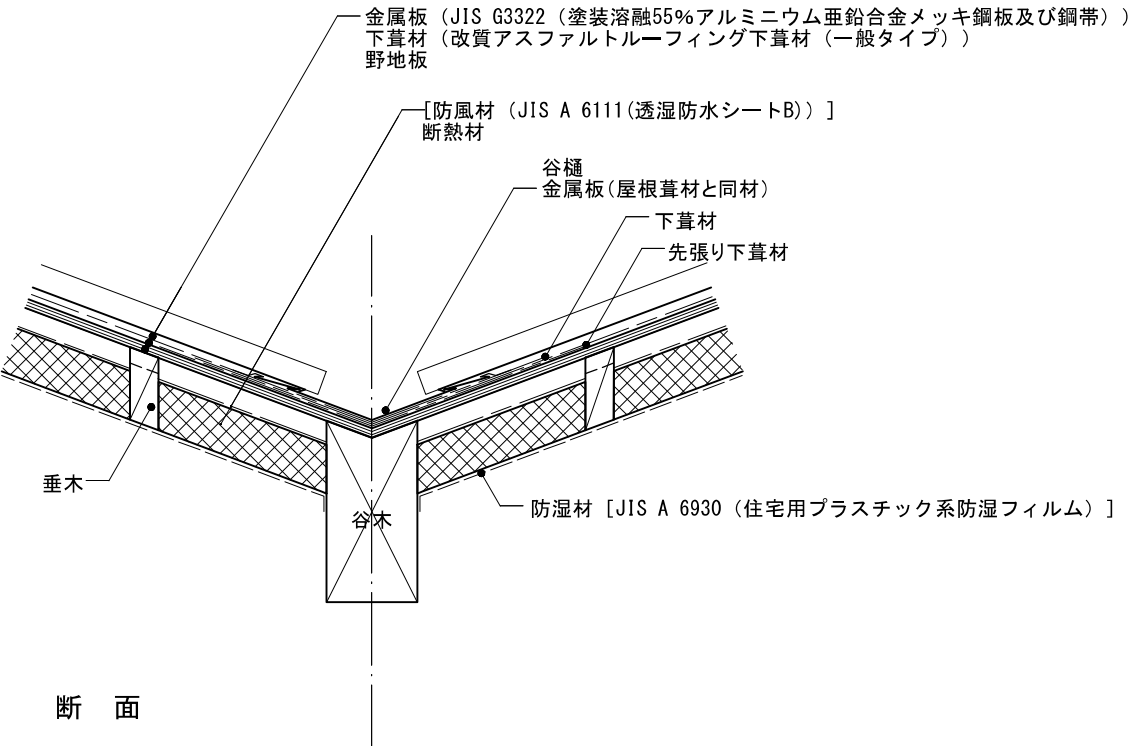
1-2

d 軒部（水上）

※破線矢印は通気イメージを示す

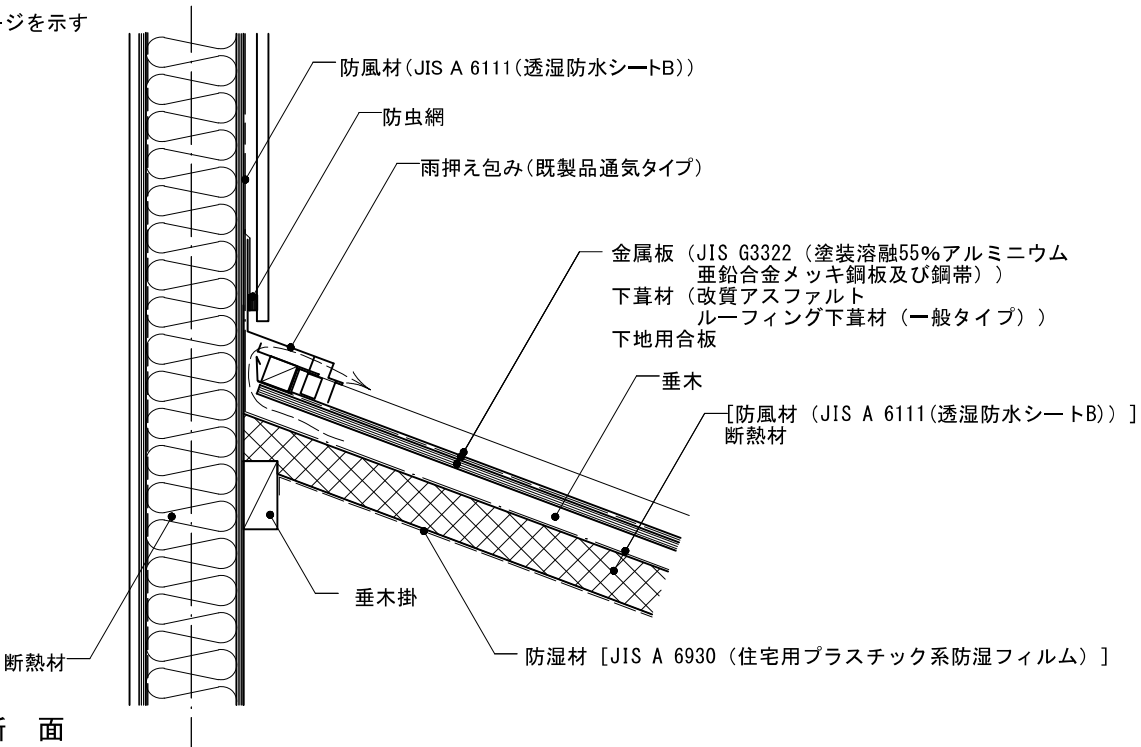


e 谷部（勾配のある部分）



f 外壁立上り取合い部

※破線矢印は通気イメージを示す



参考図のポイント

- ・屋根は不燃材料（金属板葺の立て平葺）としている。
- ・屋根の通気は、構造用面材（野地板）を受ける垂木の間に厚さ30mmの通気層を設け、屋根通気と外壁通気を一体で行うこととしている。
- ・屋根の断熱として、垂木間に断熱材を取り付けている。繊維断熱材を用いる場合は、断熱材の屋外側に防風材を設ける。
- ・屋根の防湿気密は、軒桁との取合い部まで連続させた屋根断熱材下面の防湿材で確保しており、天井裏面の防湿材は補助的なものである。
- ・谷部の防水として、先張り下葺材を谷から両側に300mm以上の範囲に設置した上で、下葺材を谷を越えて反対側に250mm以上延ばしている。

- ・谷部の通気は、谷木に近い部分の通気垂木の上部に一部欠き込みを設けて確保している。
- ・軒先について、軒裏に設ける換気口は防火構造認定品としている。また、屋根と軒裏の取合い部に設けた広小舞は、「木造建築物の防・耐火設計マニュアル」（(国研)建築研究所監修）における炎の侵入を有効に防止できる構造を参照し、厚さ30mm以上としている。
- ・特殊工法によるものは製造所の仕様による。

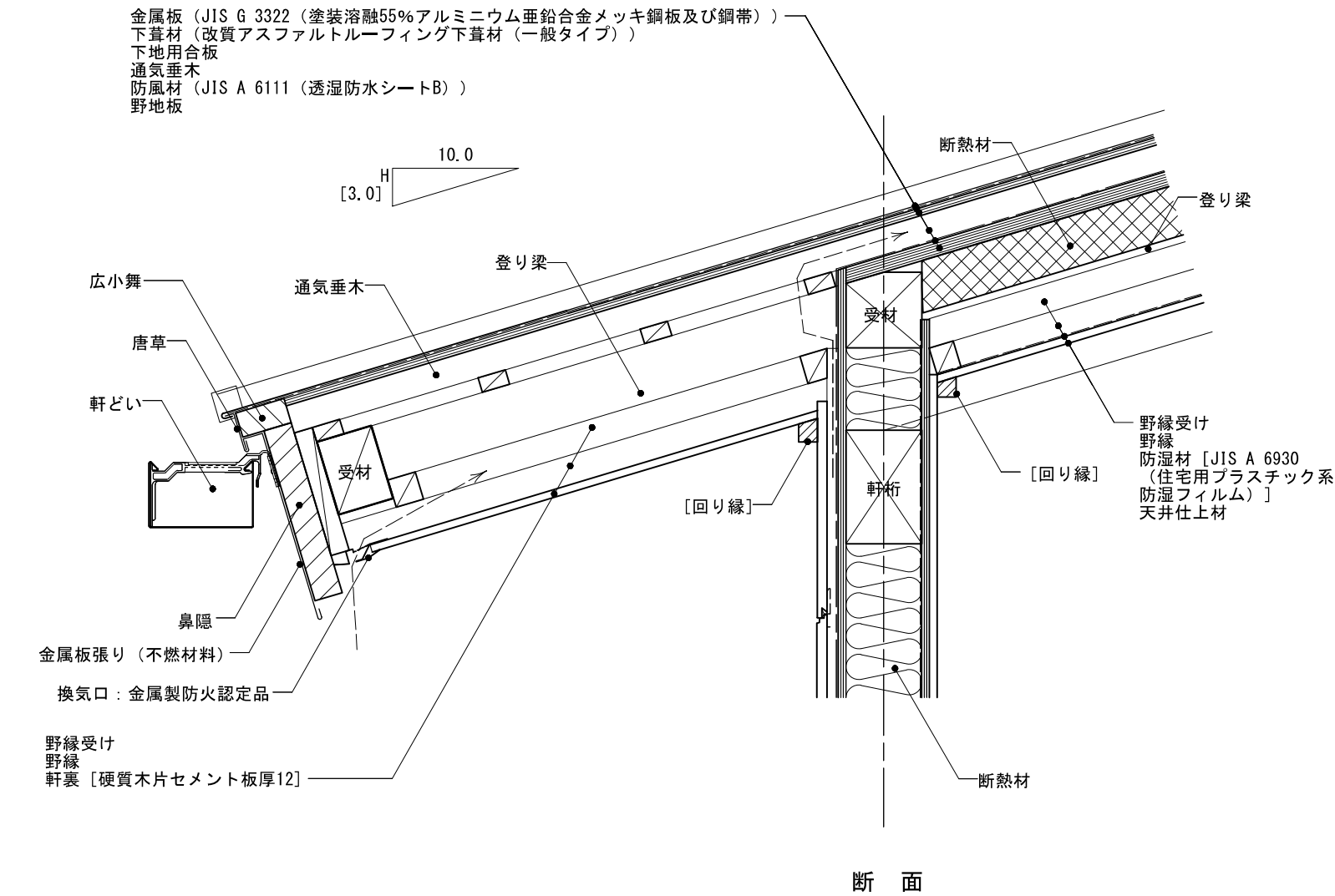
特記事項

- ・木部材の樹種名、寸法等
- ・下葺材の種類
- ・断熱材の種類、厚さ、密度等
- ・防湿材、気密材、防風材の種類、厚さ
- ・天井の仕上材の種類等
- ・といの材料、取付け間隔等
- ・金属板の種類
- ・通し吊子の寸法、釘留め間隔
- ・葺き方に応じた各部工法等

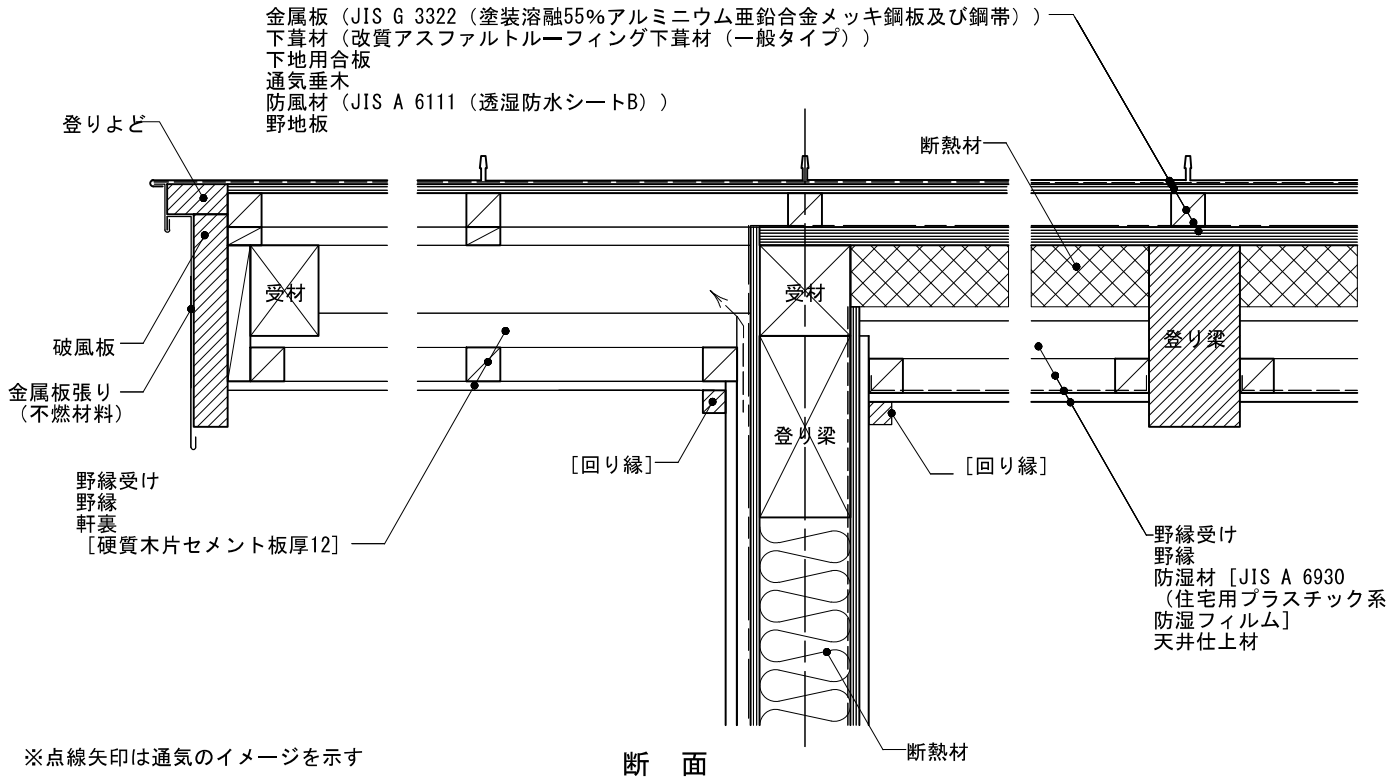
図面 名称	屋根・軒裏 2	
	・金属板葺 ・屋根断熱（内張り）	
縮尺	1/10	1-2 ₍₂₎
木造ディテール参考図 令和8年版		

a　軒部（水下）

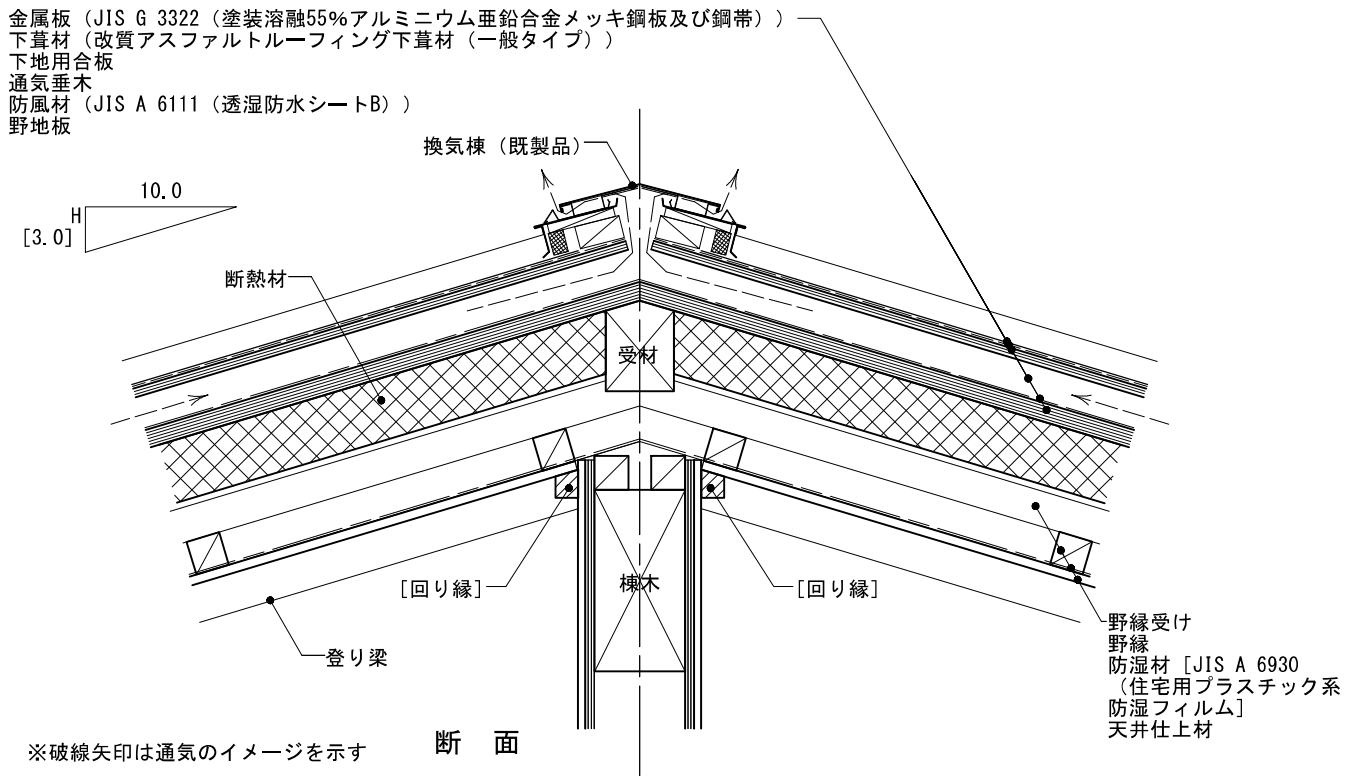
※破線矢印は通気イメージを示す



b　けらば部



c　棟部



参考図のポイント

- ・屋根は不燃材料（金属板葺の立て平葺）としている。
- ・屋根の通気は、構造用面材（野地板）の上部に厚さ30mmの通気層を設け、屋根通気と外壁通気を一体で行うこととしている。
- ・屋根の断熱として、構造用面材の下面に断熱材を取り付けている。
- ・屋根の防湿気密は、気密テープ等により隙間なく連続させた天井裏面の防湿層を、登り梁の側面に立ち上げることで確保している。
- ・小屋組の架構は登り梁の形式としている。

- ・軒先について、軒裏に設ける換気口は防火構造認定品としている。また、屋根と軒裏の取合い部に設けた広小舞は、「木造建築物の防・耐火設計マニュアル」（(国研)建築研究所監修)における炎の侵入を有効に防止できる構造を参照し、厚さ30mm以上としている。
- ・特殊工法によるものは製造所の仕様による。

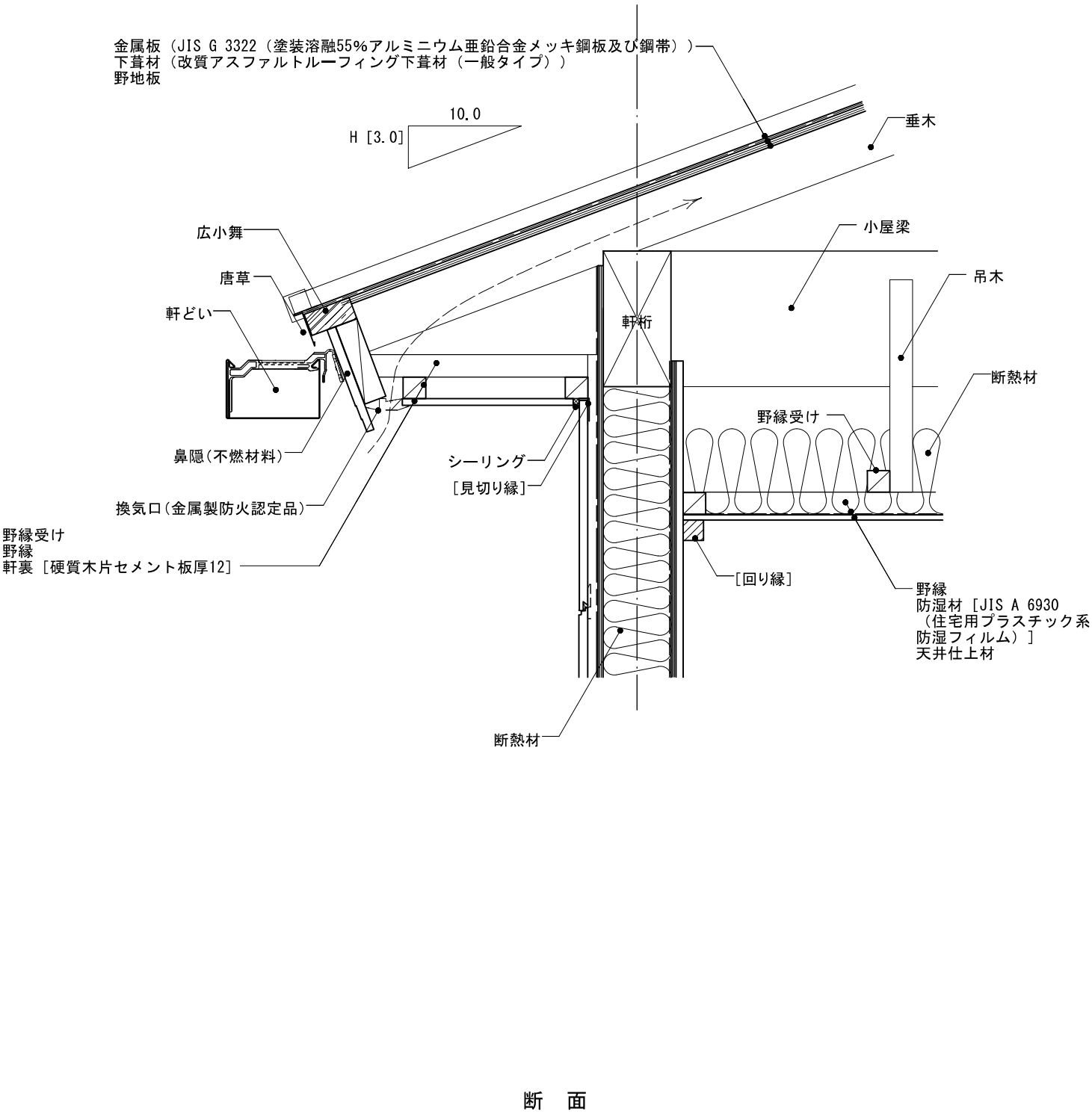
特記事項

- ・木部材の樹種名、寸法等
- ・下葺材の種類
- ・断熱材の種類、厚さ、密度等
- ・防湿材、気密材、防風材の種類、厚さ
- ・天井の仕上材の種類等
- ・といた材料、取付け間隔等
- ・金属板の種類
- ・通し吊子の寸法、釘留め間隔
- ・葺き方に応じた各部工法等

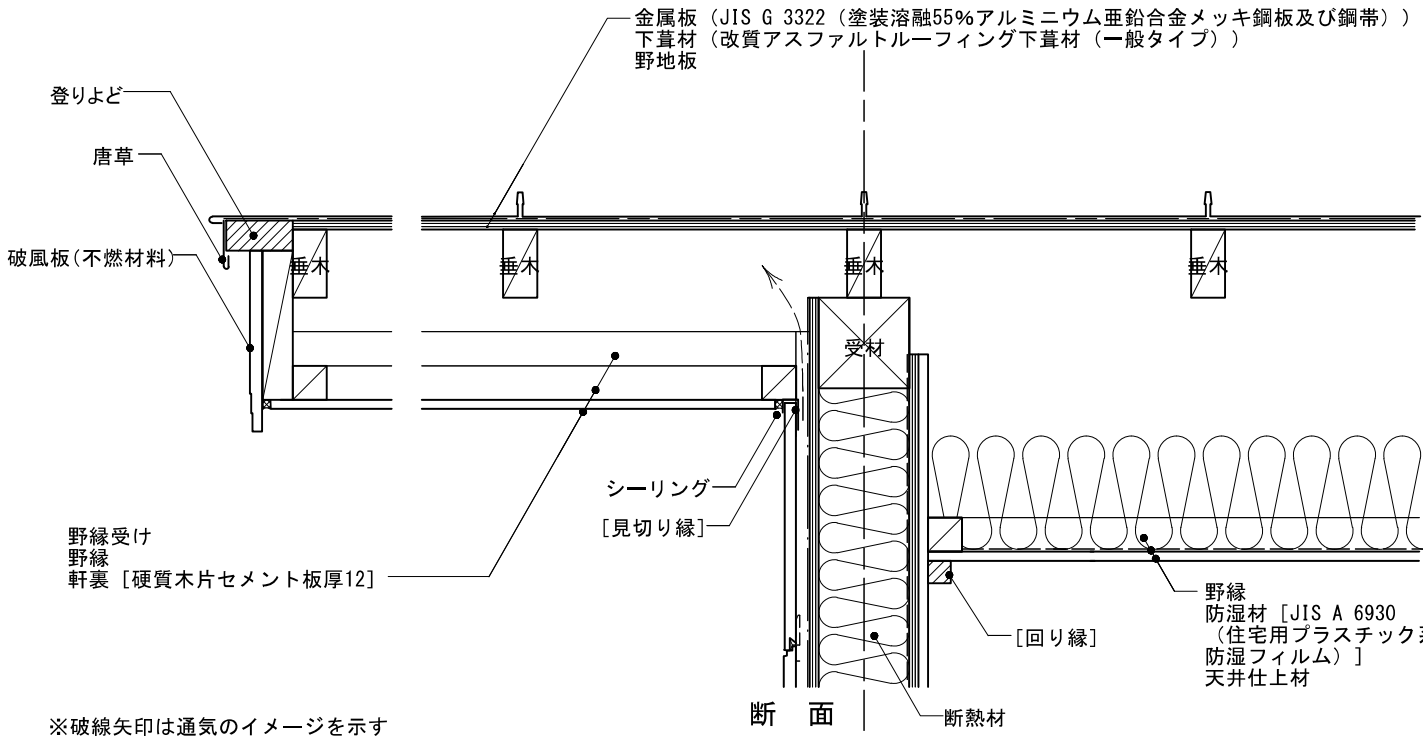
図面 名称	屋根・軒裏 3	
	・ 金属板葺 ・ 屋根断熱（内張り）	
縮尺	1/10	1-3
木造ディテール参考図 令和8年版		

a 軒部（水下）

※破線矢印は通気のイメージを示す



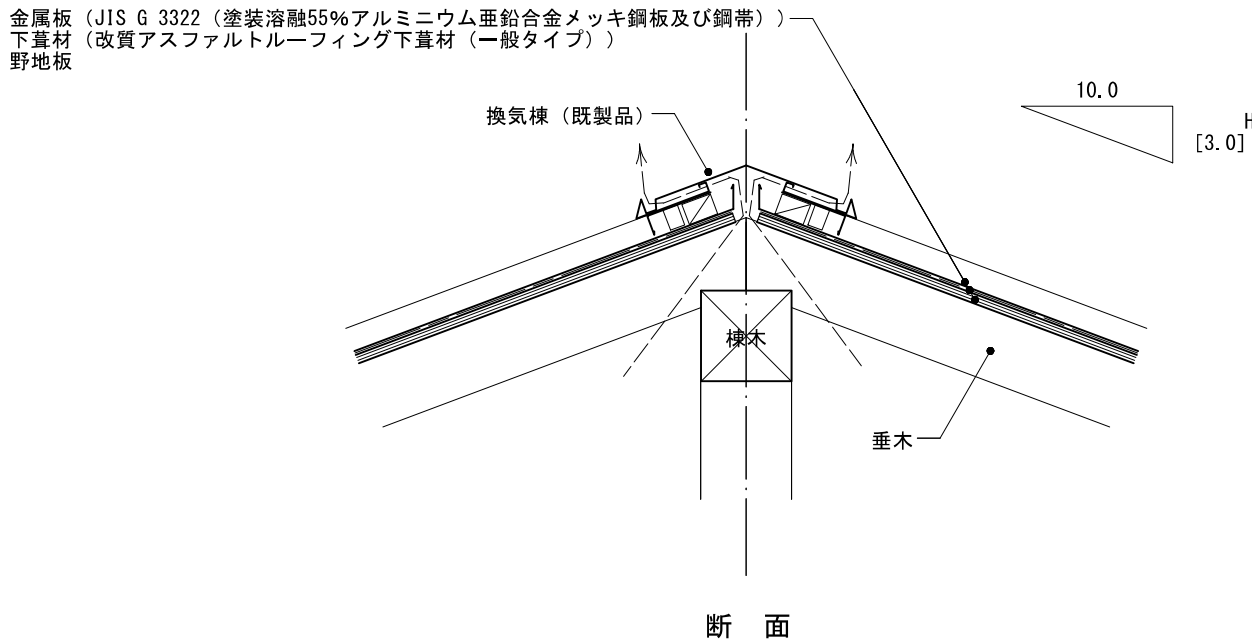
b けらば部



※破線矢印は通気のイメージを示す

c 棟部

※破線矢印は通気のイメージを示す



参考図のポイント

- ・屋根は不燃材料（金属板葺の立て平葺）としている。
- ・天井断熱としている。
- ・屋根及び小屋裏の通気は、軒裏に設ける換気口及び棟部に設けた換気棟により、外壁通気を一体で行うこととしている。
- ・天井裏面に防湿材を設置することで天井裏への湿気の流入を抑止している。回り縁の設置も天井裏への湿気の流入抑止に寄与している。
- ・小屋組の架構は和小屋とし、けらば部は母屋を持ち出して垂木を支える方式としている。

- ・軒先について、軒裏に設ける換気口は防火構造認定品としている。また、屋根と軒裏の取合い部に設けた広小舞は、「木造建築物の防・耐火設計マニュアル」（(国研)建築研究所監修)における炎の侵入を有効に防止できる構造を参照し、厚さ30mm以上としている。
- ・特殊工法によるものは製造所の仕様による。

特記事項

- ・木部材の樹種名、寸法等
- ・下葺材の種類
- ・断熱材の種類、厚さ、密度等
- ・防湿材、気密材、防風材の種類、厚さ
- ・天井の仕上材の種類等
- ・といの材料、取付け間隔等
- ・金属板の種類
- ・通し吊子の寸法、釘留め間隔
- ・葺き方に応じた各部工法等

図面名称

屋根・軒裏 4
・金属板葺
・天井断熱

縮尺

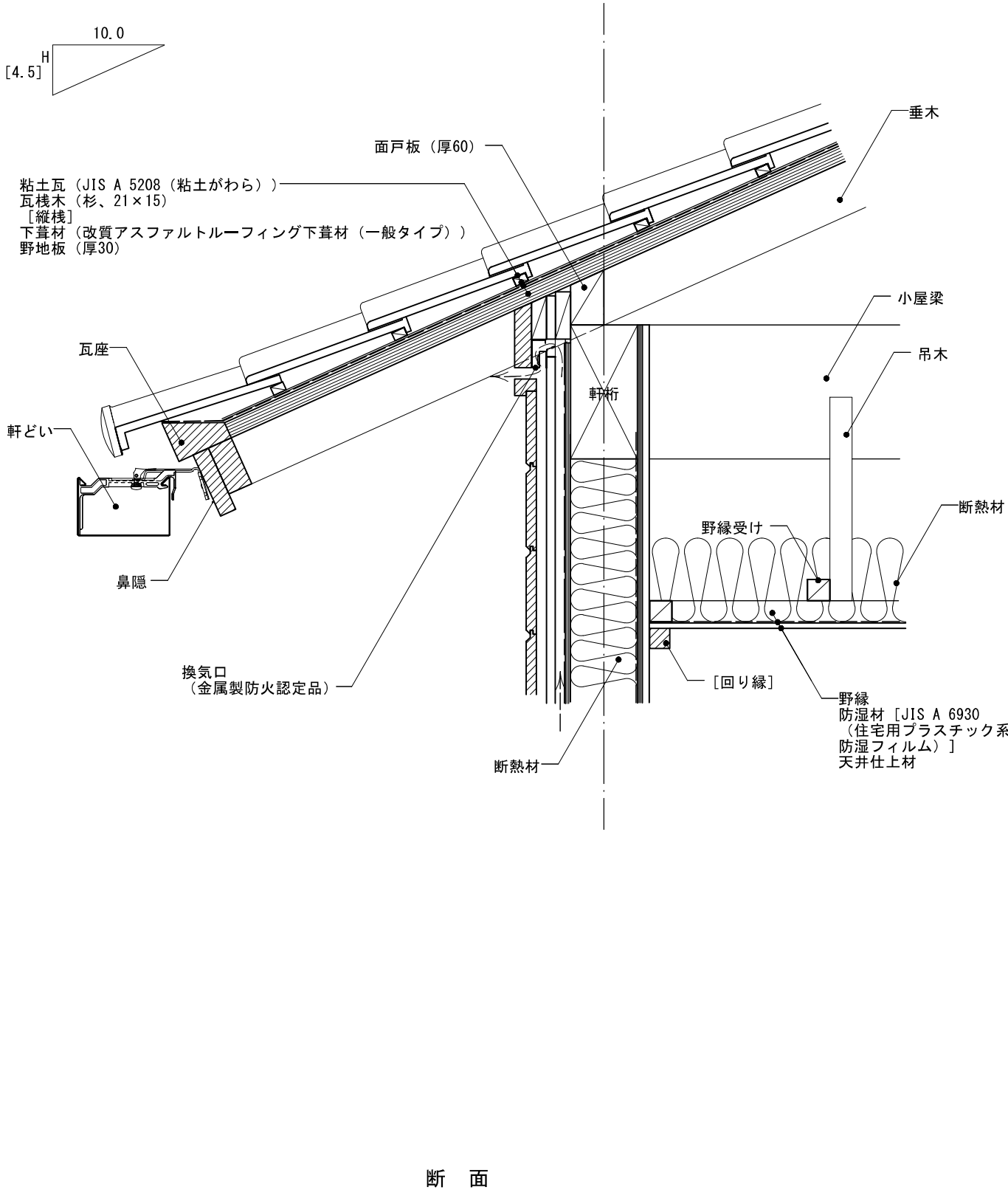
1/10

木造ディテール参考図
令和8年版

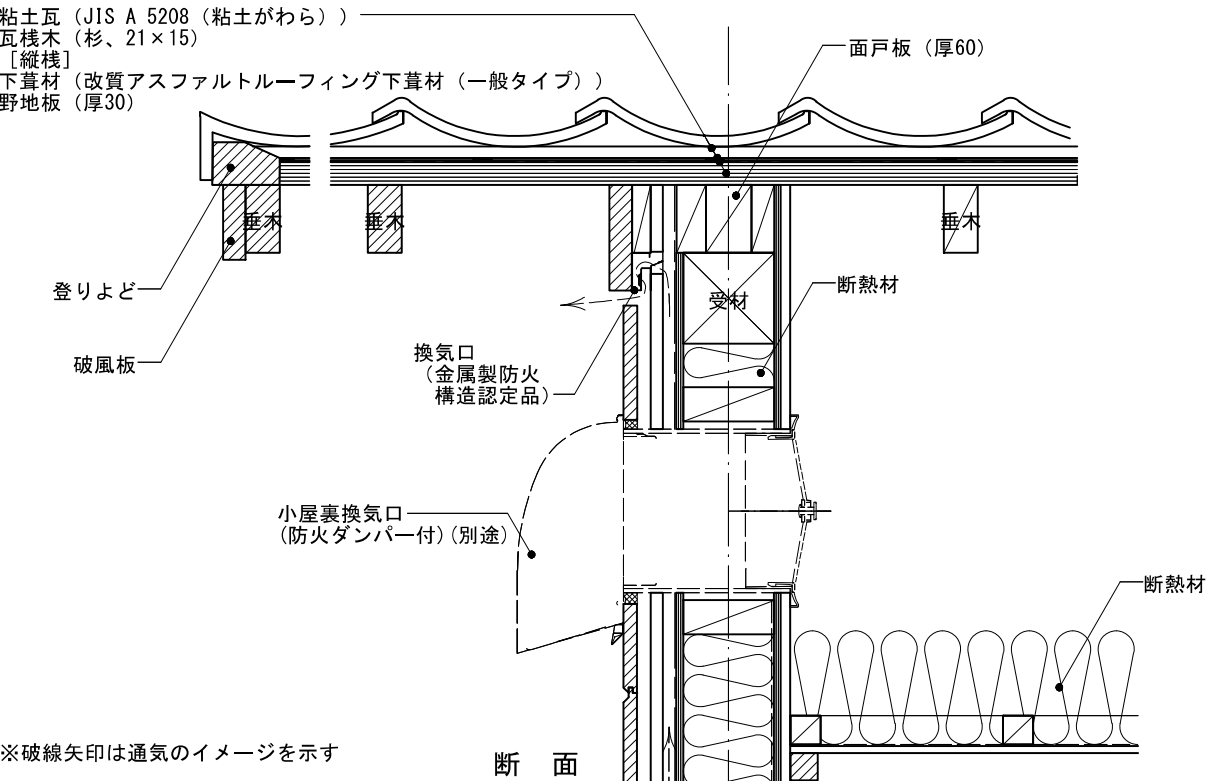
1-4

a 軒部（水下）

※破線矢印は通気のイメージを示す

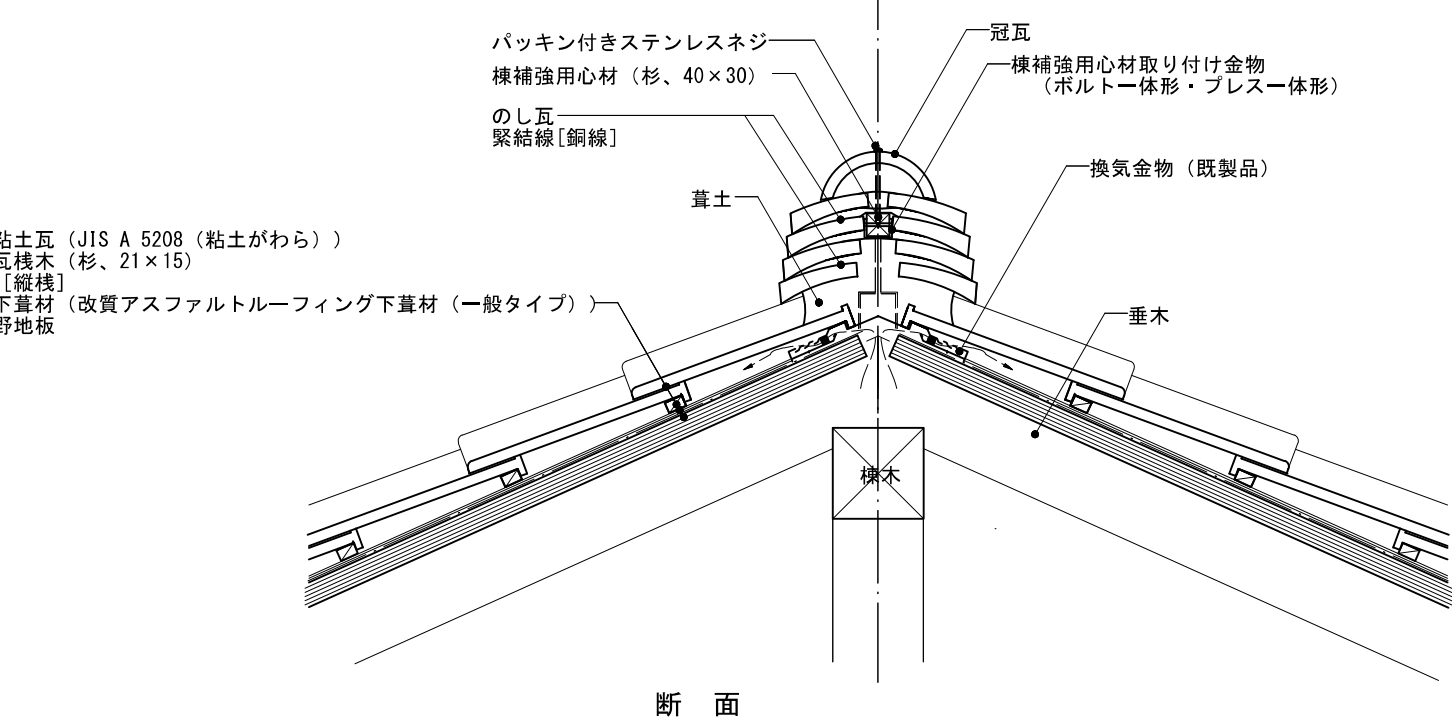


b けらば部



c 棟部

※破線矢印は通気のイメージを示す



参考図のポイント

- ・屋根は不燃材料（瓦葺）としている。
- ・天井断熱としている。
- ・小屋裏内の通気は、外壁の妻側に設置した小屋裏換気口（防火ダンパー付）及び棟部に設けた換気棟により確保している。
- ・外壁通気のための通気孔（排気口）は、外壁の上端部に設置している。金属製の換気部材（防火構造認定品）を防火被覆材と取合う部分に設けている。
- ・浸入水の排水を促進するために、瓦椀木（横椀）の下にテープ状の縦椀を設けている。

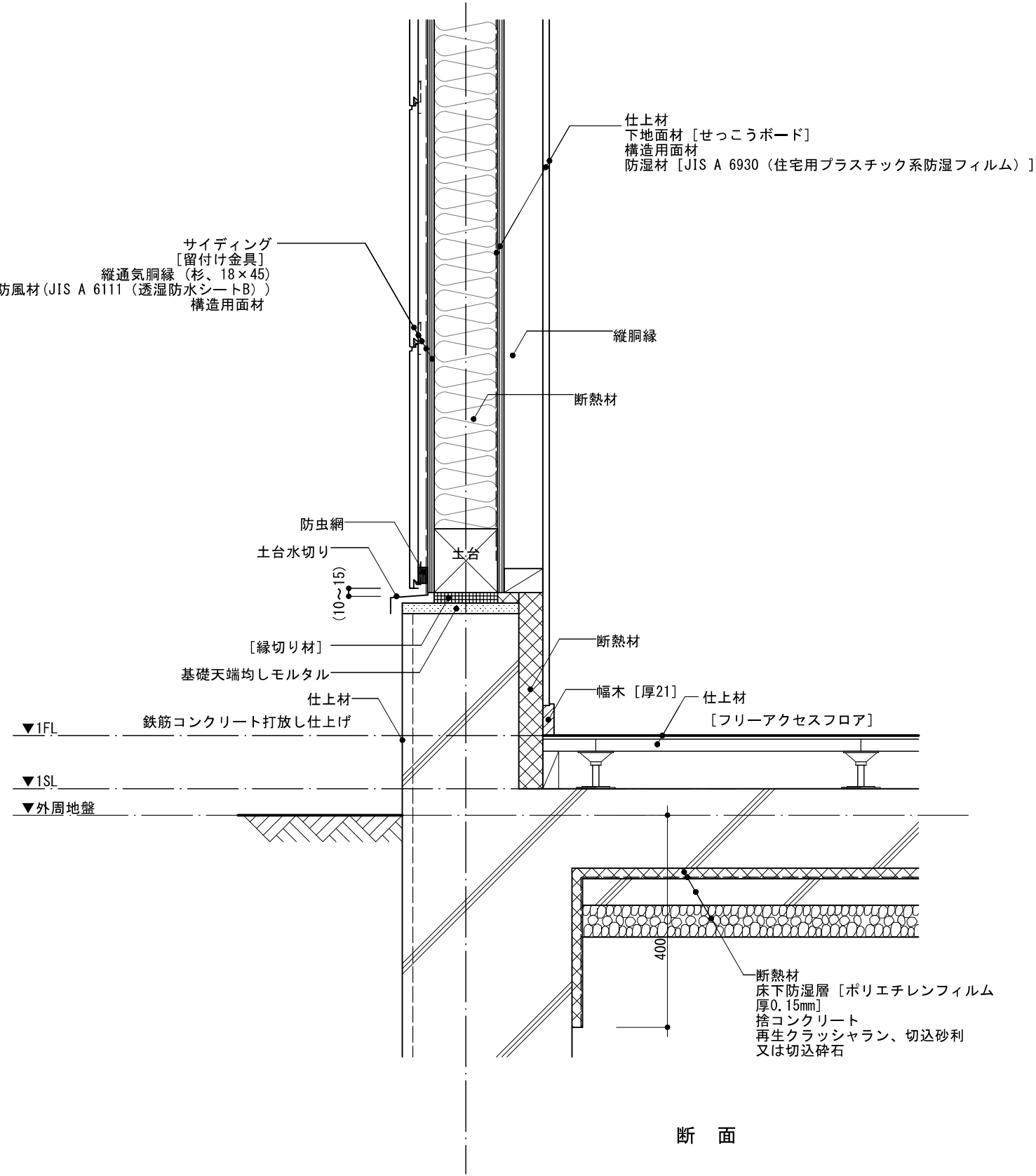
- ・木材現しとした軒裏は、準耐火構造の告示仕様（平成12年建設省告示第1358号第5）を参照し、厚さ30mm以上とし、面戸板を厚さ45mm以上の木材としている。
- ・葺き用しっくいの調合等は製造所の仕様による。

特記事項

- ・木部材の樹種名、寸法等
- ・下葺材の種類
- ・断熱材の種類、厚さ、密度等
- ・防湿材、気密材、防風材の種類、厚さ
- ・天井の仕上材の種類等
- ・といの材料、取付け間隔等
- ・粘土瓦の材料等
- ・粘土瓦の凍害試験
- ・粘土瓦の留付けに係る各部工法等

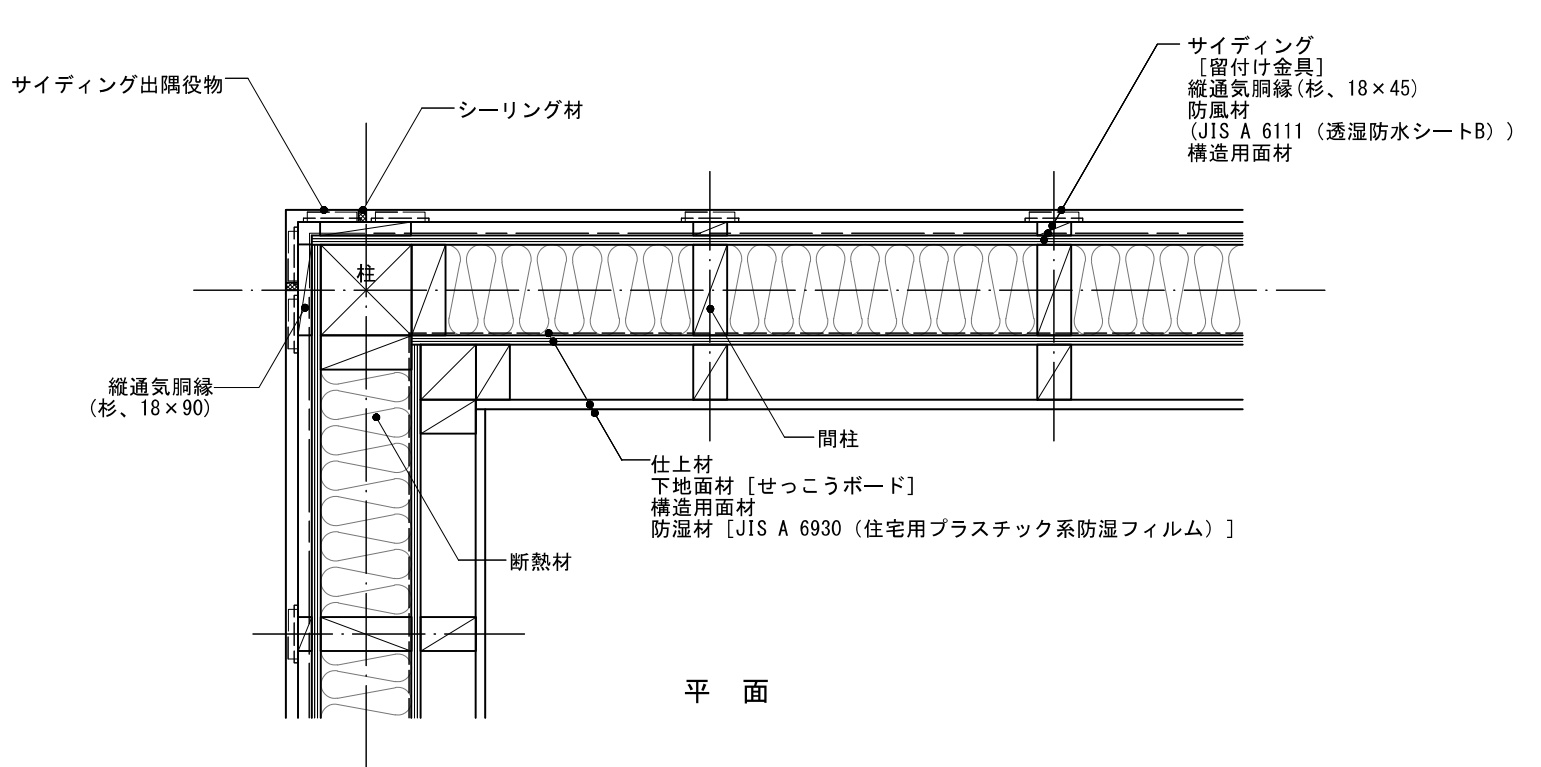
図面 名称	屋根・軒裏 5	
	・粘土瓦葺 ・天井断熱	
縮尺	1/10	1-5
木造ディテール参考図 令和8年版		

a　下端部（基礎との取合い部）



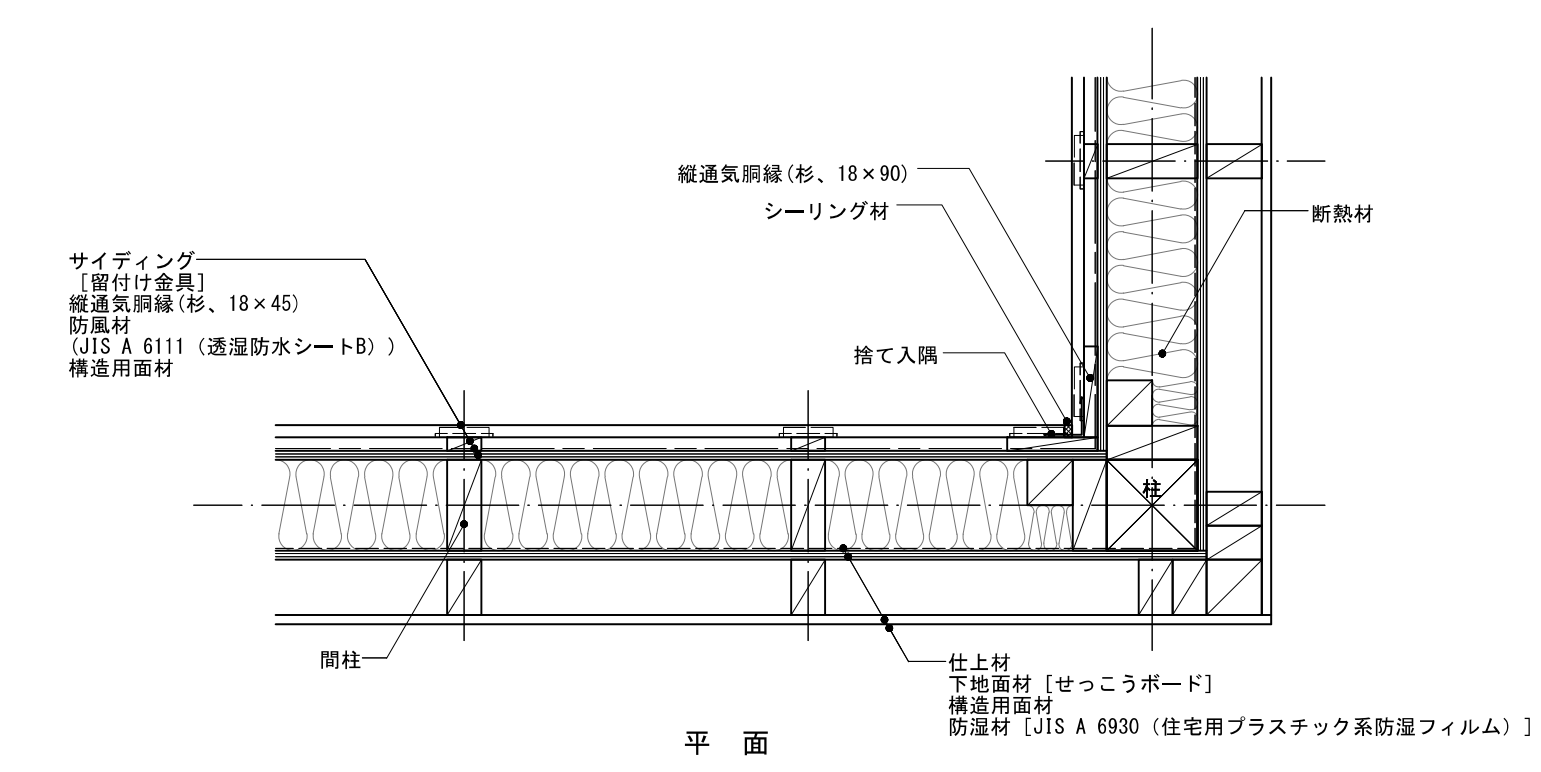
断面

b　中間部・出隅部



平面

c　中間部・入隅部



平面

参考図のポイント

- ・外壁は、サイディング（窯業系又は複合金属）としている。
- ・外壁の通気は、厚さ18mmの縦胴縁を設けることで、厚さ15mm以上が望ましいとされている通気層を確保している。
- ・充填断熱工法としている。
- ・地面から基礎天端までの高さは、土台等の木材の劣化防止のために、雨水のはね返りが土台等に作用しない400mm以上としている。
- ・外壁構造体（柱、間柱）の屋外側及び室内側の両面に構造用面材を設け、土台芯と外壁芯を揃えた場合である。

- ・基礎の断熱は、参考図の断熱方法に加えて、コンクリート底盤上面の外周部に断熱を施す方法がある。
- ・防火構造の告示仕様（平成12年建設省告示第1359号第1）を参照し、外壁は15mm以上の窯業系サイディング張り、室内側を厚さ9.5mm以上のせっこうボード張りとしている。
- ・サイディング材を金具留めする場合は、サイディング製造所が指定する仕様の留付け金具及び固定方法とする。出隅役物等もサイディング製造所の仕様により取り付ける。

特記事項

- ・モルタルの材料、厚さ、無収縮モルタルの適用有無等
- ・木部材の樹種名、寸法、品質、防腐・防蟻処理等
- ・通気金物の材質、形状、寸法
- ・断熱材の種類、厚さ、密度等
- ・防湿材、気密材、防風材の種類、厚さ
- ・内壁、床の仕上材の種類等
- ・フリーアクセスフロアの寸法等
- ・サイディングの張り方、種類、形状、寸法、防火・耐火性能等

図面
名称

外壁　1

- ・サイディング張り
- ・充填断熱工法

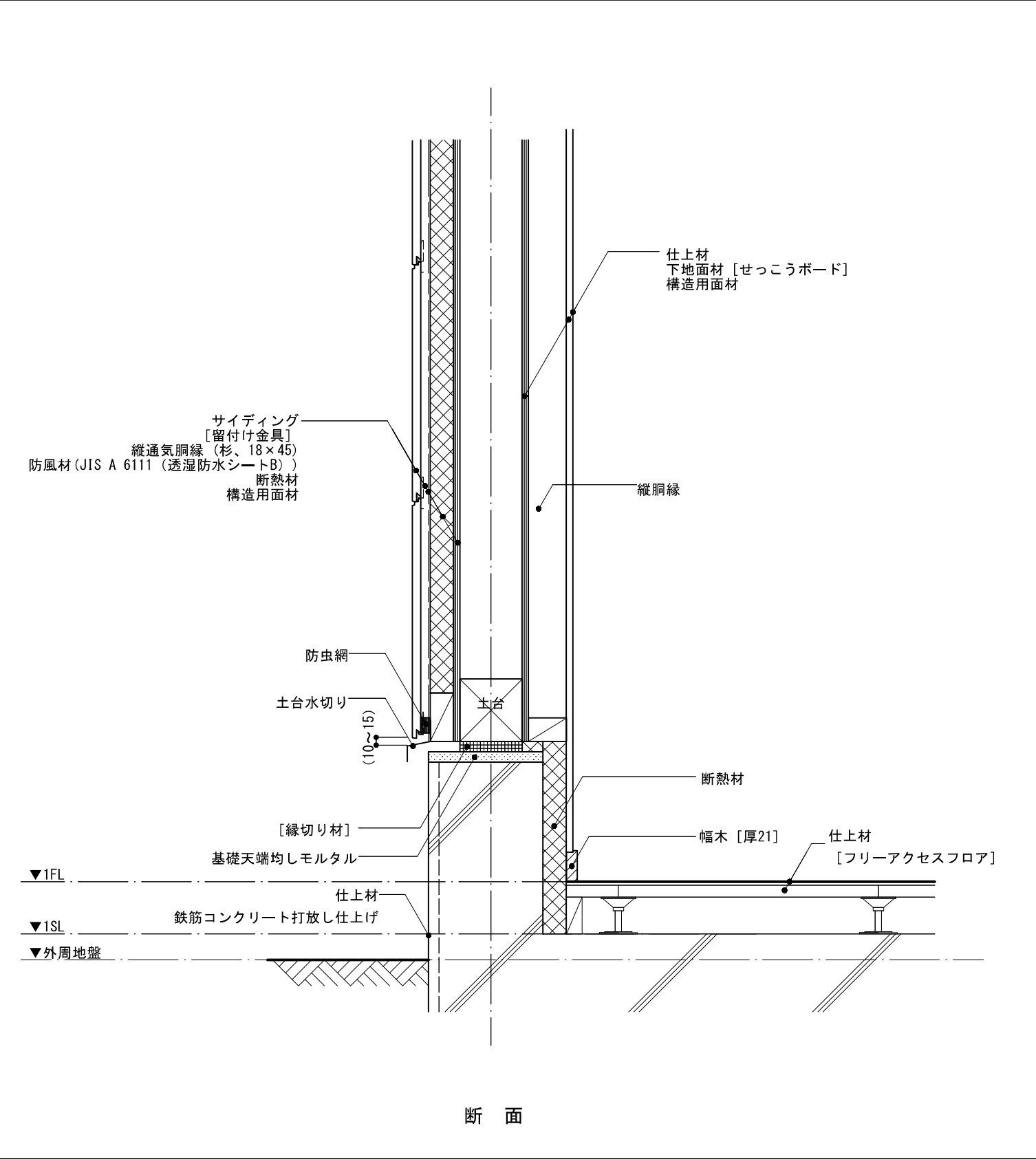
縮尺

1/10

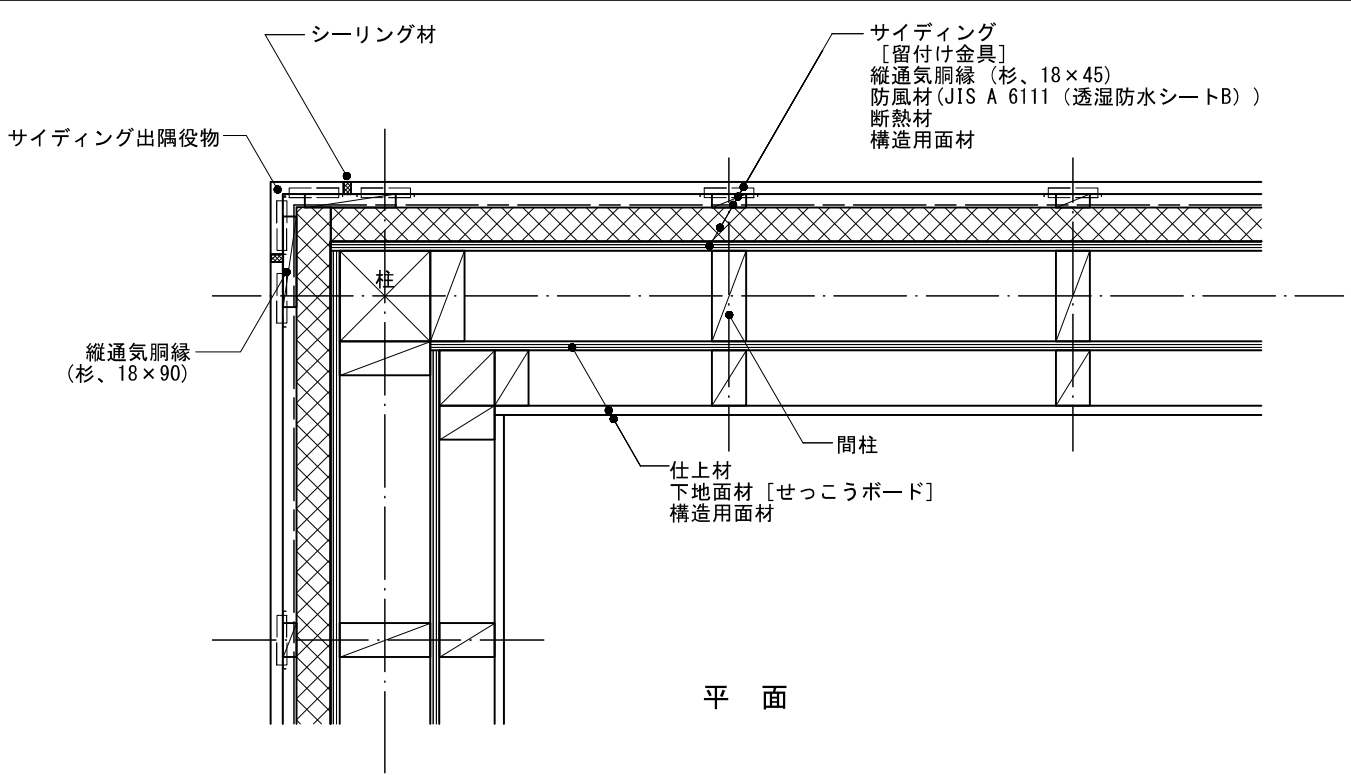
木造ディテール参考図
令和8年版

2-1

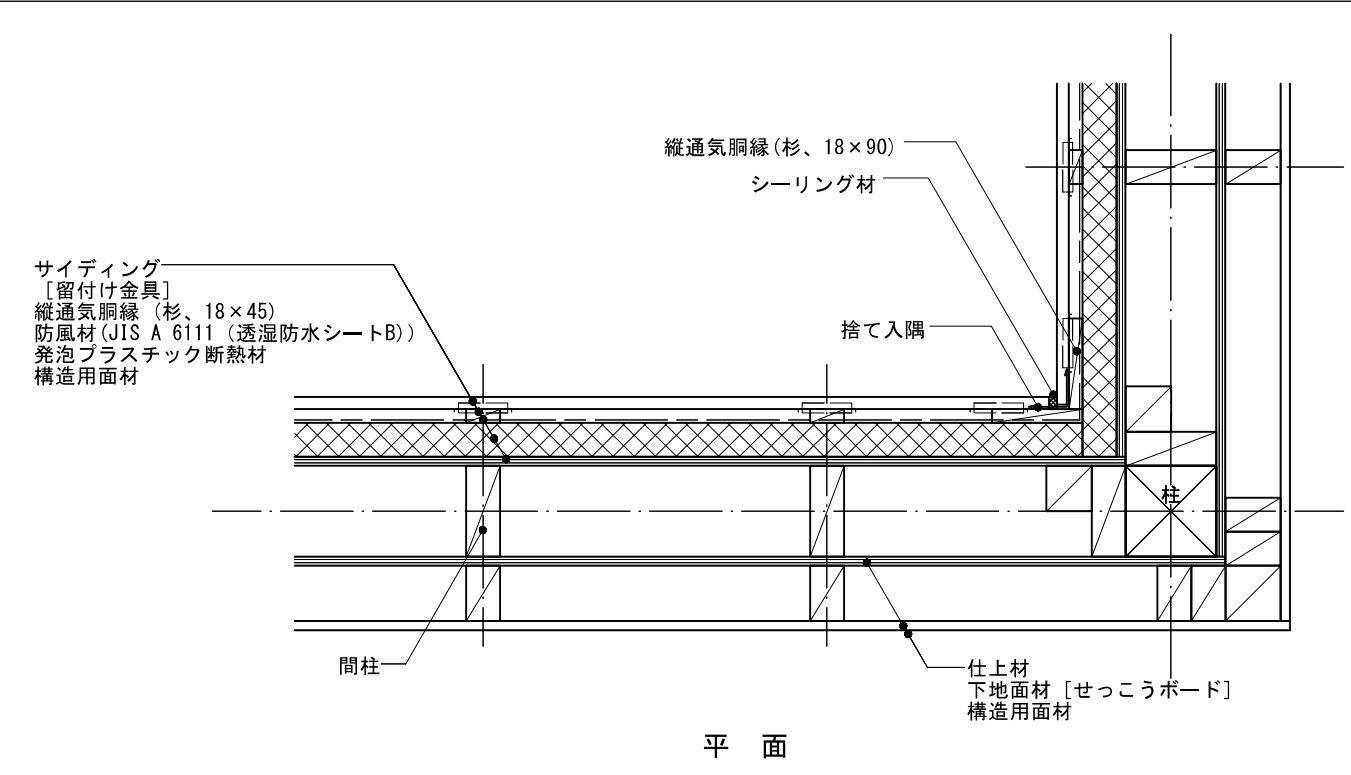
a　下端部（基礎との取合い部）



b　中間部・出隅部



c　中間部・入隅部



参考図のポイント

- ・外壁は、サイディング（窯業系又は複合金属）としている。
- ・外張断熱工法としている。充填断熱工法と併用される場合もある。
- ・外壁の通気は、厚さ18mmの縦胴縁を設けることで、厚さ15mm以上が望ましいとされている通気層を確保している。
- ・地面から基礎天端までの高さは、土台等の木材の劣化防止のために、雨水のはね返りが土台等に作用しない400mm以上としている。
- ・外壁構造体（柱、間柱）の屋外側及び室内側の両面に構造用面材を設け、土台芯と外壁芯を揃えた場合である。

- ・基礎の断熱は、参考図の断熱方法に加えて、コンクリート底盤上面の外周部に断熱を施す方法がある。
- ・防火構造の告示仕様（平成12年建設省告示第1359号第1）を参照し、外壁は15mm以上の窯業系サイディング張り、室内側を厚さ9.5mm以上のせっこうボード張りとしている。
- ・サイディング材を金具留めする場合は、サイディング製造所が指定する仕様の留付け金具及び固定方法とする。出隅役物等もサイディング製造所の仕様により取り付ける。

特記事項

- ・モルタルの材料、厚さ、無収縮モルタルの適用有無等
- ・木部材の樹種名、寸法、品質、防腐・防蟻処理等
- ・通気金物の材質、形状、寸法
- ・断熱材の種類、厚さ、密度等
- ・防湿材、気密材、防風材の種類、厚さ
- ・内壁、床の仕上材の種類等
- ・フリーアクセスフロアの寸法等
- ・サイディングの張り方、種類、形状、寸法、防火・耐火性能等

図面名称

外壁 2

- ・サイディング張り
- ・外張り断熱工法

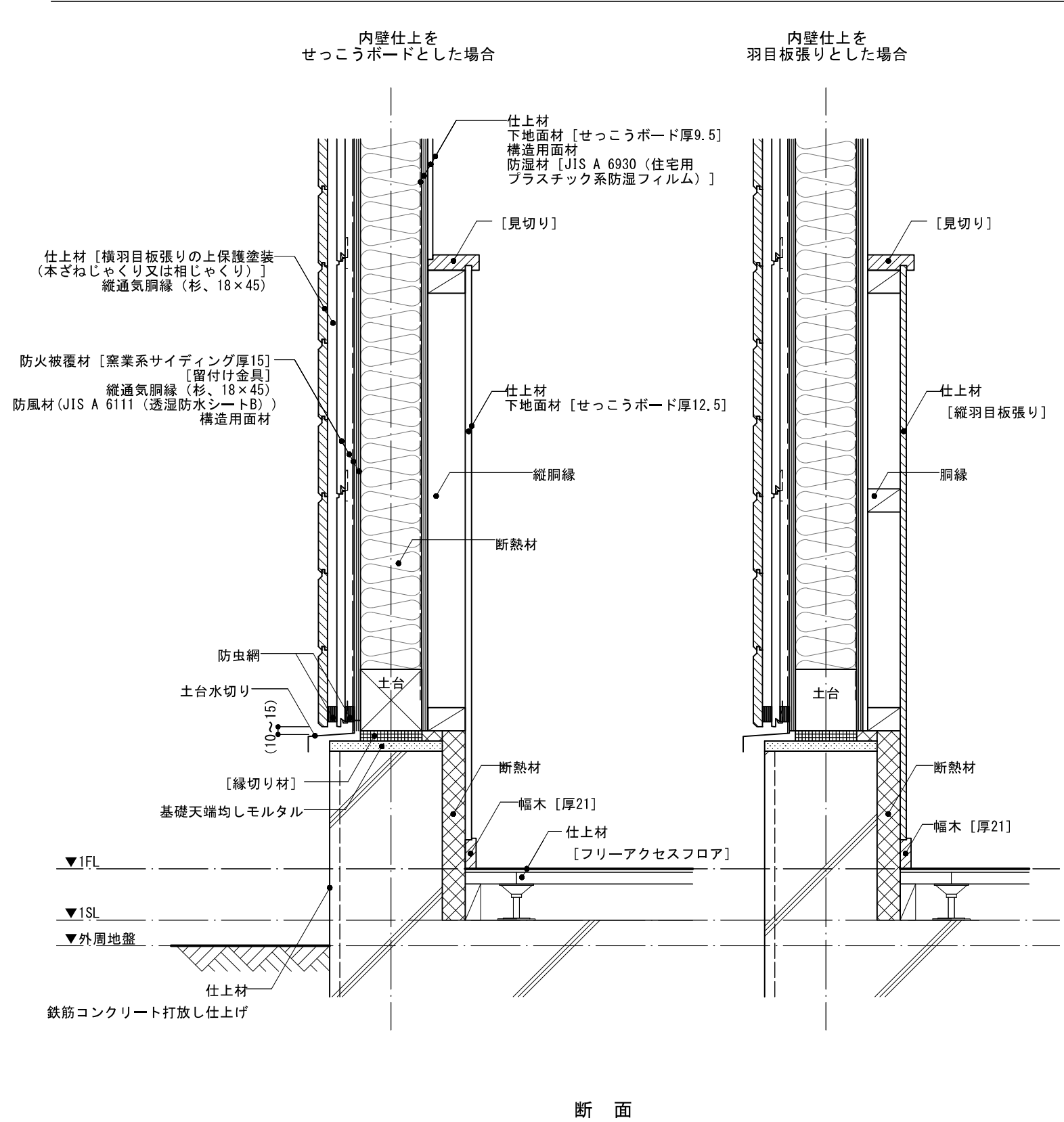
縮尺

1/10

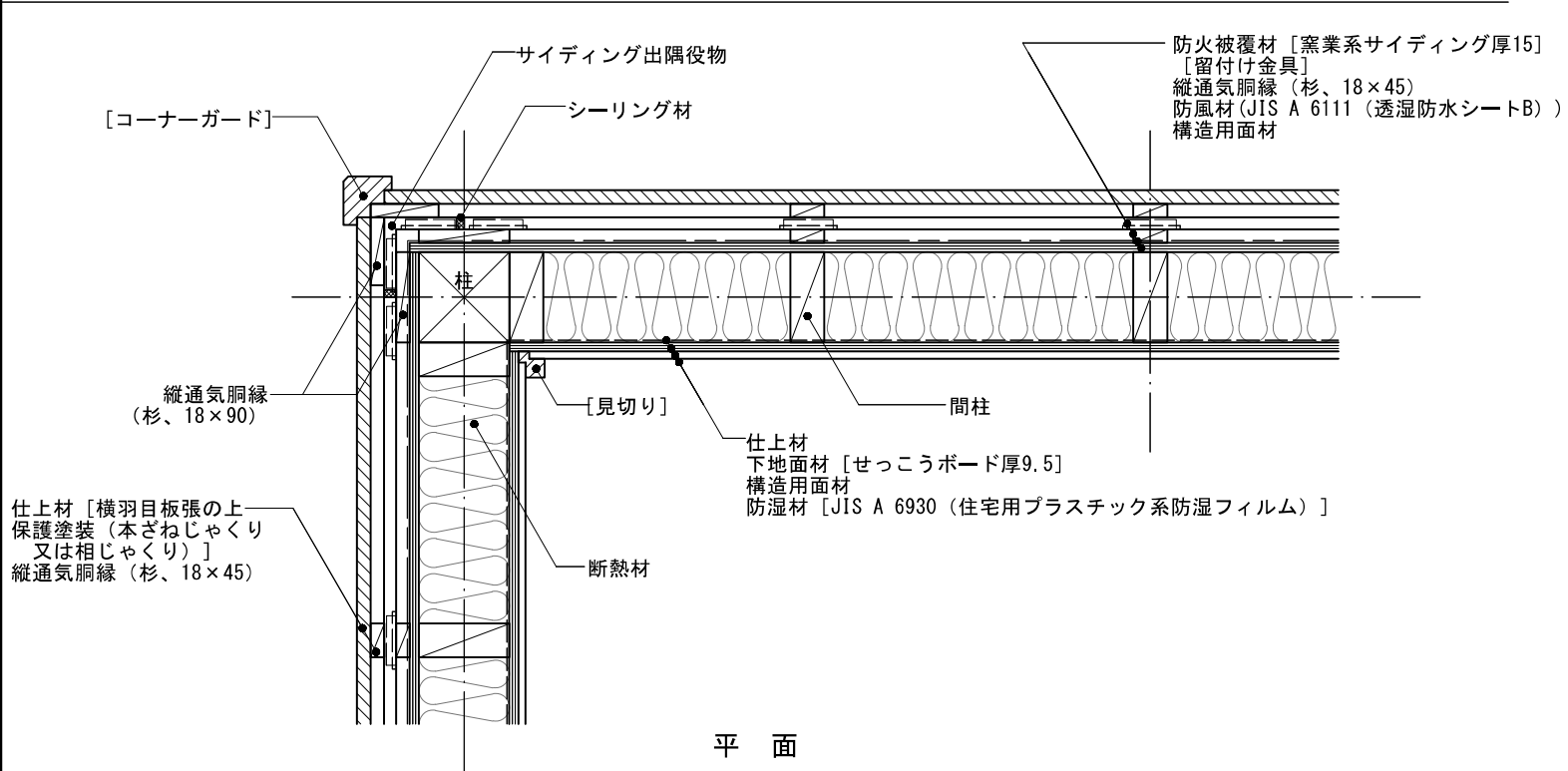
木造ディテール参考図
令和8年版

2-2

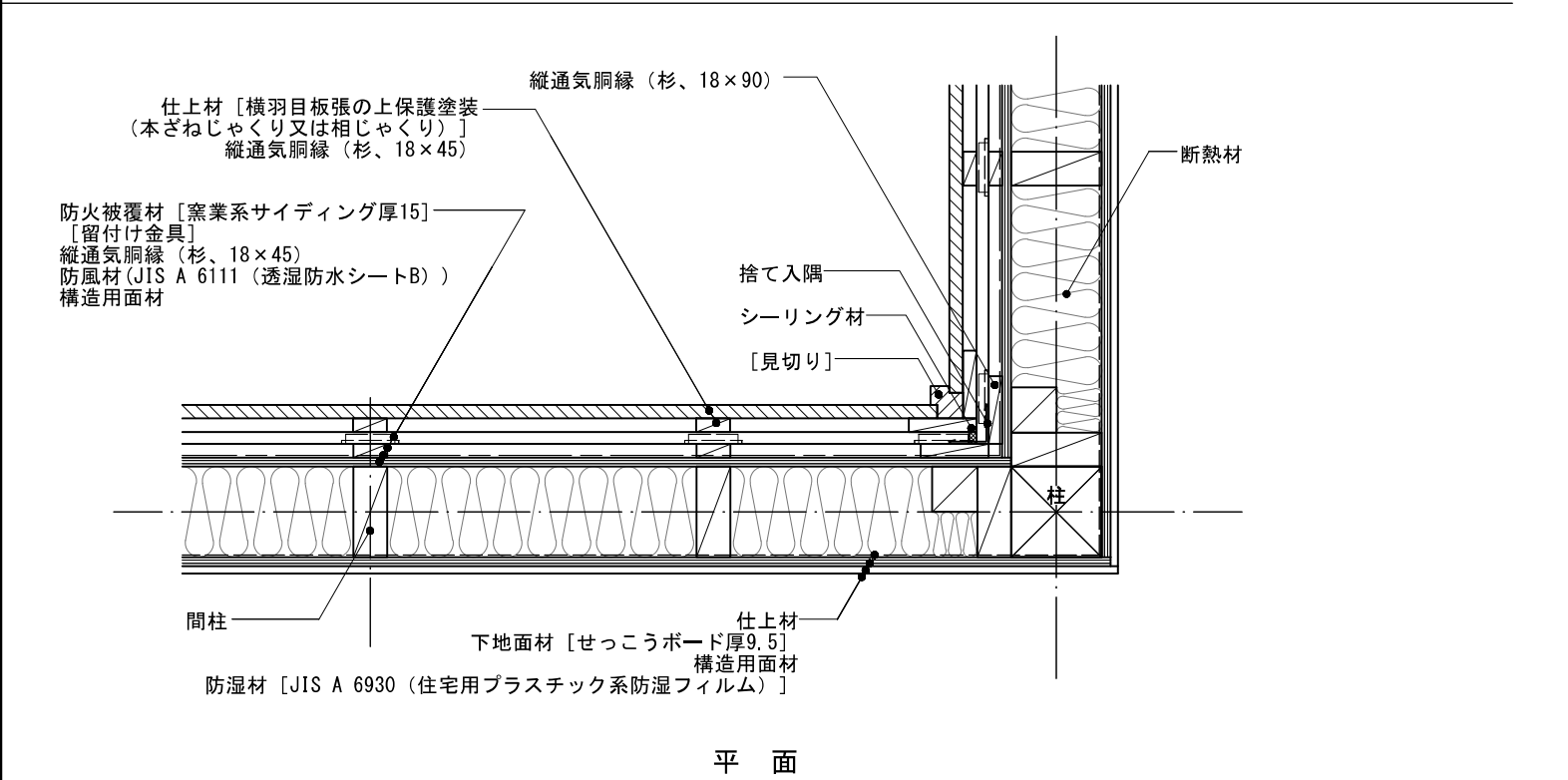
a　下端部（基礎との取合い部）



b　中間部・出角部

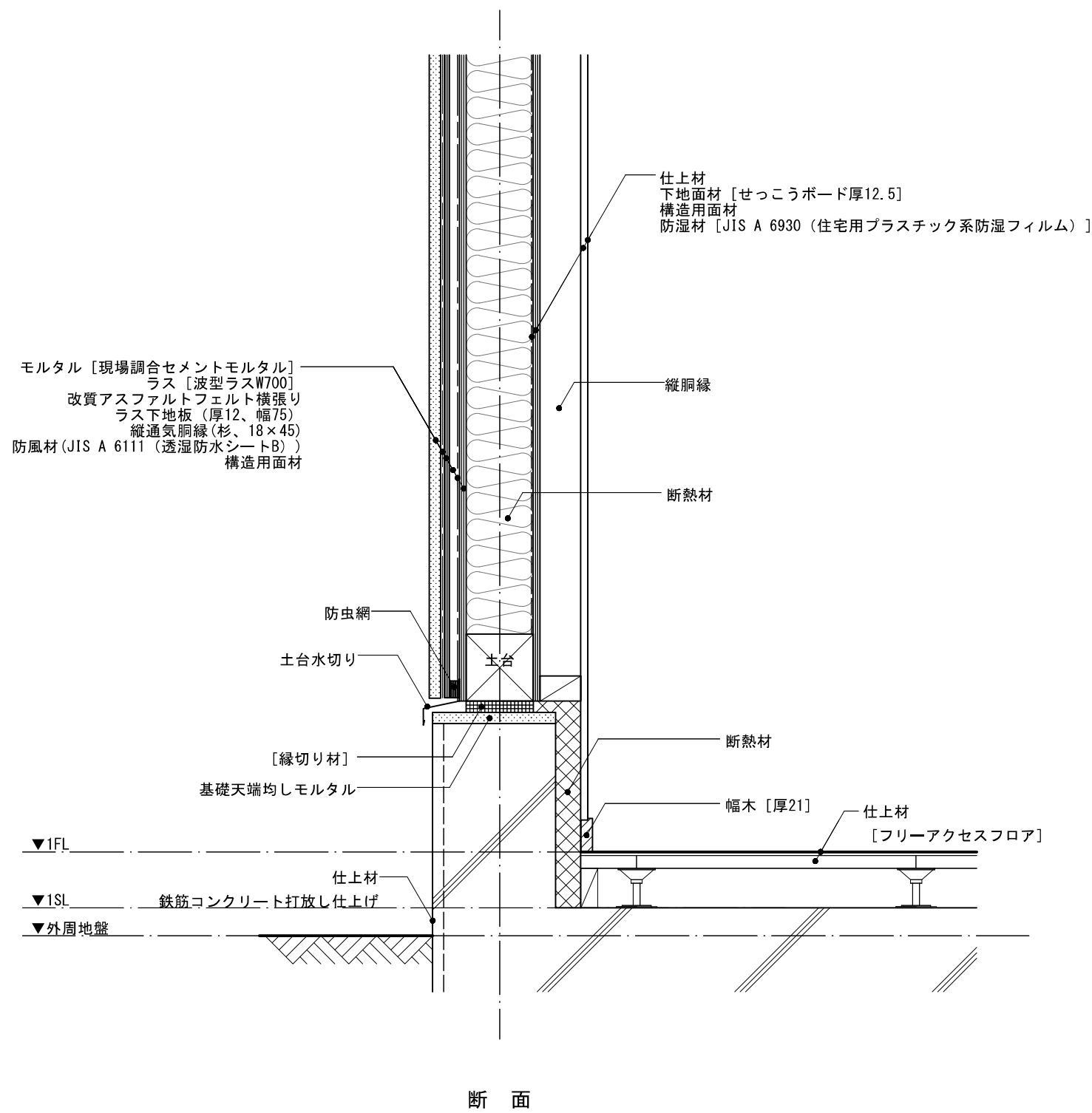


c　中間部・入隅部

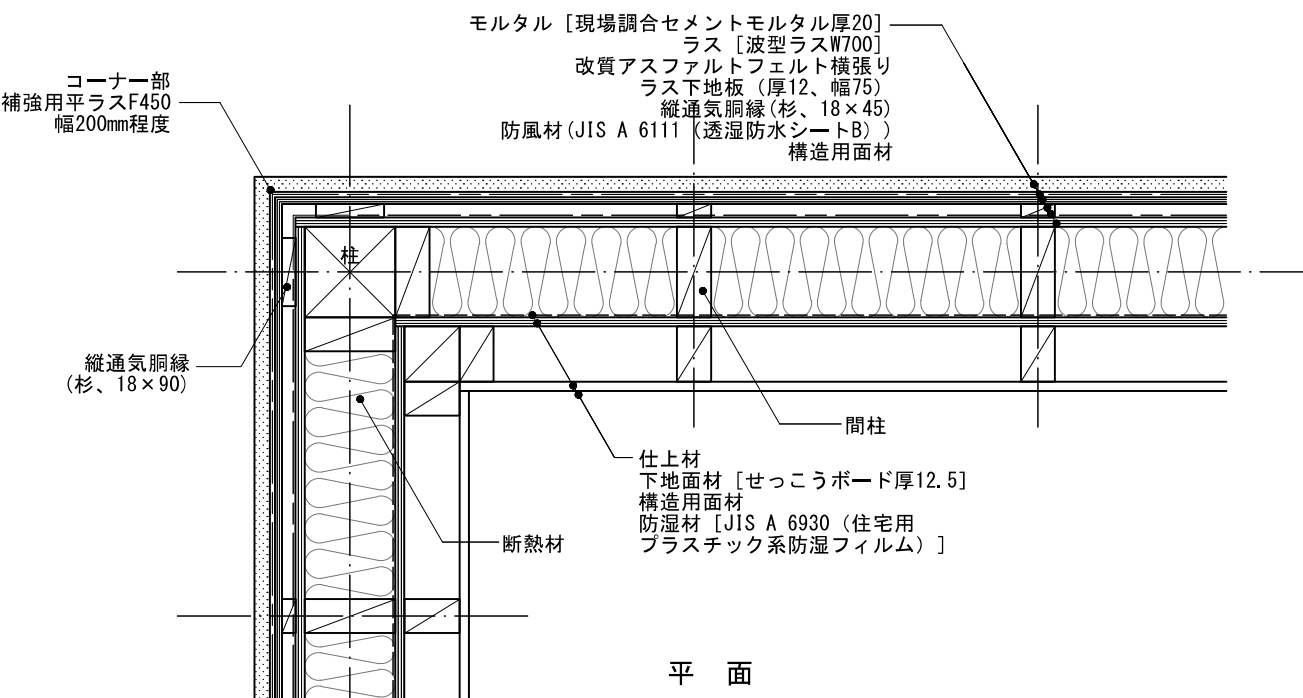


参考図のポイント	特記事項	図面名称	外壁 3	
			▪ 木板張り ▪ 充填断熱工法	
			縮尺	1/10
木造ディテール参考図 令和8年版	2-3			

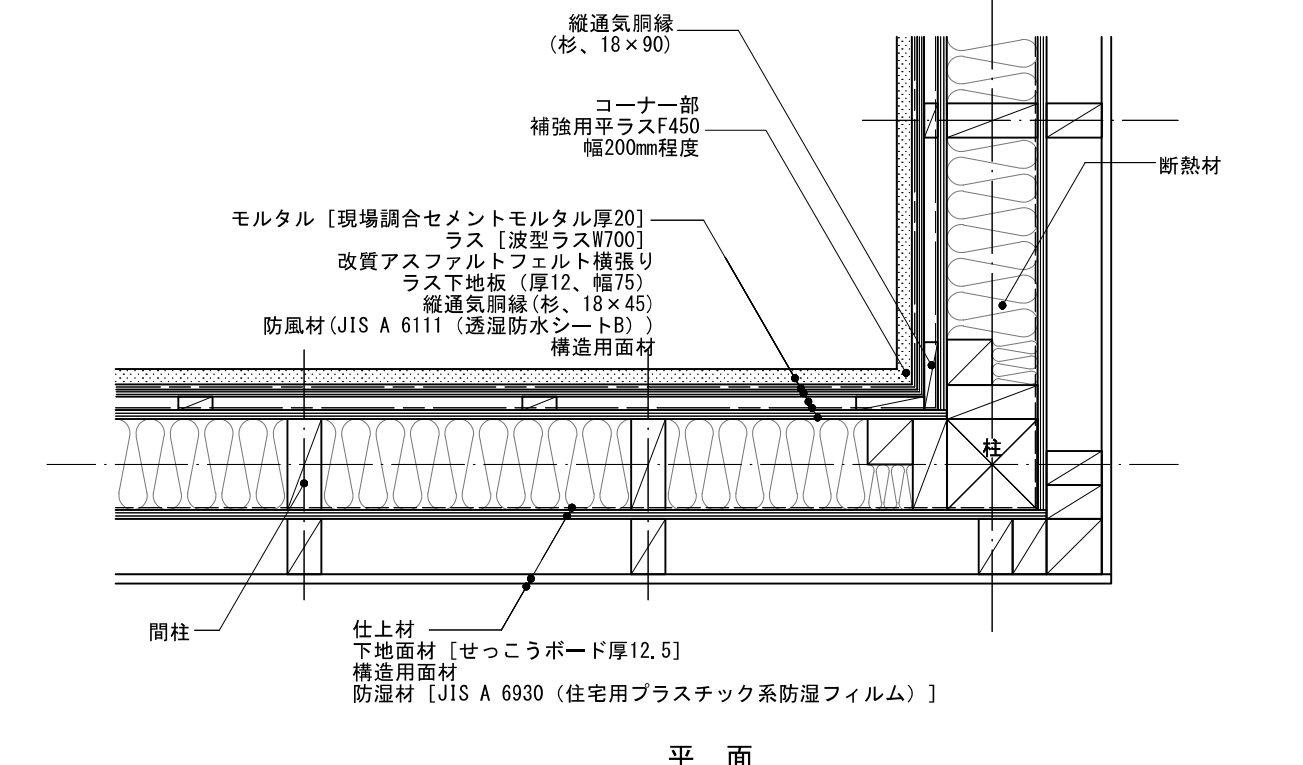
a 下端部（基礎との取合い部）



b 中間部・出角部



c 中間部・入隅部



参考図のポイント

- ・外壁は、ラス系下地モルタル塗りとしている。
- ・充填断熱工法としている。
- ・外壁の通気は、厚さ18mmの縦胴縁を設けることで、厚さ15mm以上が望ましいとされている通気層を確保している。
- ・地面から基礎天端までの高さは、土台等の木材の劣化防止のために、雨水のはね返りが土台等に作用しない400mm以上としている。
- ・外壁構造体（柱、間柱）の屋外側及び室内側の両面に構造用面材を設け、土台芯と外壁芯を揃えた場合である。

- ・基礎の断熱は、参考図の断熱方法に加えて、コンクリート底盤上面の外周部に断熱を施す方法がある。
- ・外壁は、防火構造の告示仕様（平成12年建設省告示第1359号第1）を参照し、厚さ20mm以上の鉄網モルタル、室内側を厚さ9.5mm以上のせっこうボード張りとしている。

特記事項

- ・モルタルの材料、厚さ、無収縮モルタルの適用有無等
- ・木部材の樹種名、寸法、品質、防腐・防蟻処理等
- ・通気金物の材質、形状、寸法
- ・断熱材の種類、厚さ、密度等
- ・防湿材、気密材、防風材の種類、厚さ
- ・内壁、床の仕上材の種類等
- ・フリーアクセスフロアの寸法等

図面
名称

外壁 4

- ・モルタル塗り
- ・充填断熱工法

縮尺

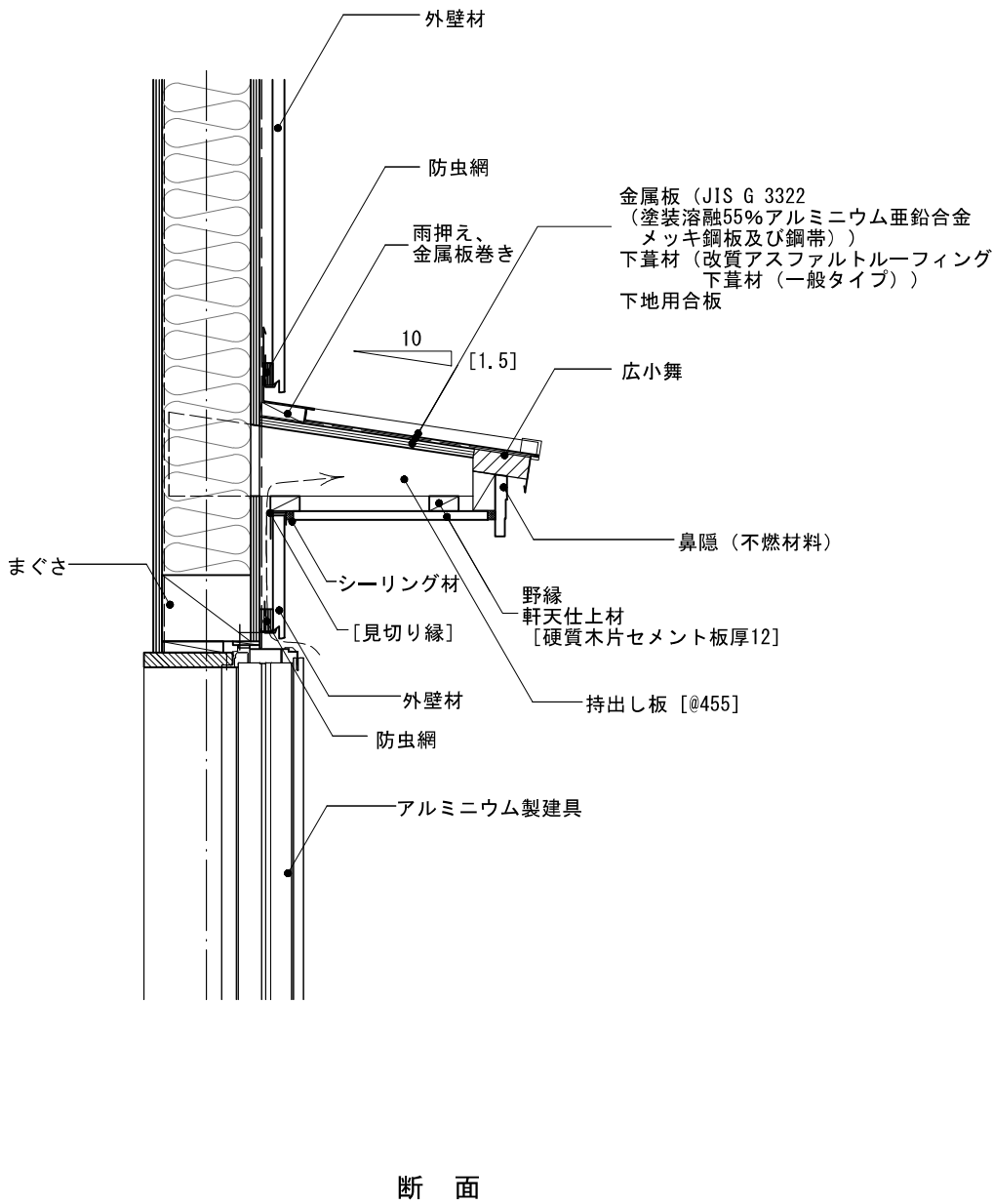
1/10

木造ディテール参考図
令和8年版

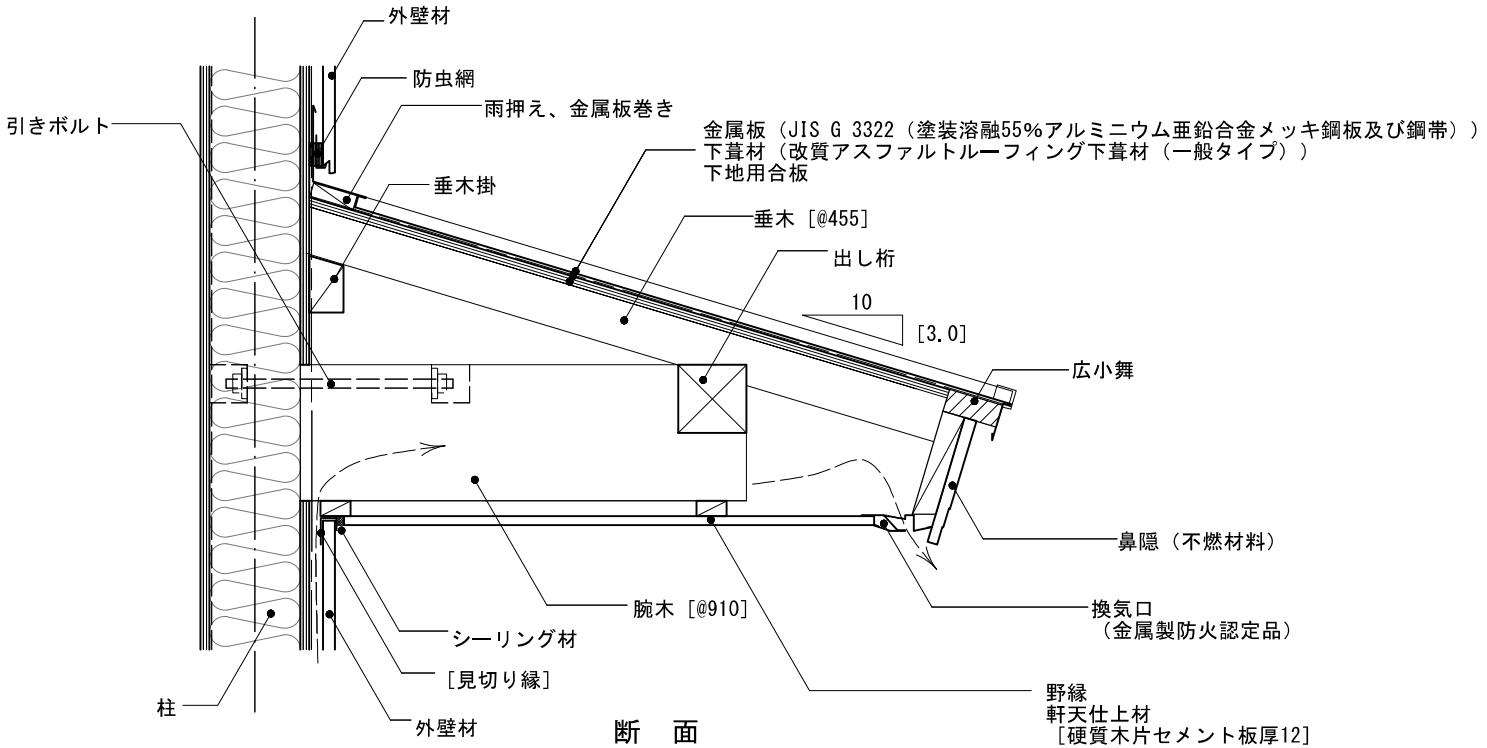
2-4

a 陸ひさし

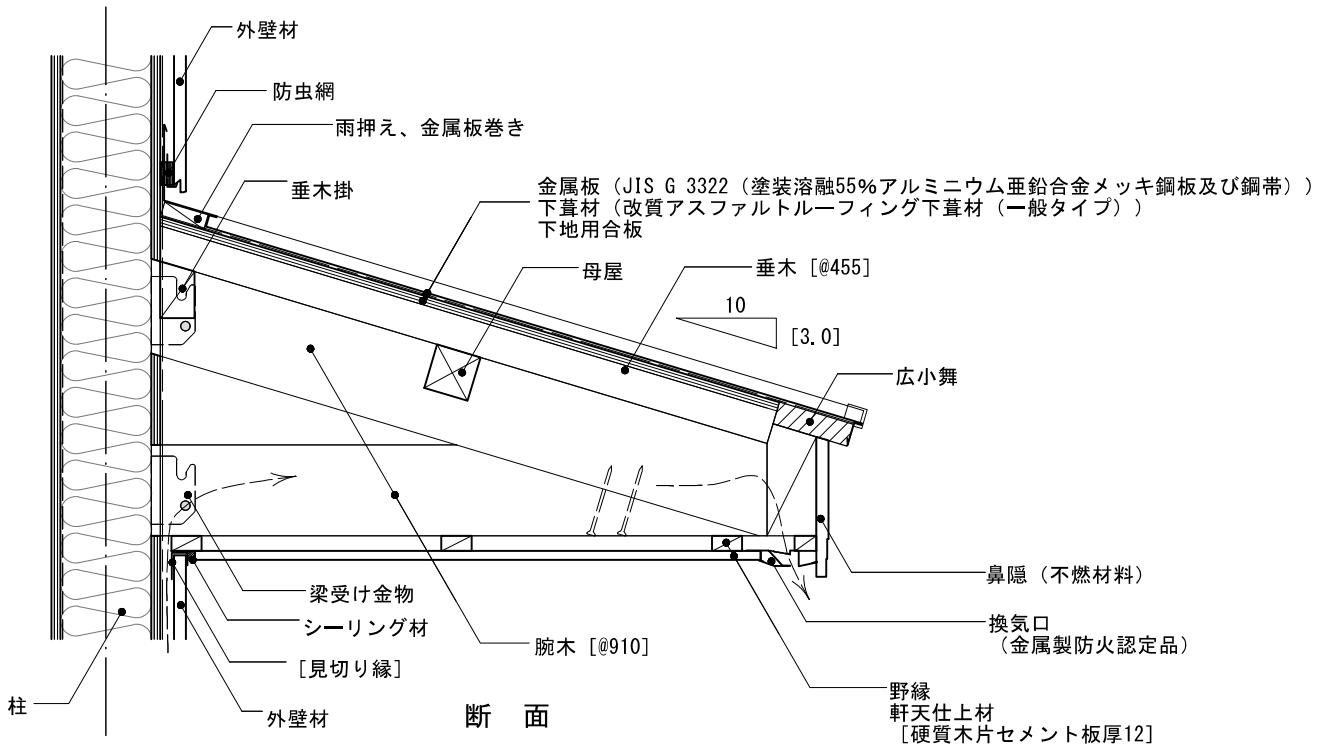
※破線矢印は通気のイメージを示す



b-1 腕木ひさし



b-2 腕木ひさし



参考図のポイント

- ・ひさしの屋根は不燃材料（金属板葺の立て平葺）としている。
- ・陸ひさしの通気について、外壁の通気層からひさし内に流入した空気は、ひさしの両端部から外壁の通気層へ抜くことを想定している。
- ・腕木ひさしの通気について、外壁の通気層からひさし内に流入した空気は、ひさしの軒裏に設けた換気口から排気することとしている。
- ・陸ひさしは持出し板を用いて、腕木ひさしは引きボルト若しくは梁受け金物を用いて、柱に固定している。

- ・長期荷重に対してクリープ等による有害な変形等が生じないよう、木基準4.5構造計算、及び同資料4.1.4長期的な障害に対する検討を踏まえて、適切な部材及び寸法を決定する。
- ・軒裏に設ける換気口は防火構造認定品としている。
- ・軒先について、軒裏に設ける換気口は防火構造認定品としている。また、屋根と軒裏の取合い部に設けた広小舞は、「木造建築物の防・耐火設計マニュアル」((国研)建築研究所監修)における炎の侵入を有効に防止できる構造を参照し、厚さ30mm以上としている。
- ・特殊工法によるものは製造所の仕様による。

特記事項

- ・木部材の樹種名、寸法等
- ・下葺材の種類
- ・金属板の種類
- ・通し吊子の寸法、釘留め間隔
- ・葺き方に応じた各部工法等

図面
名称

ひさし
・木造ひさし

縮尺

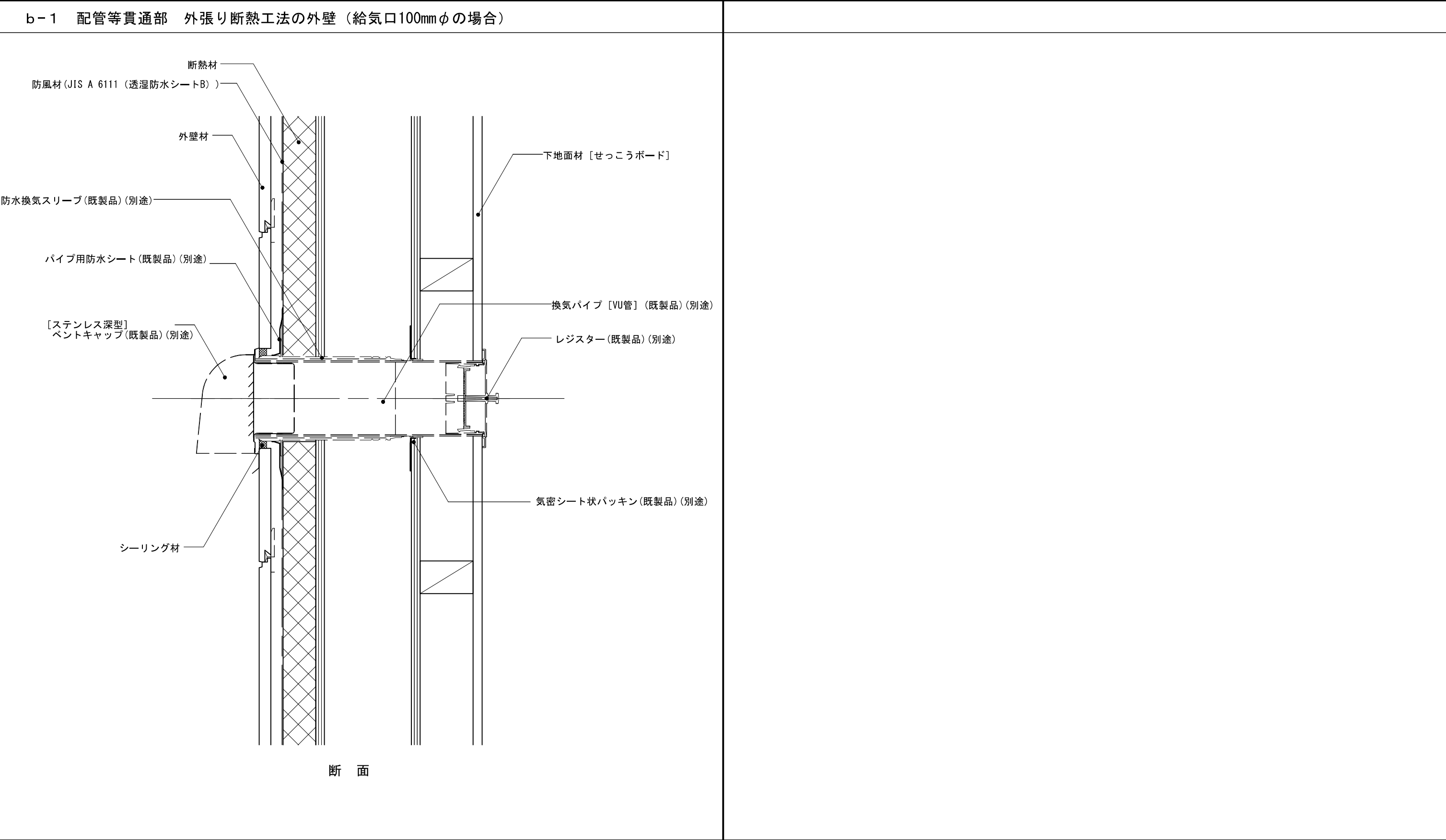
1/10

木造ディテール参考図
令和8年版

2-1

a-1 配管等貫通部 充填断熱工法の外壁（給気口100mmφの場合）	a-2 配管等貫通部 充填断熱工法の外壁（給気口200mmφの場合）
防風材 (JIS A 6111 透湿防水シートB) 断熱材 外壁材 下地面材 [せっこうボード] 防水換気スリーブ (既製品) (別途) 換気パイプ [VU管] (既製品) (別途) パイプ用防水シート (既製品) (別途) レジスター (既製品) (別途) [ステンレス深型] ベントキャップ (既製品) (別途) シーリング材 気密シート状パッキン (既製品) (別途) 防湿材 [JIS A 6930 (住宅用プラスチック系防湿フィルム)] 断 面	防風材 (JIS A 6111 透湿防水シートB) 断熱材 外壁材 下地面材 [せっこうボード] 面材耐力壁補強受け材 換気パイプ [VU管] (既製品) (別途) パイプ用防水シート (既製品) (別途) レジスター (既製品) (別途) [ステンレス深型] 防火ダンパー付 ベントキャップ (既製品) (別途) シーリング材 スリーブ貫通部 (別途) 防湿材 [JIS A 6930 (住宅用プラスチック系防湿フィルム)] 断 面

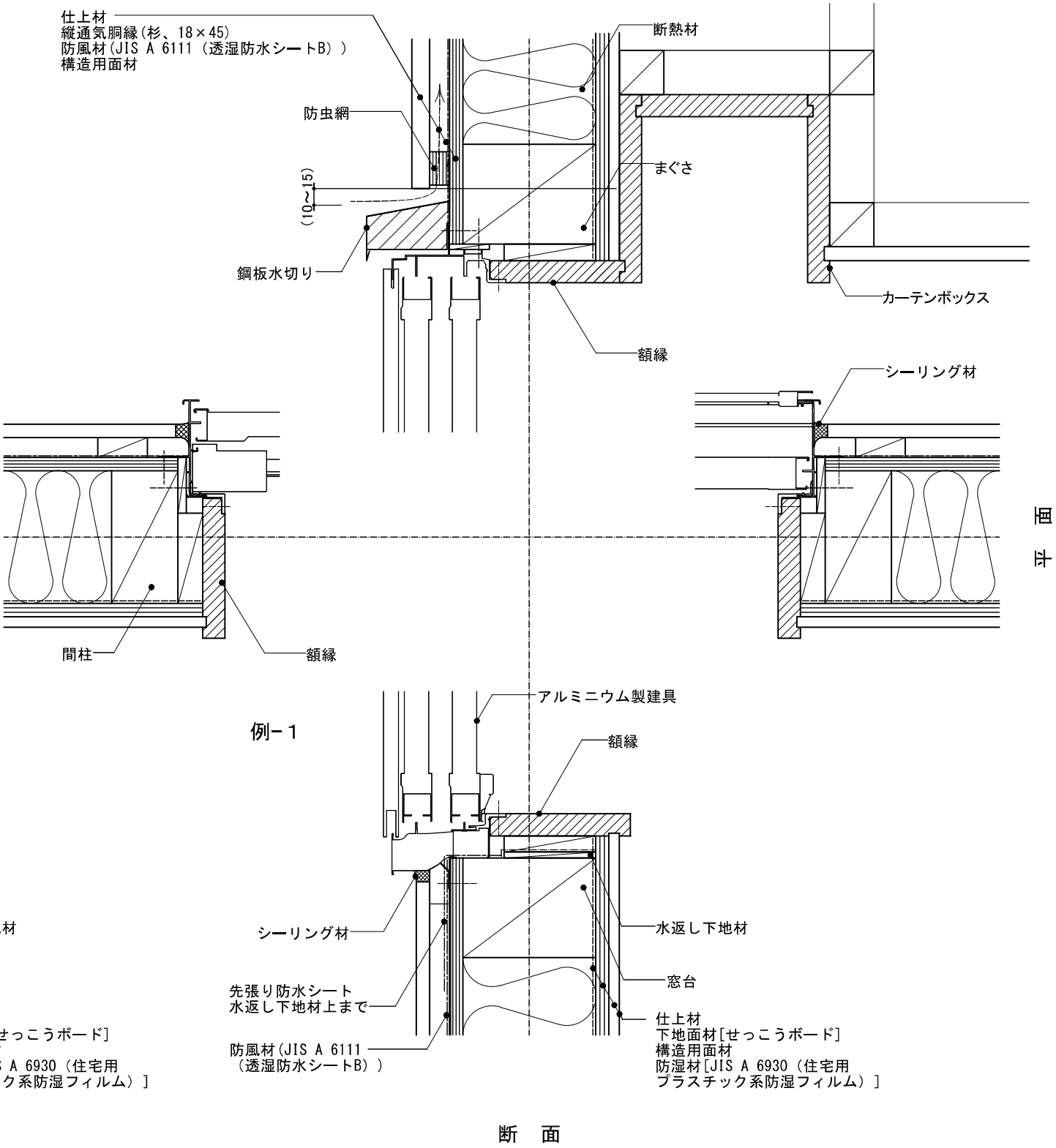
参考図のポイント	- 充填断熱工法の外壁を貫通する100mmφ及び200mmφの給気口である。 - 開口部の防水として、屋外側にパイプ用防水シートを防水テープで固定し、防風材を施工後、室内側に気密シート状パッキンを気密テープで固定している。 - 貫通部は、室内への雨水浸入防止として、製造所の仕様に依じて室内から屋外に向け下り勾配を設ける方法がある。 - 短辺寸法が910mmの構造用面材に配管径150mmφ以上の貫通孔を設ける場合は、貫通孔の四周を受材等で補強することが必要となる。	特記事項	- 換気口部の防水措置 - 防湿材、気密材、防風材の種類、厚さ	図面名称	配管等貫通部（外壁）	
				縮尺	1/5	2-ロ
				木造ディテール参考図 令和8年版		



参考図のポイント ・外張り断熱工法の外壁を貫通する100mmφの給気口である。 ・開口部の防水として、屋外側にパイプ用防水シートを防水テープで固定し、防風材を施工後、室内側に気密シート状パッキンを気密テープで固定している。 ・貫通部は、室内への雨水浸入防止として、製造所の仕様に応じて室内から屋外に向け下り勾配を設ける方法がある。 ・外壁の断熱について、軸組部に充填断熱が施される場合もある。 ・100mmの給気口は、告示(平成12年建設省告示第1369号第1の10)による鉄板に類する材料で造られた防火覆い(ベントキャップ)を設けたものとしている。	特記事項		図面名称	配管等貫通部（外壁）		
	・換気口部の防水措置 ・防湿材、気密材、防風材の種類、厚さ			縮尺	1/5	2-口 ₍₂₎
				木造ディテール参考図 令和8年版		

a　腰窓

※破線矢印は通気のイメージを示す



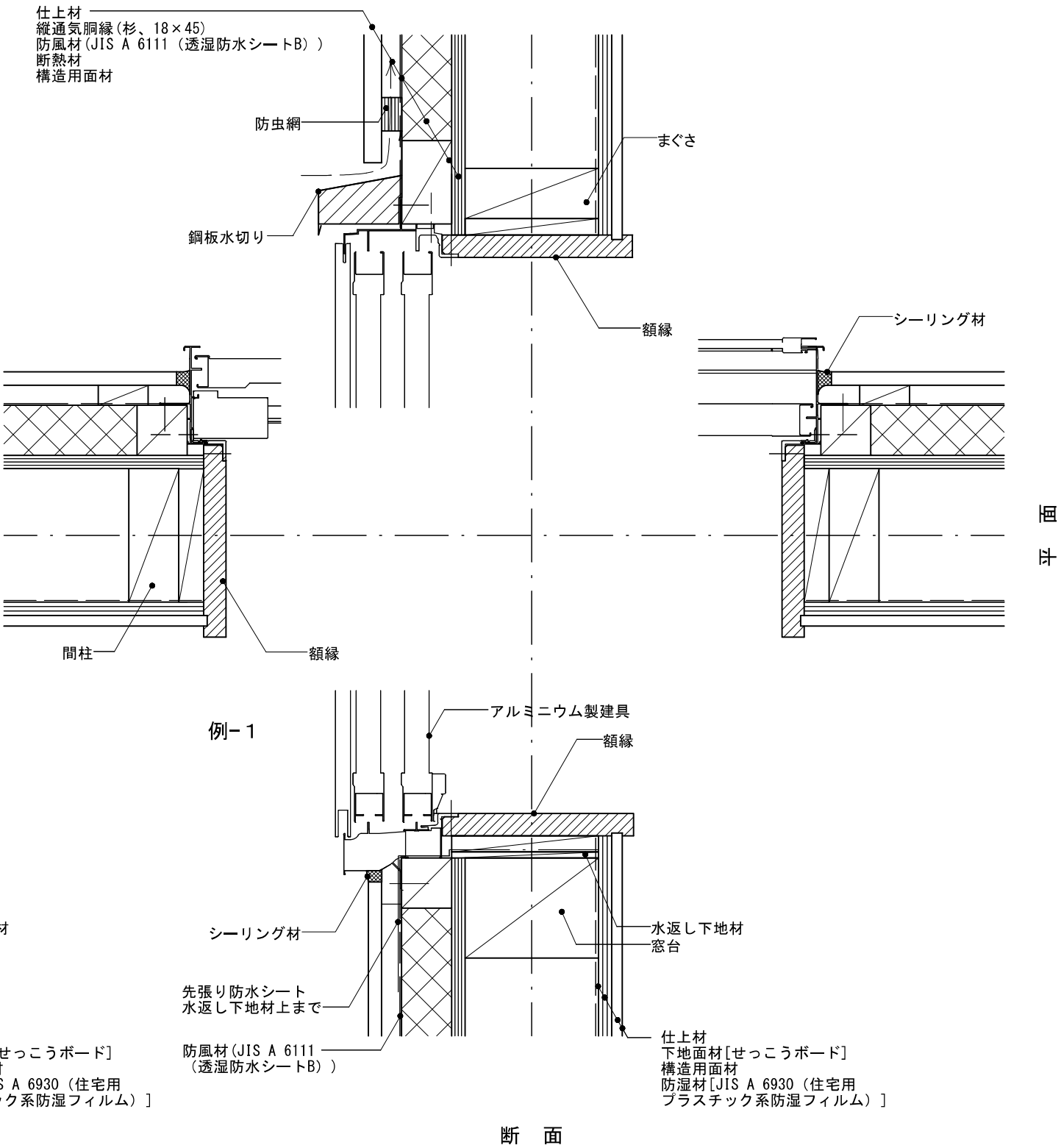
参考図のポイント ・充填断熱工法の外壁（縦通気胴縁工法）に設置する半外付けサッシである。 ・建具の上部には、外壁の通気及び浸入水の排出のために、通気口を設け、水切り（木製）を設置している。 ・建具の下部について、外壁通気層内の空気が水平方向に円滑に流れるよう、縦通気胴縁の上端部と枠材のあいだに隙間を設けている。 ・窓台の室内側上部には、浸入水の排出のために、合板等による水返し下地材（バックアップ材）を設置し、その上に先張り防水シートを設けている。 ・先張り防水シートを、水返し下地材の上面から、屋外側の構造用面材表面（防風材の外側）に折り返して設けている。	図面名称		外部建具　1	
	縮尺		1/5	3－1
	木造ディテール参考図 令和8年版			

特記事項

- ・外部建具の下地材、枠材、額縁材の樹種名、寸法等
- ・アルミニウム製建具の耐風圧性の等級、枠の見込み寸法、表面処理の種別、水切板等
- ・網戸の防虫網の材質等

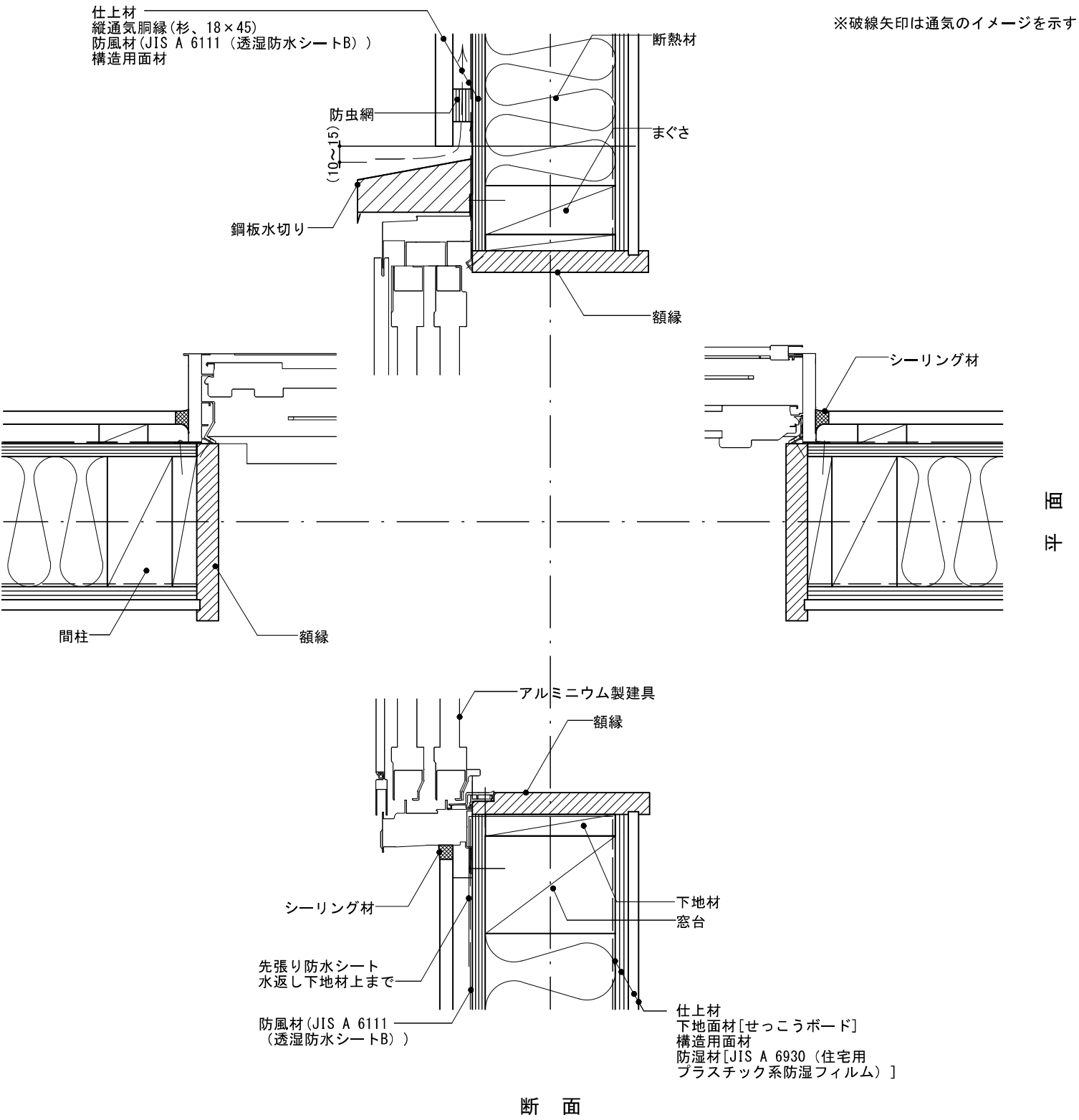
a　腰窓

※破線矢印は通気のイメージを示す

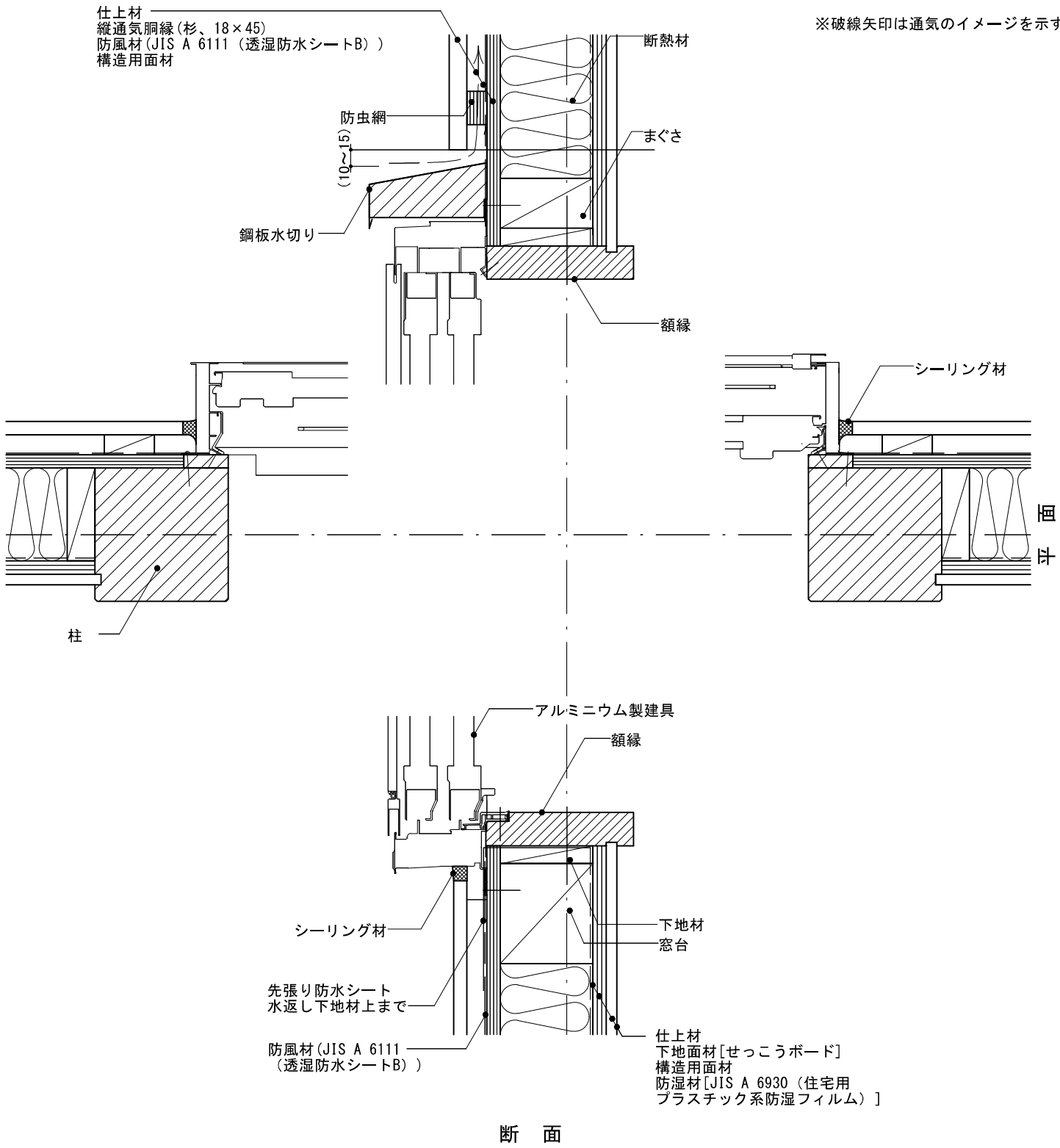


参考図のポイント	- 外張断熱工法の外壁（縦通気胴縁工法）に設置する半外付けサッシである。 - 外壁の断熱について、軸組部に充填断熱が施される場合もある。 - 建具の上部には、外壁の通気及び浸入水の排出のために、通気口を設け、水切り（木製）を設置している。 - 建具の下部について、外壁通気層内の空気が水平方向に円滑に流れるよう、縦通気胴縁の上端部と枠材のあいだに隙間を設けている。 - 窓台の室内側上部には、浸入水の排出のために、合板等による水返し下地材（バックアップ材）を設置し、その上に先張り防水シートを設けている。	先張り防水シートを、水返し下地材の上面から、屋外側の構造用面材表面（防風材の外側）に折り返して設けている。	特記事項 - 外部建具の下地材、枠材、額縁材の樹種名、寸法等 - アルミニウム製建具の耐風圧性の等級、枠の見込み寸法、表面処理の種別、水切板等 - 網戸の防虫網の材質等	図面名称	外部建具 2 - アルミニウム製（半外付型） - 外張り断熱工法	
				縮尺	1/5	3-2
				木造ディテール参考図 令和8年版		

a 大壁納まり



b 真壁納まり



参考図のポイント

- ・充填断熱工法の外壁（縦通気胴縁工法）に設置する外付けサッシである。
- ・外壁の断熱について、軸組部に充填断熱が施される場合もある。
- ・建具の上部には、外壁の通気及び浸入水の排出のために、通気口を設け、水切り（木製）を設置している。
- ・建具の下部について、外壁通気層内の空気が水平方向に円滑に流れるよう、縦通気胴縁の上端部と枠材のあいだに隙間を設けている。
- ・窓台の上部には、浸入水の排出のために、下地材の上に先張り防水シートを屋外側の構造用面材表面（防風材の外側）に折り返して設けている。

特記事項

- ・外部建具の下地材、枠材、額縁材の樹種名、寸法等
- ・アルミニウム製建具の耐風圧性の等級、枠の見込み寸法、表面処理の種別、水切板等
- ・網戸の防虫網の材質等

図面
名称

外部建具 3
・アルミニウム製（外付型）
・充填断熱工法

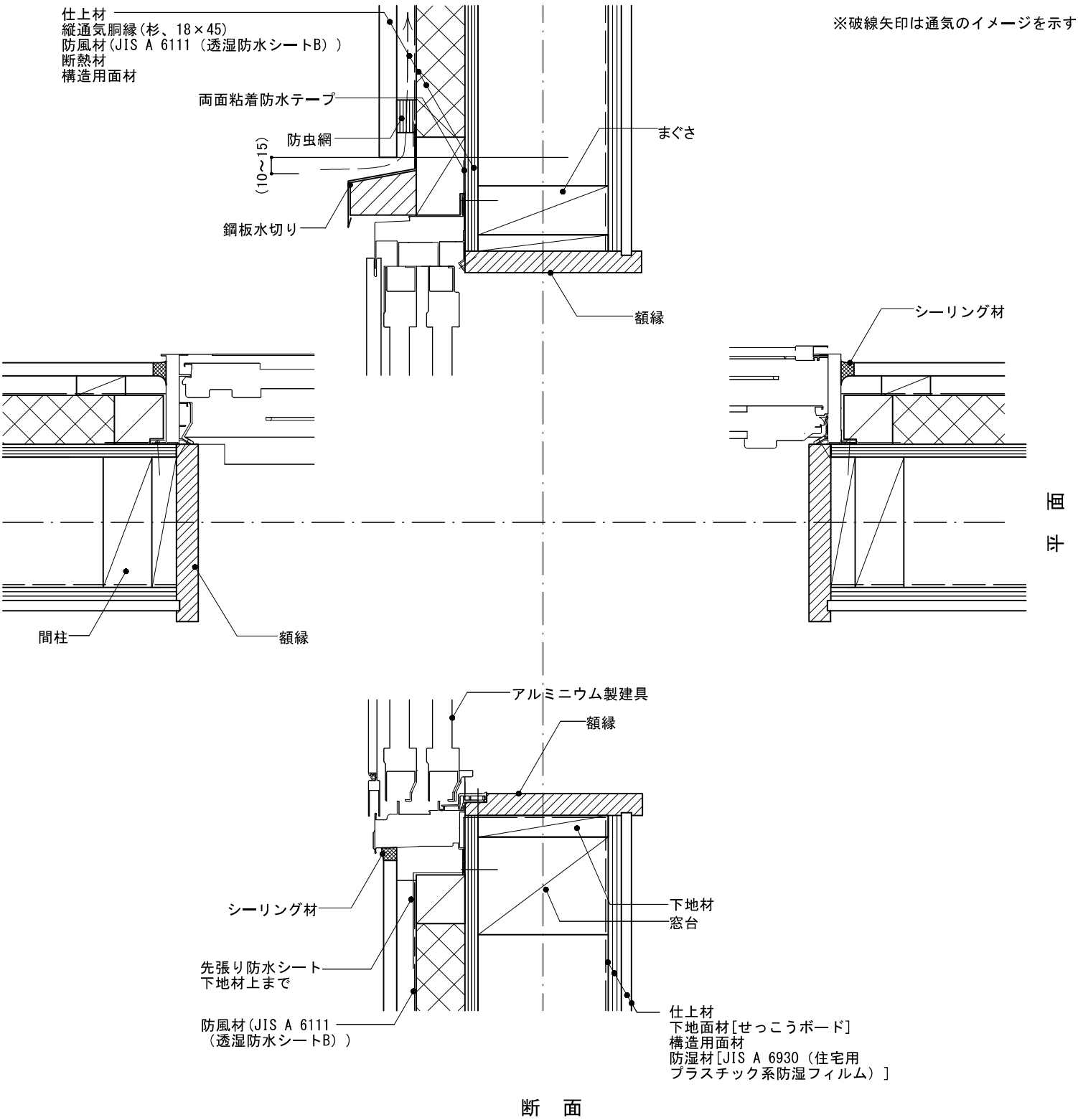
縮尺

1/5

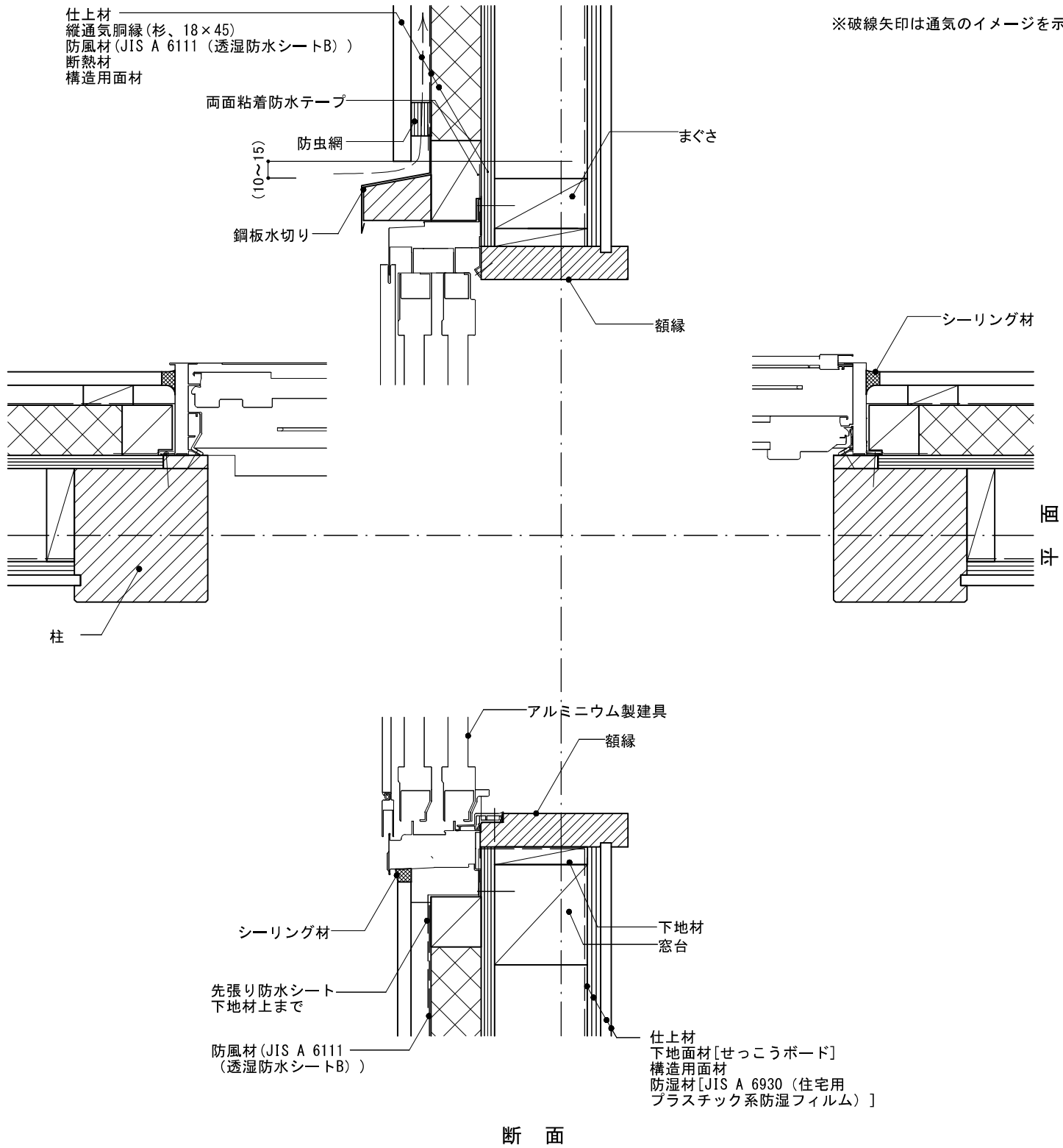
木造ディテール参考図
令和8年版

3-3

a
 大壁納まり

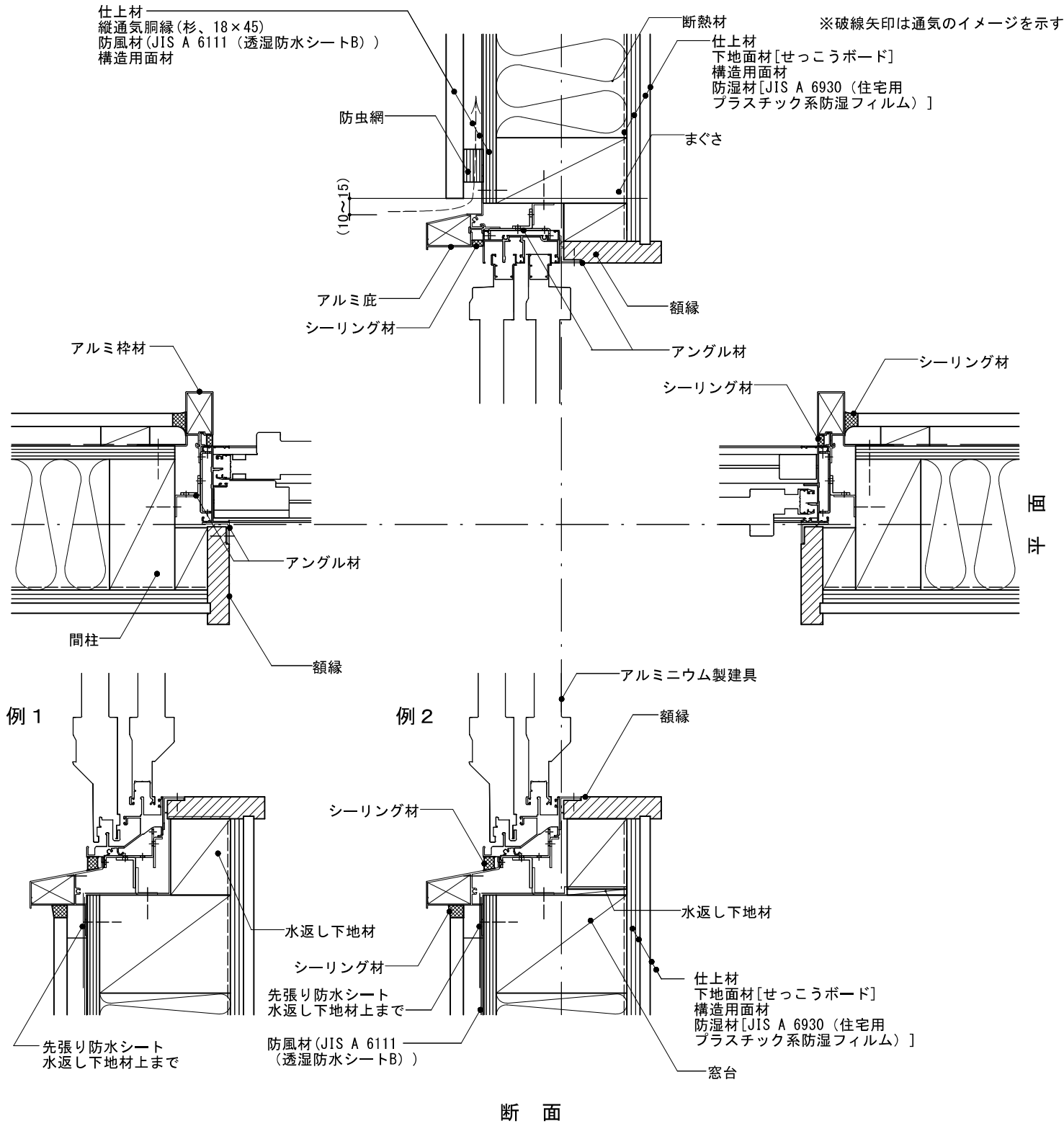


b
 真壁納まり

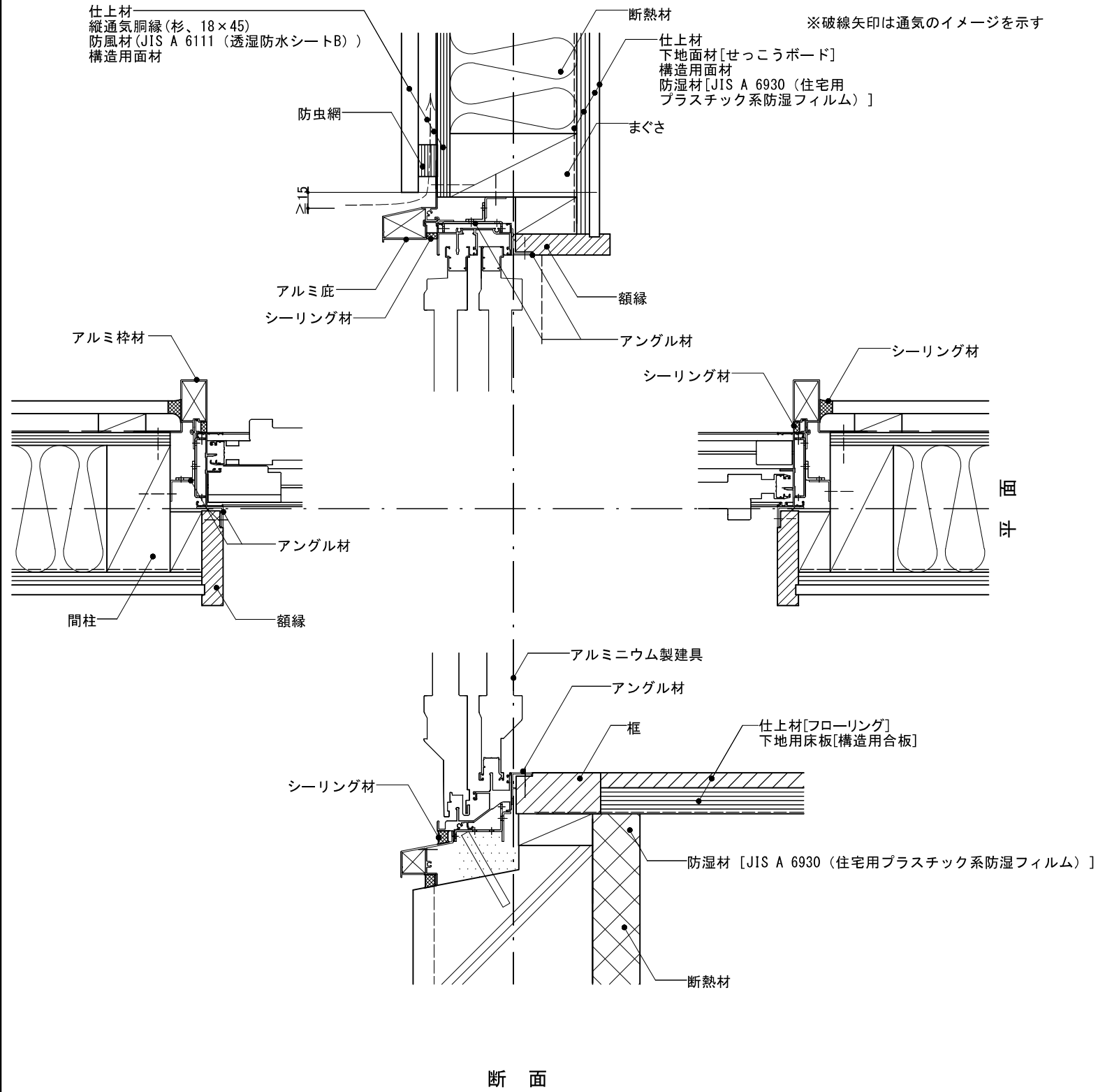


参考図のポイント ・外張断熱工法の外壁（縦通気胴縁工法）に設置する半外付けサッシである。 ・外壁の断熱について、軸組部に充填断熱が施される場合もある。 ・建具の上部には、外壁の通気及び浸入水の排出のために、通気口を設け、水切り（木製）を設置している。 ・建具の下部について、外壁通気層内の空気が水平方向に円滑に流れるよう、縦通気胴縁の上端部と枳材のあいだに隙間を設けている。 ・窓台の上部には、浸入水の排出のために、下地材の上に先張り防水シートを屋外側（防風材の外側）に折り返して設けている。	特記事項 ・外部建具の下地材、枳材、額縁材の樹種名、寸法等 ・アルミニウム製建具の耐風圧性の等級、枳の見込み寸法、表面処理の種別、水切板等 ・網戸の防虫網の材質等	図面名称	外部建具 4 ・アルミニウム製（外付型） ・外張り断熱工法	
		縮尺	1/5	3-4
		木造ディテール参考図 令和8年版		

a 腰窓



b 掃き出し窓



参考図のポイント	- 充填断熱工法の外壁（縦通気胴縁工法）に設置するビル用サッシである。 - 建具枠をアングル材を介して下地材（間柱、まぐさ、窓台）に留め付けている。製品毎の専用の接合部材により留め付ける方法もある。 - 建具の上部には、外壁の通気及び浸入水の排出のために、通気口を設け、水切り（木製）を設置している。 - 建具の下部は、外壁通気層内の空気が水平方向に円滑に流れるよう、縦通気胴縁の上端部と枠材のあいだに隙間を設けている。 - 窓台の室内側上部には、浸入水の排出のために、合板等による水返し下地材（バックアップ材）を設置し、その上に先張り防水シートを設けている。	- 先張り防水シートを、水返し下地材の上面から、屋外側の構造用面材表面（防風材の外側）に折り返して設けている。 - 掃き出し窓について、多数の者が出入りする出入口とする場合は、別途バリアフリーに配慮した設計とする。	特記事項 - 外部建具の下地材、枠材、額縁材の樹種名、寸法等 - アルミニウム製建具の耐風圧性の等級、枠の見込み寸法、表面処理の種別、水切板等 - 網戸の防虫網の材質等	図面名称	外部建具 5 - アルミニウム製（ビル用） - 充填断熱工法		
					縮尺	1/5	3-5
					木造ディテール参考図 令和8年版		

参考図のポイント

- ・充填断熱工法の外壁（縦通気胴縁工法）に設置するビル用サッシである。
- ・建具枠をアングル材を介して下地材（間柱、まぐさ、窓台）に留め付けている。製品毎の専用の接合部材により留め付ける方法もある。
- ・建具の上部には、外壁の通気及び浸入水の排出のために、通気口を設け、水切り（木製）を設置している。
- ・建具の下部は、外壁通気層内の空気が水平方向に円滑に流れるよう、縦通気胴縁の上端部と枠材のあいだに隙間を設けている。
- ・窓台の室内側上部には、浸入水の排出のために、合板等による水返し下地材（バックアップ材）を設置し、その上に先張り防水シートを設けている。

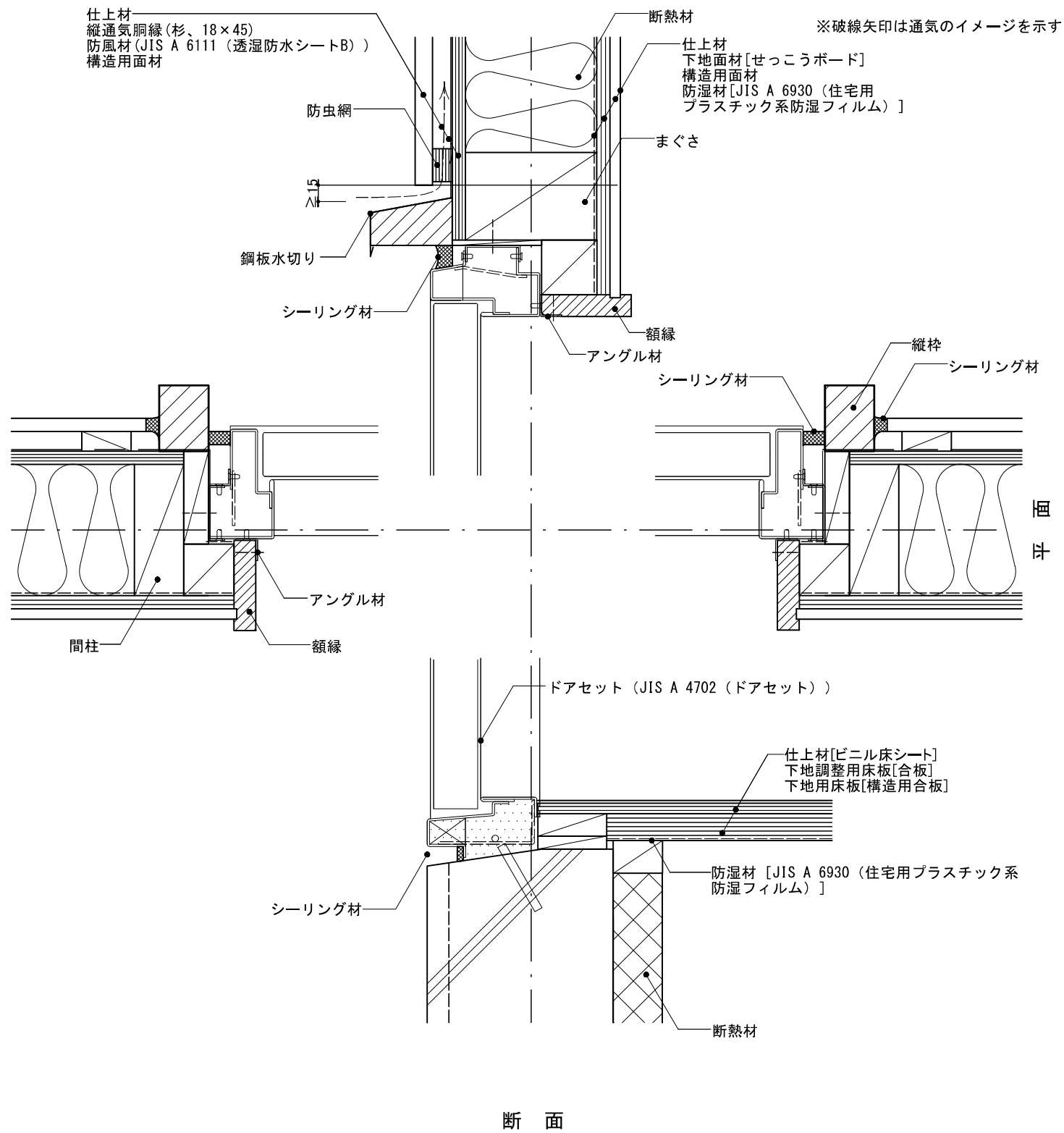
- ・先張り防水シートを、水返し下地材の上面から、屋外側の構造用面材表面（防風材の外側）に折り返して設けている。
- ・掃き出し窓について、多数の者が出入りする出入口とする場合は、別途バリアフリーに配慮した設計とする。

特記事項

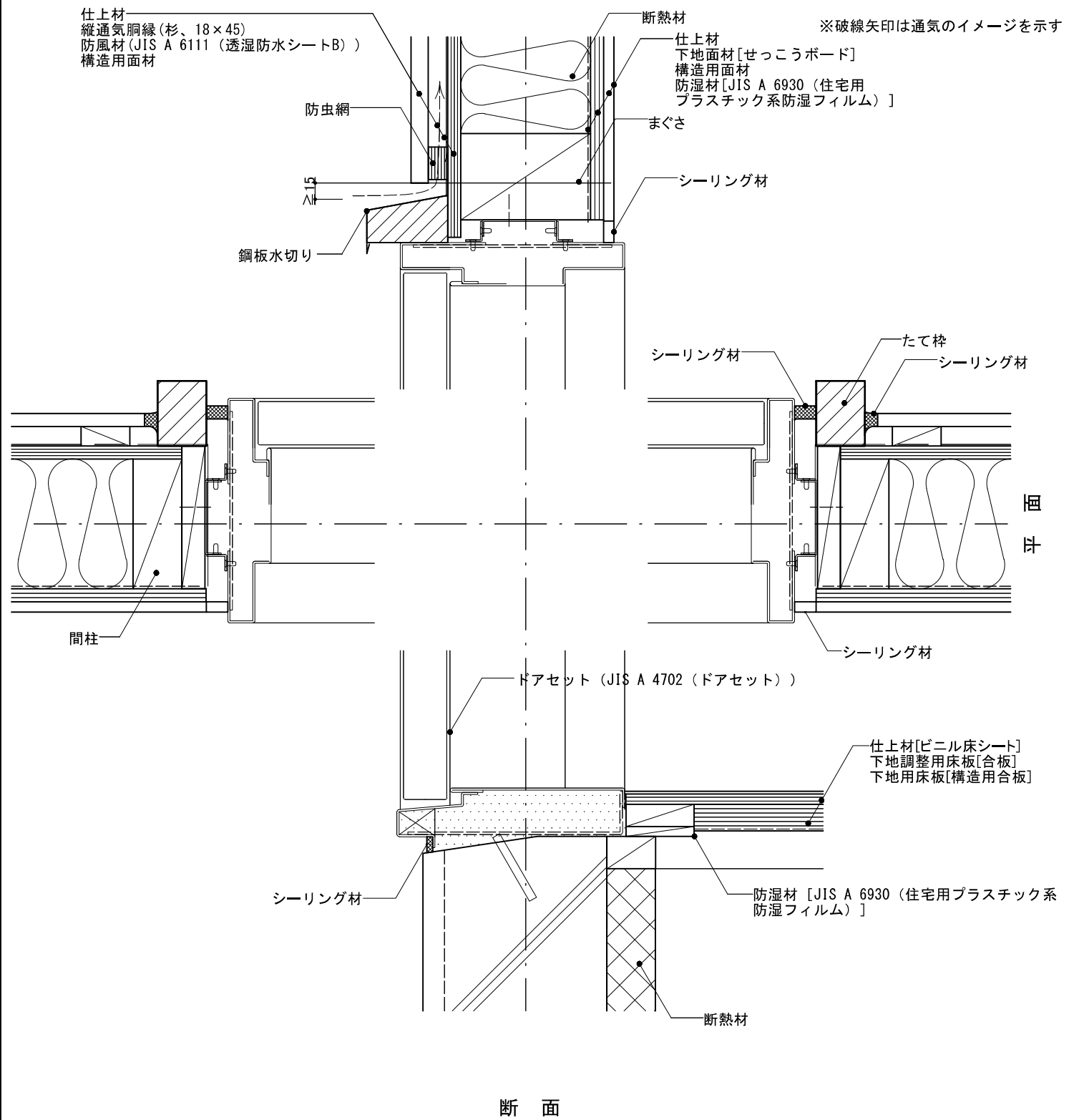
- ・外部建具の下地材、枠材、額縁材の樹種名、寸法等
- ・アルミニウム製建具の耐風圧性の等級、枠の見込み寸法、表面処理の種別、水切板等
- ・網戸の防虫網の材質等

図面名称	外部建具 5	
	・アルミニウム製（ビル用） ・充填断熱工法	
	縮尺	1/5
木造ディテール参考図 令和8年版		

a 鋼製開き戸（片樋端タイプ）



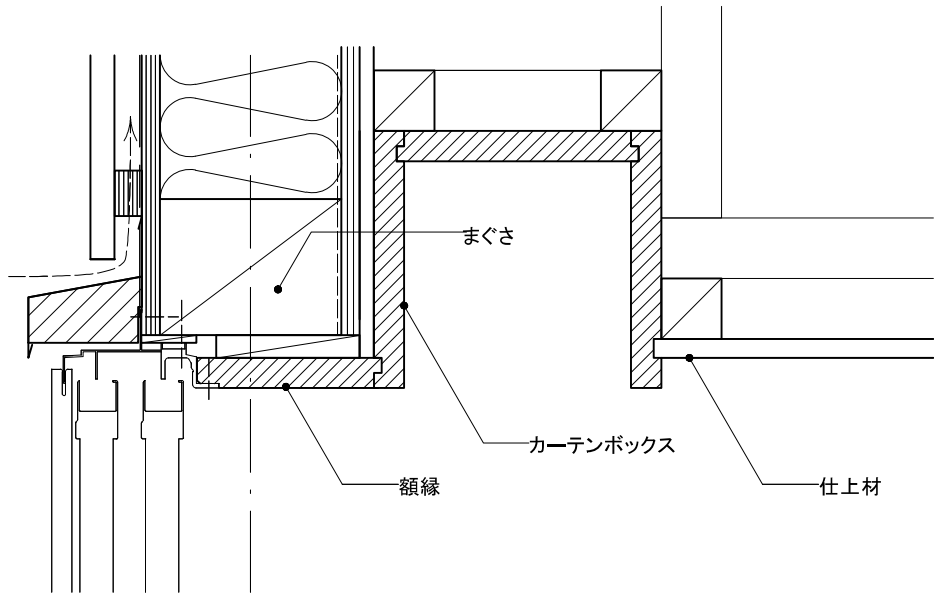
b 鋼製開き戸（両樋端タイプ）



参考図のポイント	特記事項	図面名称	外部建具 6	
			・ 鋼製ドア ・ 充填断熱工法	
			縮尺	1/5
・ 充填断熱工法の外壁（縦通気胴縁工法）に設置する 1 階部分の鋼製ドアである。 ・ 建具の上枠の上部には、外壁の通気及び浸入水の排出のために、通気口を設け、水切り（木製）を設置している。 ・ 上部及び側部について、建具枠の留め付け金物を下地材（間柱、まぐさ又は取付け下地材）にねじ止めしている。下部について、基礎コンクリートに定着した鋼材に溶接して取り付けている。	・ 外部建具の下地材、枠材、額縁材の樹種名、寸法 ・ 鋼製建具の気密性、鋼板類の厚さ等	木造ディテール参考図 令和 8 年版		3-6

a　木製

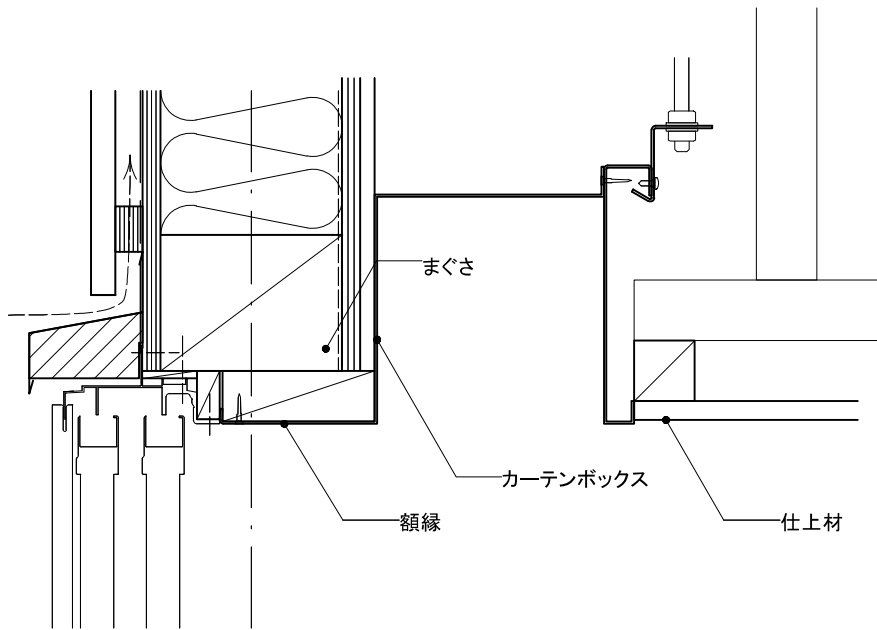
※破線矢印は通気イメージを示す



断　面

b　鋼製

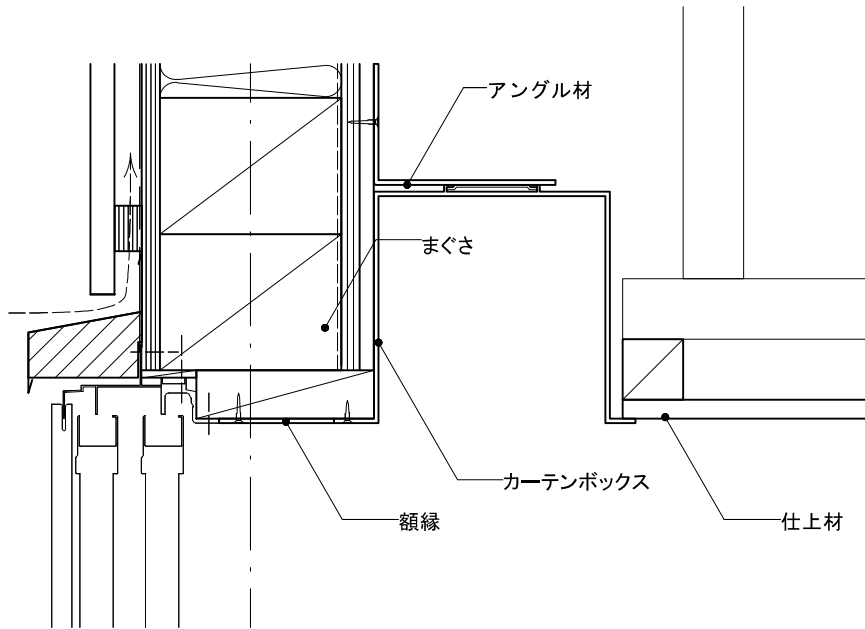
※破線矢印は通気イメージを示す



断　面

c　アルミニウム製

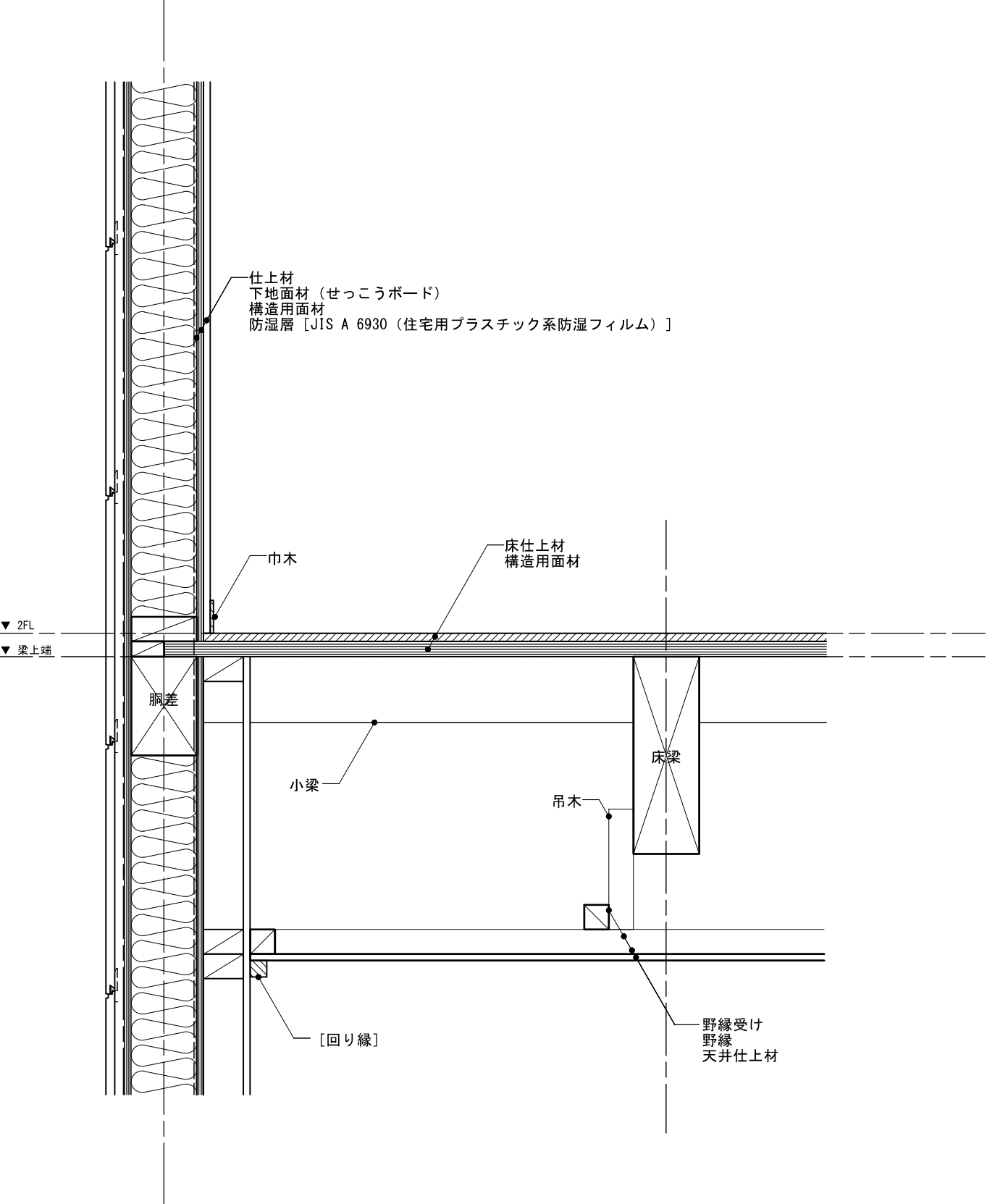
※破線矢印は通気イメージを示す



断　面

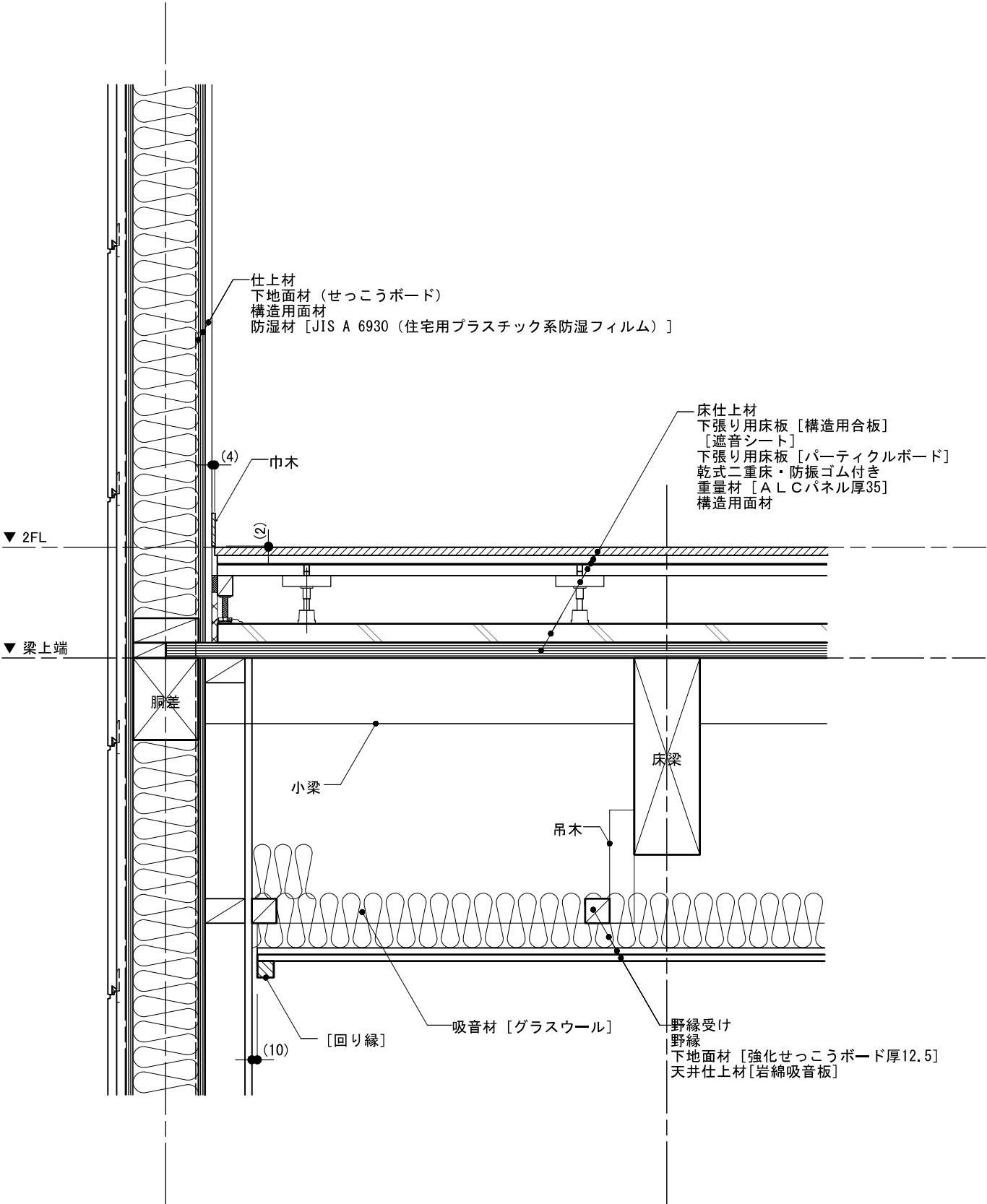
参考図のポイント ・ 外部開口部の上部に設けるブラインドボックス、カーテンボックスである。	特記事項	図面名称	外部建具 イ ・ ブラインドボックス ・ カーテンボックス	
		縮尺	1/5	3-イ
		木造ディテール参考図 令和 8 年版		

a 一般部・外壁との取合い部



参考図のポイント ・ 人の利用がない室等の天井及びその上階の床、又は人の利用がない室等の床及びその下階の天井を想定した、遮音措置を施していない中間階床・天井である。 ・ 床組は、根太を設けず、床梁と構造用合板により構成している。	特記事項 ・ 内部床下地の仕様 ・ 床板の樹種名、寸法等 ・ 床の仕上材の種類等 ・ フリーアクセスフロアの寸法等 ・ 吊木受け及び吊木、野縁、野縁受け等の樹種名及び寸法 ・ 天井の仕上材の種類等	図面名称	中間階床・天井 1 ・ 木造組床 ・ 遮音措置なし	
		縮尺	1/10	4-1
		木造ディテール参考図 令和 8 年版		

a 一般部・外壁取合い部



参考図のポイント

- ・人の利用が想定されるなど、音環境の確保が必要な諸室の天井及びその上階の床である。
- ・床組は、根太を設けず、床梁と構造用合板により構成している。
- ・評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）8-1重量床衝撃音対策を参考に遮音及び振動対策を講じている。
- ・天井内には、評価方法基準の記載「グラスウール（24kg/m³以上、厚さ50mm以上）又はロックウール（40kg/m³以上、厚さ50mm以上）を設ける」を参考に、グラスウールを用いている。

- ・床の重量材としてALCパネルを用いている。これ以外にせっこうボードや合板を重ね張りする方法もある。
- ・乾式二重床は、振動の減衰のために防振ゴム付きの脚部としている。
- ・外壁と床及び天井との取合い部は、音や振動の伝播等を防ぐために隙間を設けている。
- ・床衝撃音遮断性能は、床梁のせい、受音室（事務室等）の容積等の条件により変わることがあるので、注意が必要である。

特記事項

- ・内部床下地の仕様
- ・床板の樹種名、寸法等
- ・床の仕上材の種類等
- ・フリーアクセスフロアの寸法等
- ・吊木受け及び吊木、野縁、野縁受け等の樹種名及び寸法
- ・天井の仕上材の種類等

図面
名称

中間階床・天井 2

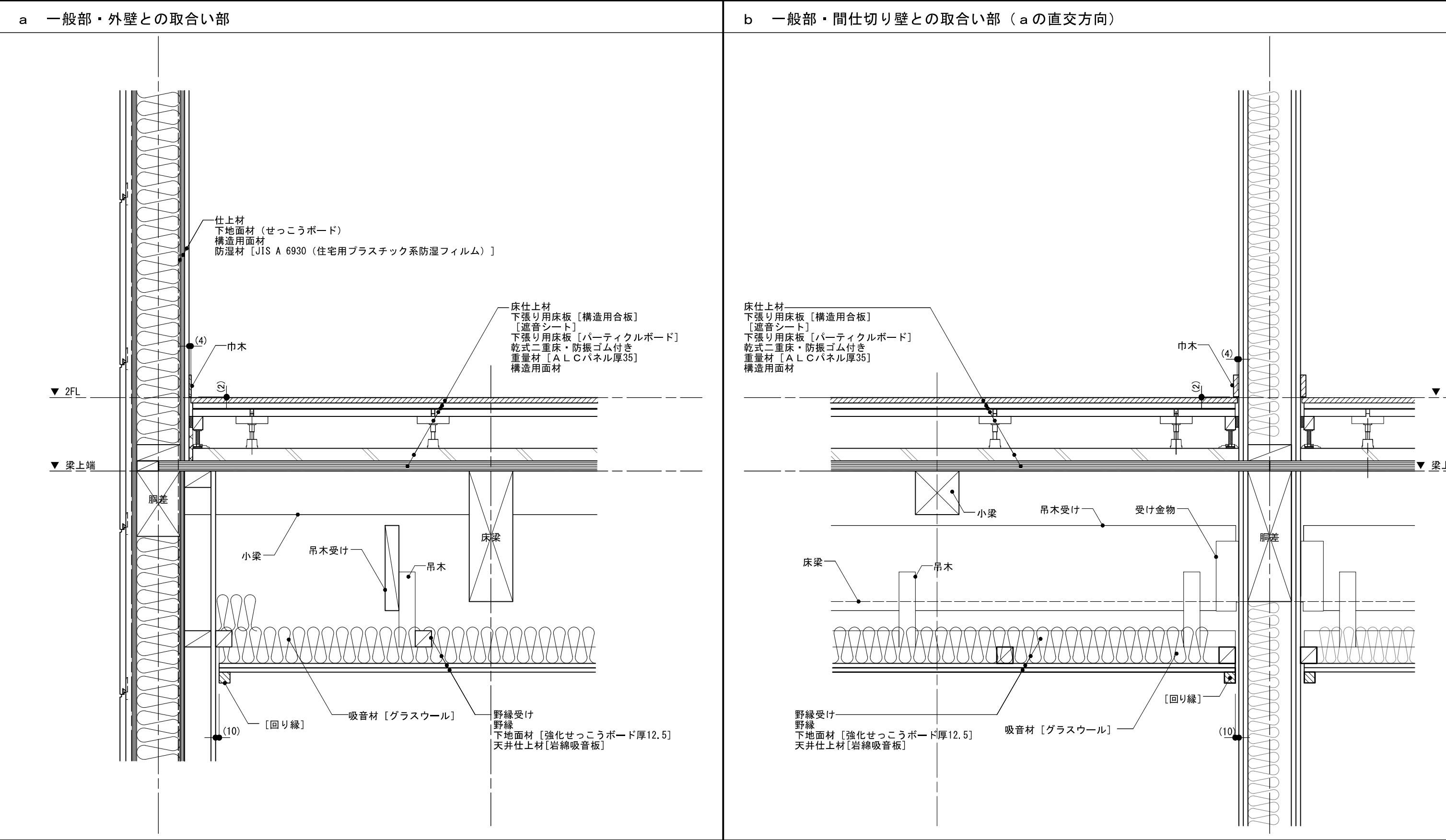
- ・木造組床
- ・遮音措置 1

縮尺

1/10

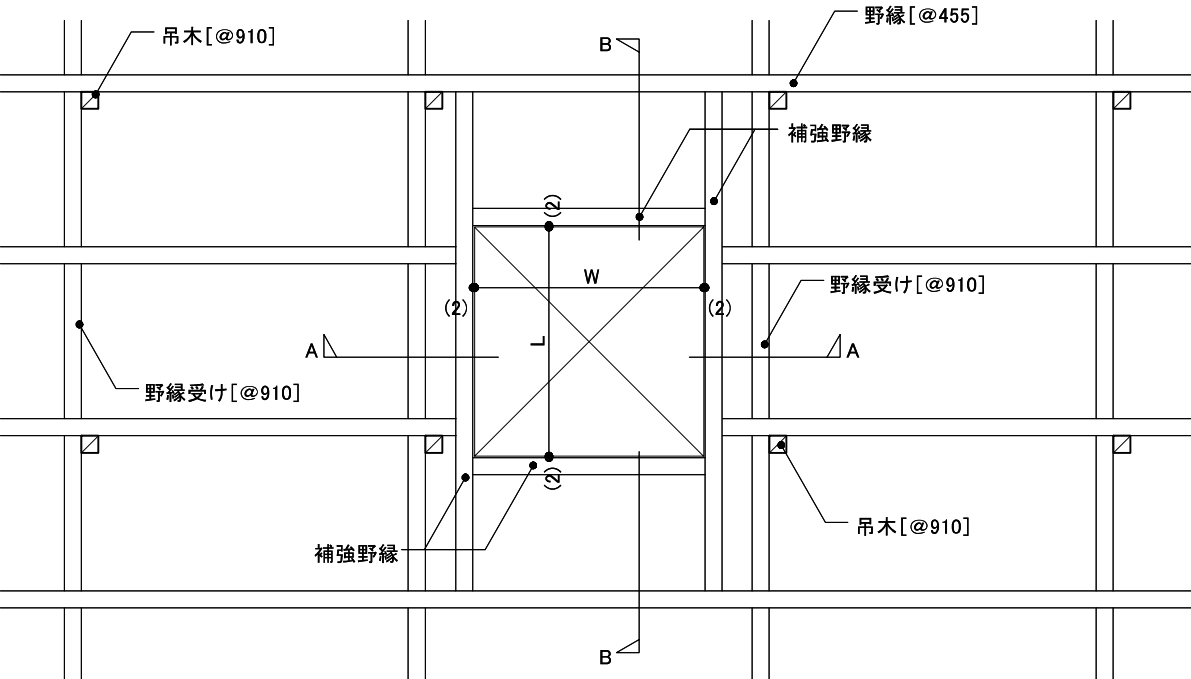
木造ディテール参考図
令和8年版

4-2

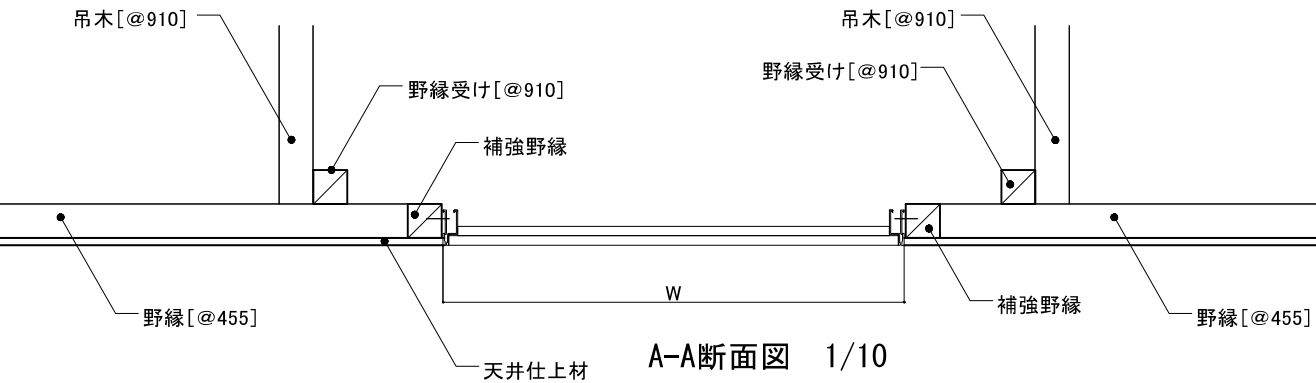


参考図のポイント	・事務室等に求められる音環境に配慮した、諸室の天井及びその上階の床である。 ・床組は、根太を設けず、床梁と構造用合板により構成している。 ・評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）8-1重量床衝撃音対策を参考に遮音及び振動対策を講じている。 ・天井の構造は、上階の床組と独立させている。 ・天井内には、評価方法基準の記載「グラスウール（24kg/㎡以上、厚さ50mm以上）又はロックウール（40kg/㎡以上、厚さ50mm以上）を設ける」を参考に、グラスウールを用いている。	・床の重量材としてALCパネルを用いている。これ以外にせっこうボードや合板を重ね張りする方法もある。 ・乾式二重床は、振動の減衰のために防振ゴム付きの脚部としている。 ・外壁と床及び天井との取合い部は、音や振動の伝播等を防ぐために隙間を設けている。 ・床衝撃音遮断性能は、床梁のせい、受音室（事務室等）の容積等の条件により変わることがあるので、注意が必要である。	特記事項	・内部床下地の仕様 ・床板の樹種名、寸法等 ・床の仕上材の種類等 ・フリーアクセスフロアの寸法等 ・吊木受け及び吊木、野縁、野縁受け等の樹種名及び寸法 ・天井の仕上材の種類等	図面名称	中間階床・天井 3	
					縮尺	1/10	4-3
					木造ディテール参考図 令和8年版		

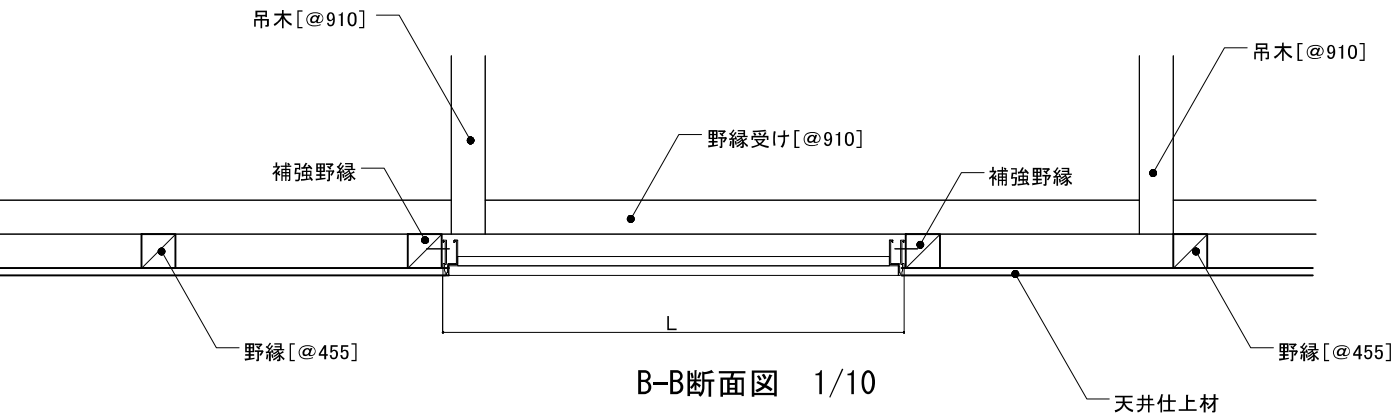
a 天井点検口等（野縁を切断する場合）



伏 図 1/20

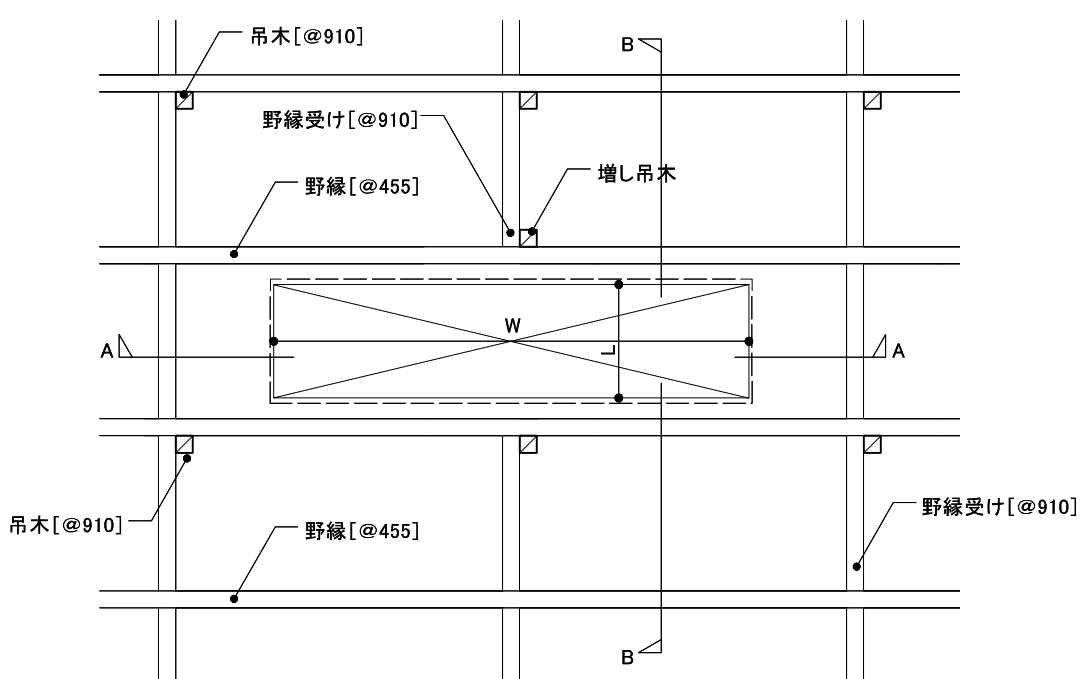


A-A断面図 1/10

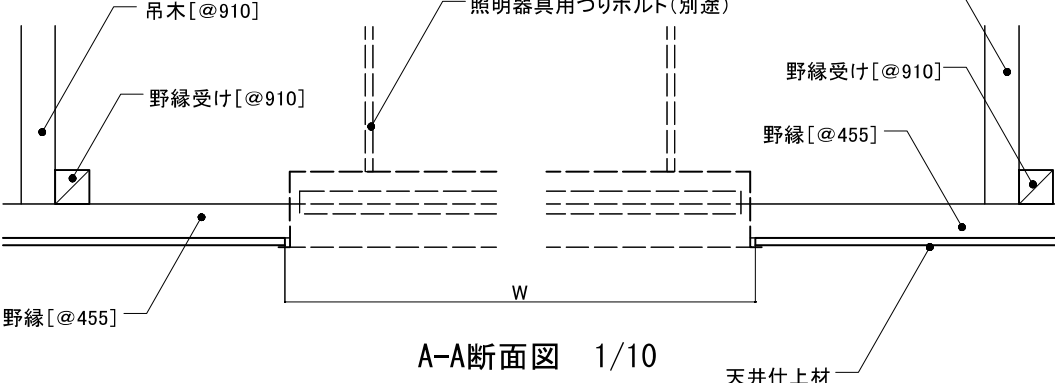


B-B断面図 1/10

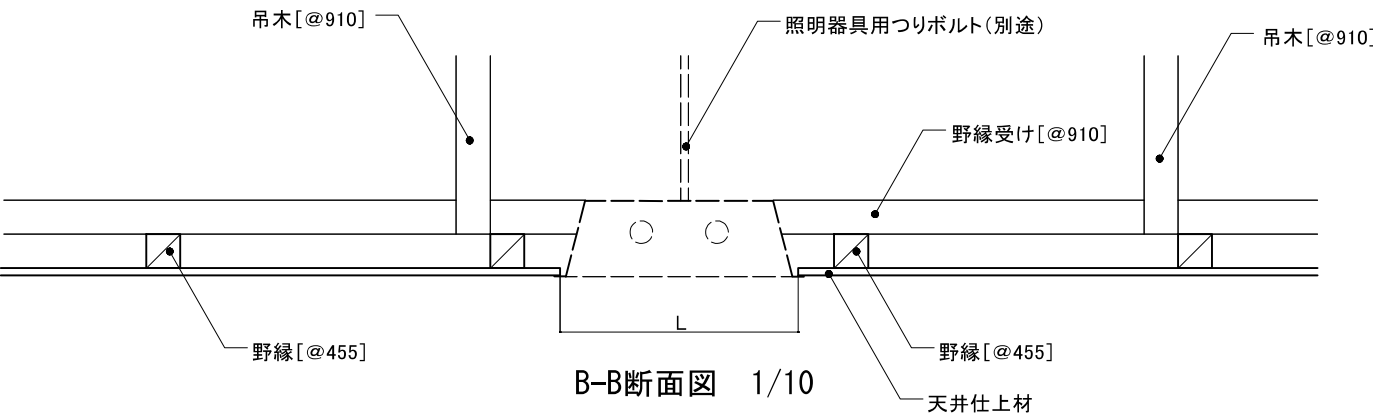
b 照明器具等（野縁を切断しない場合）



伏 図 1/20



A-A断面図 1/10



B-B断面図 1/10

参考図のポイント

- ・点検口並びに照明器具等の天井取付け部材・機器と天井木下地との取合いである。
- ・建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井には該当しない天井である。

特記事項

- ・吊木、野縁、野縁受け等の樹種名及び寸法
- ・天井の仕上材の種類等

図面
名称

天井設備機器との取合い
・天井木下地

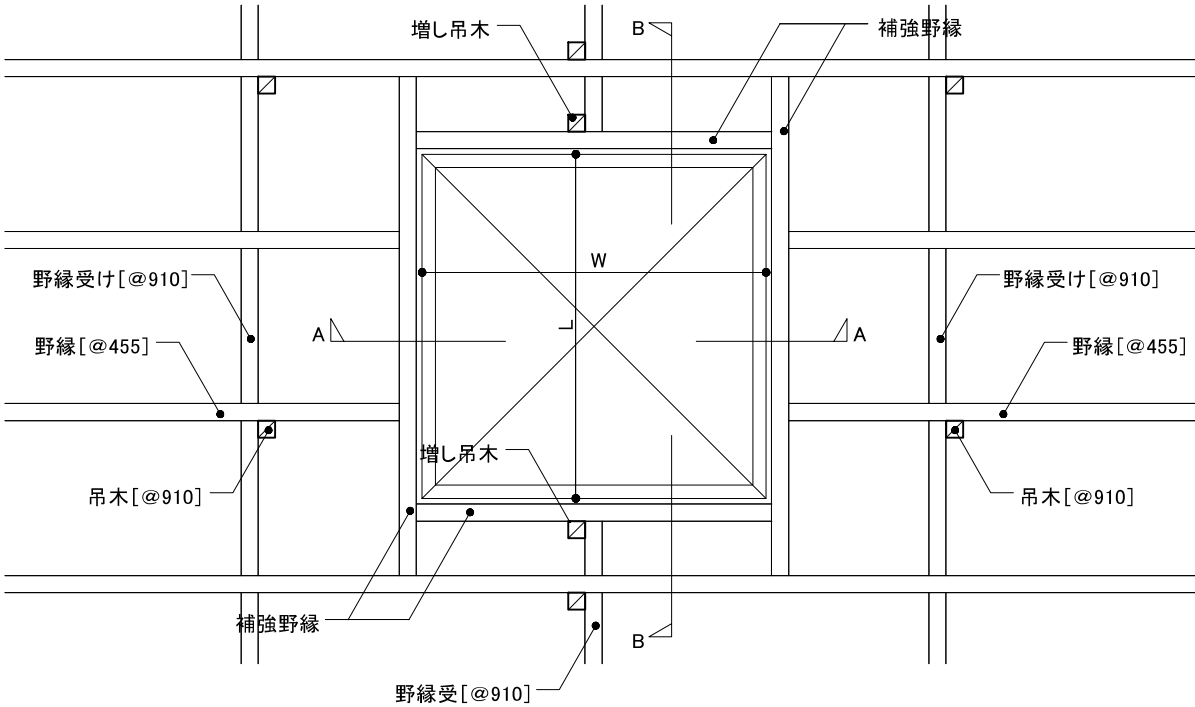
縮尺

1/10・1/20

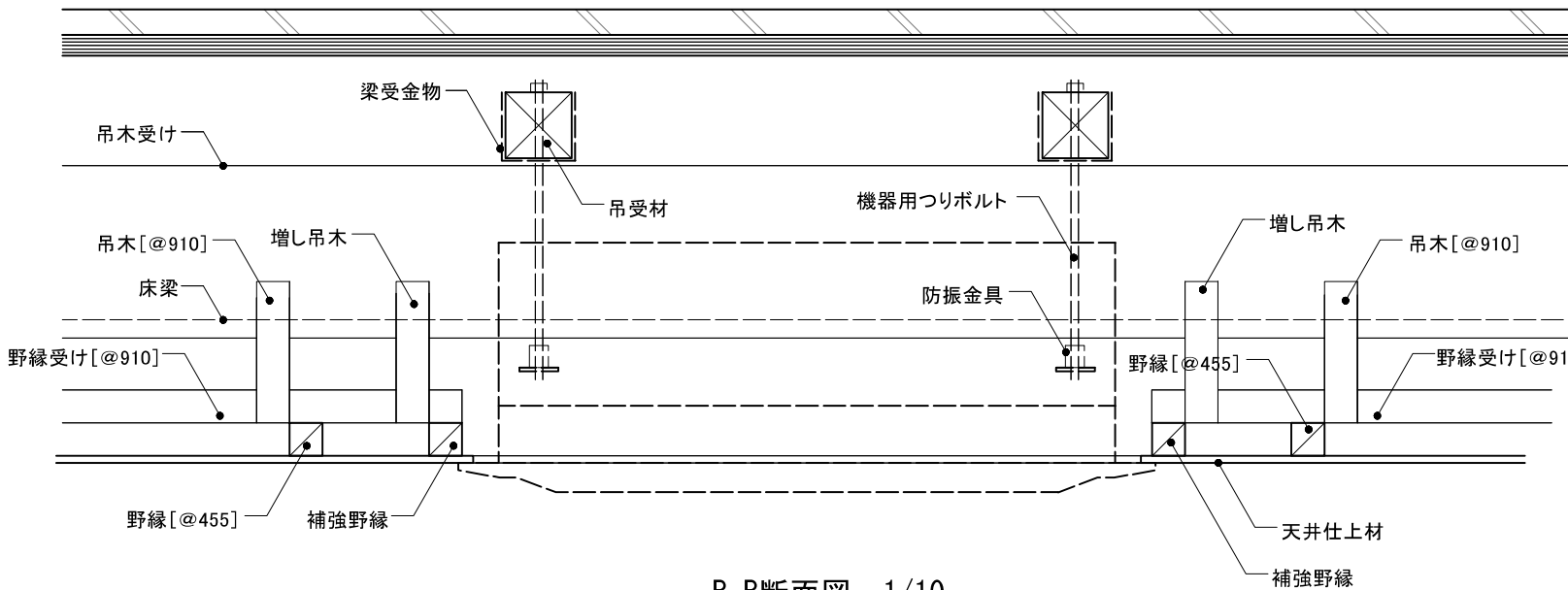
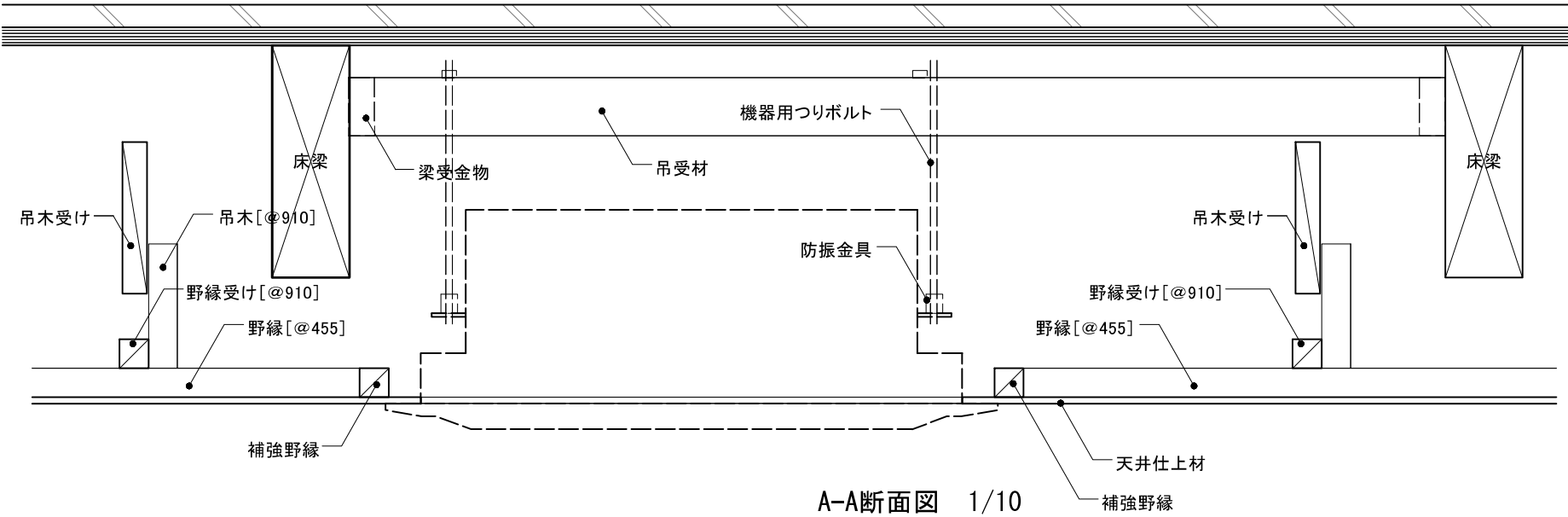
木造ディテール参考図
令和8年版

4-イ

c パッケージ形空気調和機（カセット形）・全熱交換器（カセット形）等（野縁を切断する場合）

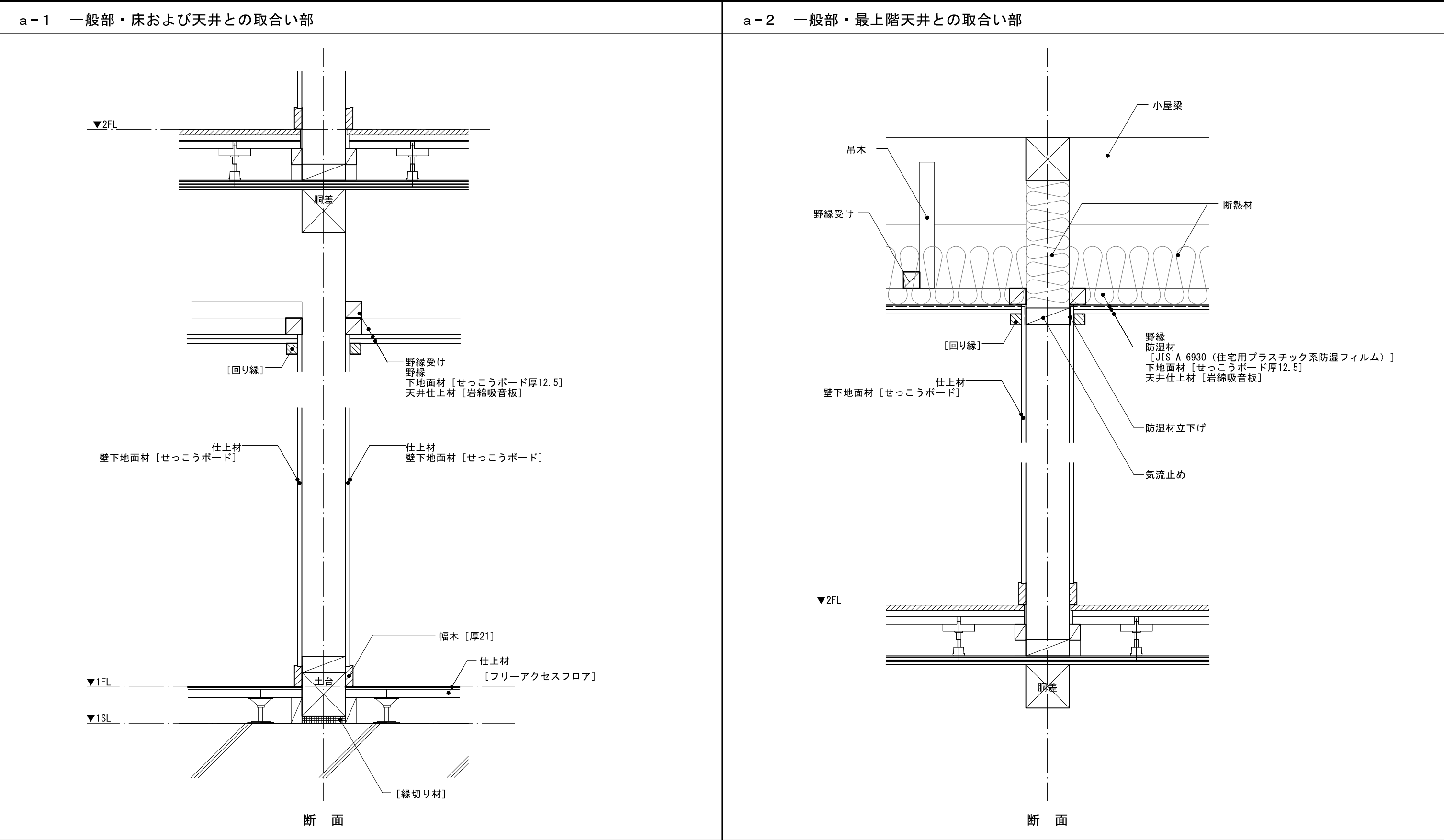


伏図 1/20

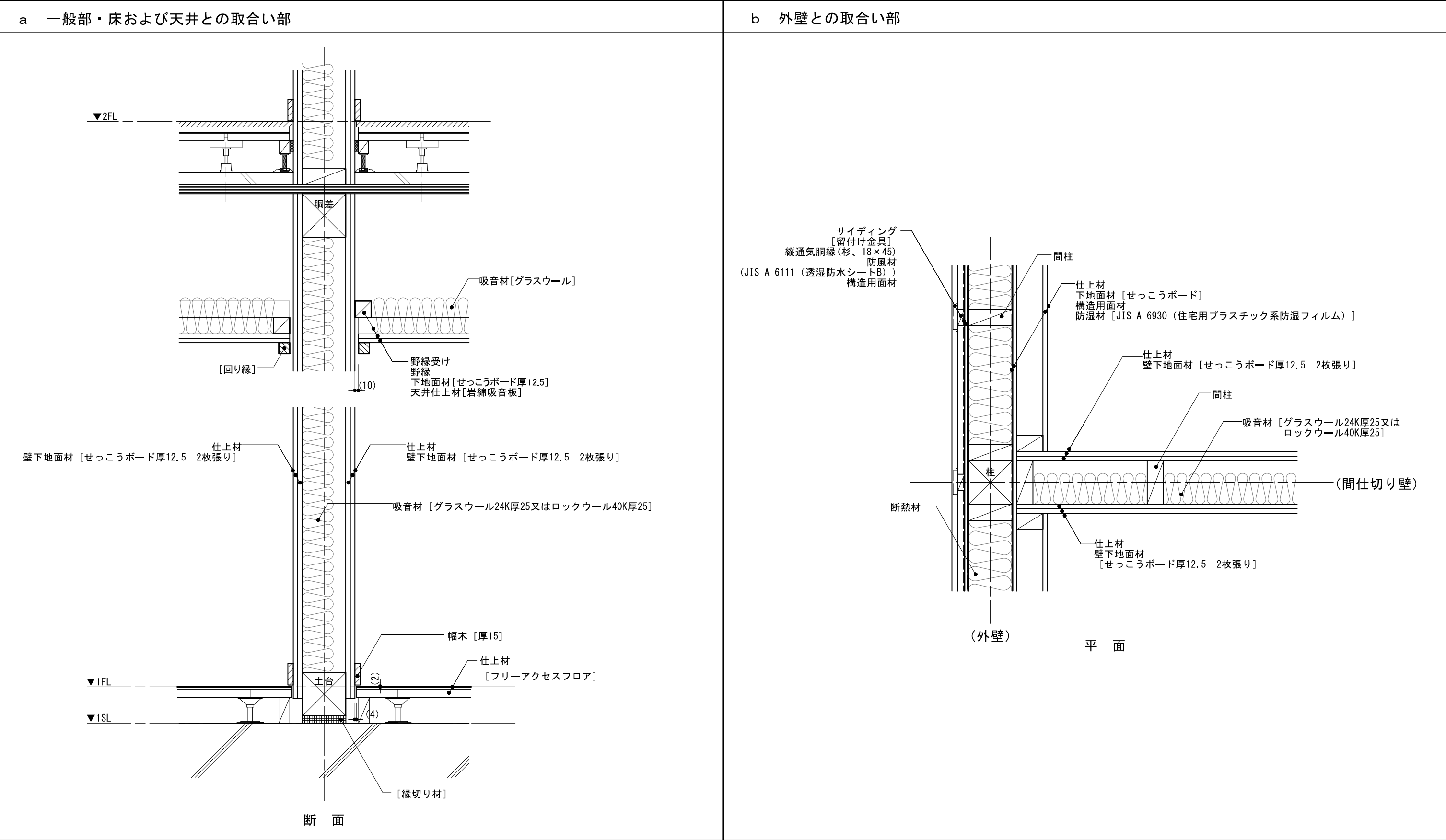


B-B断面図 1/10

参考図のポイント ・パッケージ形空調機（カセット形）、全熱交換機（カセット形）等の天井取付け機器と天井木下地との取合いである。 ・設備機器は、機器の荷重及び振動が構造安全性及び使用環境に支障をきたさないよう、防振金具を用いて吊受材に支持させている。 ・建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井には該当しない天井である。	特記事項 ・吊木受け及び吊木、野縁、野縁受け等の樹種名及び寸法 ・天井の仕上材の種類等	図面名称	天井設備機器との取合い ・天井木下地	
		縮尺	1/10・1/20	4-1(2)
		木造ディテール参考図 令和8年版		

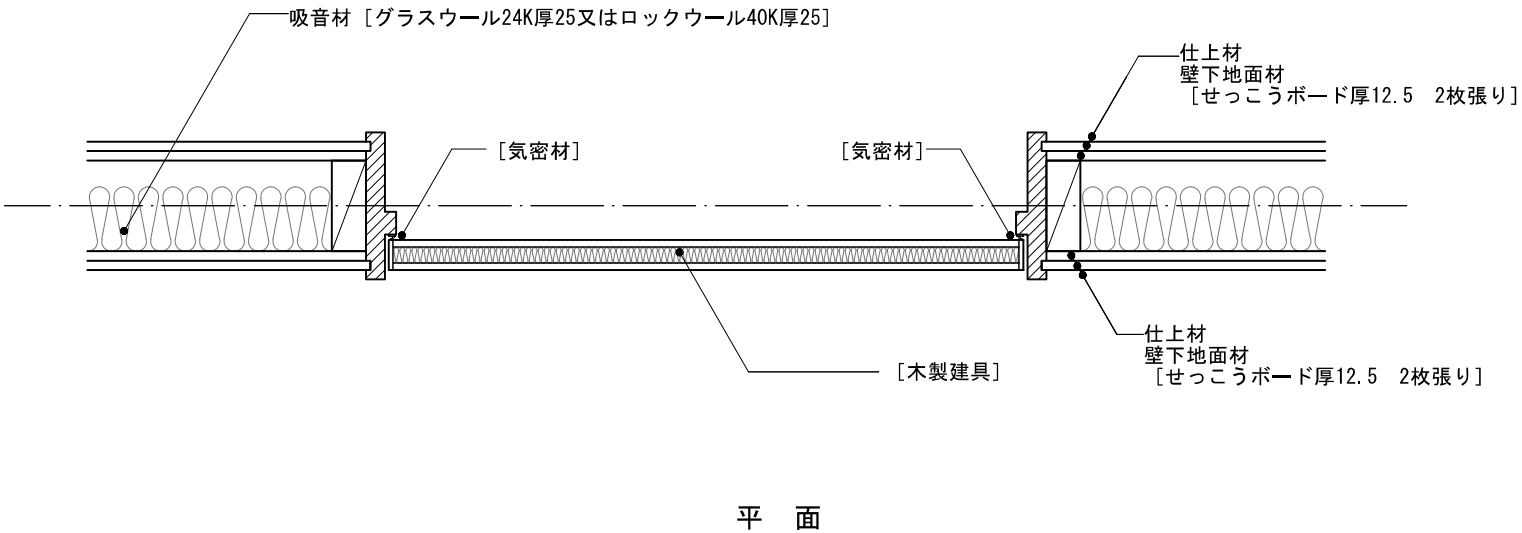
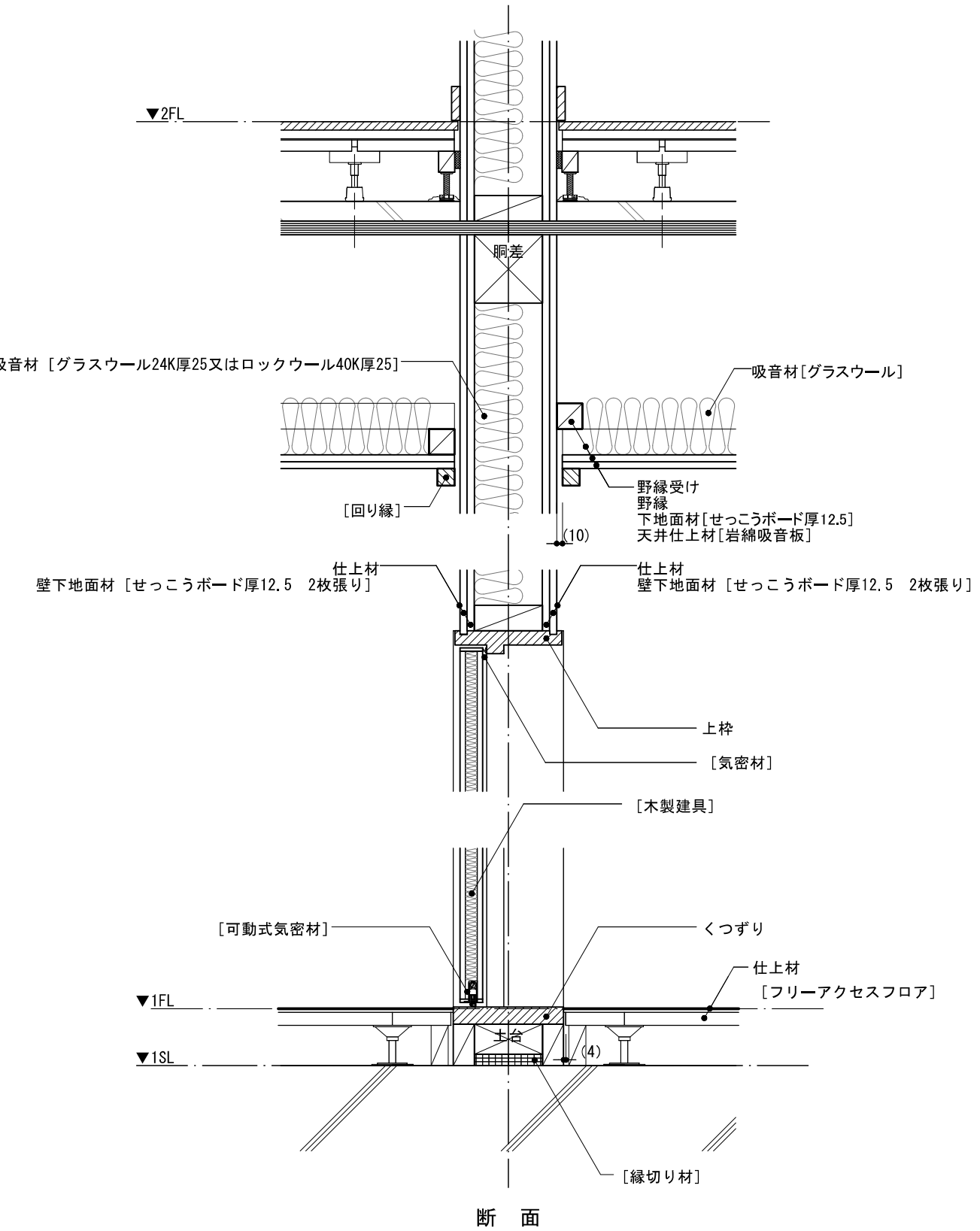


参考図のポイント ・遮音措置を施していない間仕切り壁である。 ・気流止めとして乾燥木材を用いている。 ・間仕切り壁と天井との取合い部における防湿として、天井防湿材を30mm以上立下げている。	特記事項 ・木部材の樹種名、寸法 ・下地面材、仕上材の種類等	図面名称	間仕切り壁 1 ・木造下地壁 ・遮音措置なし	
		縮尺	1/10	5-1
		木造ディテール参考図 令和8年版		



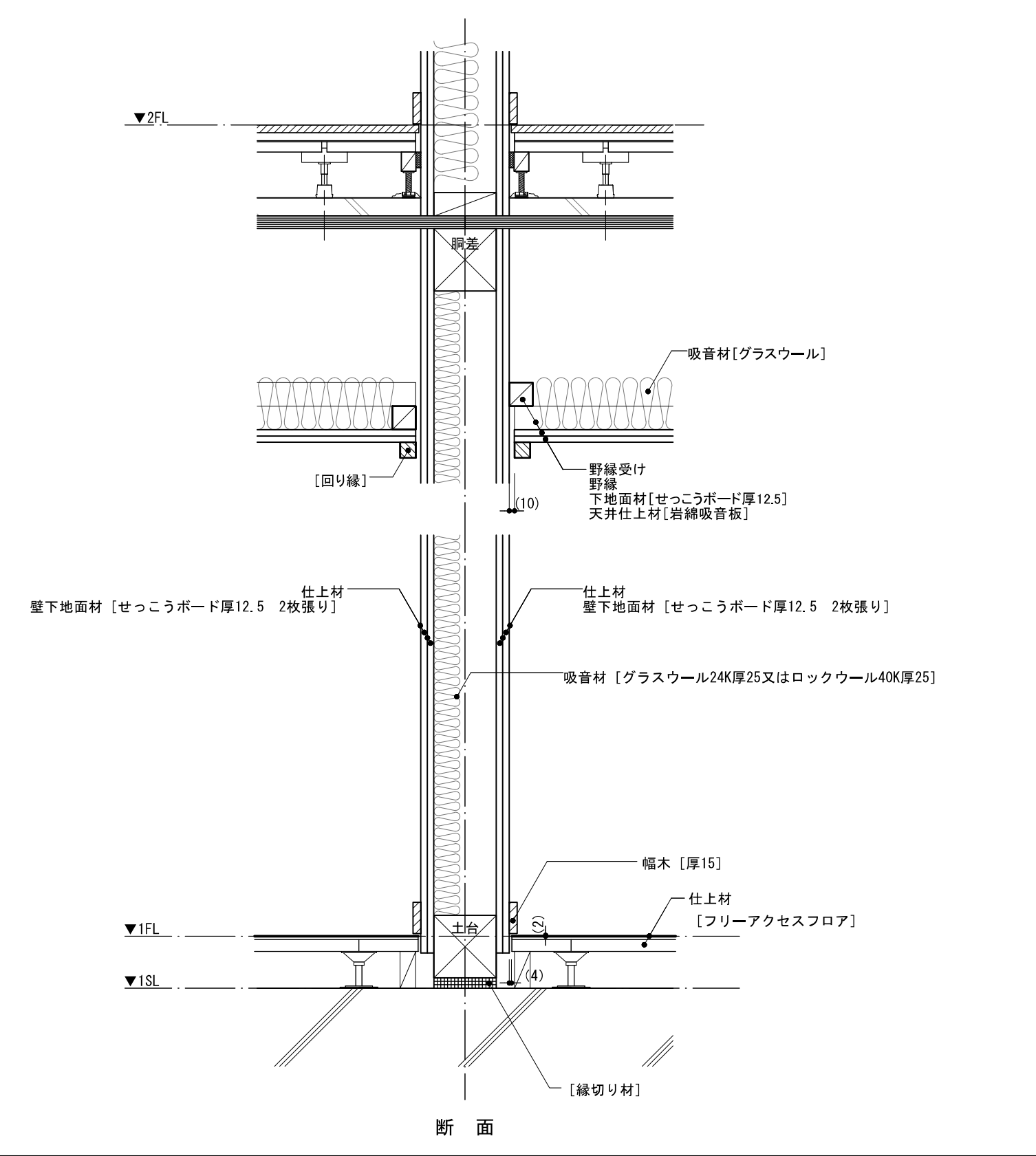
参考図のポイント	・上級室、会議室等に求められる音環境に配慮した、1階の間仕切り壁である。 ・界壁の厚さ（仕上材料の厚さを含まないもの）、仕上材、下地面材及び吸音材の種類、厚さは告示仕様（昭和45年建設省告示第1827号第2）を参考としている。 ・間仕切り壁と床及び天井との取合い部に、音や振動の伝播等を防ぐために隙間を設けている。	・天井裏や床下から音が伝播しないよう、下地面材及び仕上材を土台から天井（上階床の構造用面材）まで張り込んでいる。 ・中空層に充填する吸音材は、壁の振動が伝播しないよう、両側の下地面材に接触しないようにしている。 ・間仕切り壁を介しての音の漏洩は、受音室（上級室、会議室等）や周囲の空間等の条件が影響するので、注意が必要である。	特記事項 ・木部材の樹種名、寸法 ・下地面材、仕上材の種類等 ・吸音材(人造鉱物繊維断熱材)の形状、種類、厚さ、密度等	図面名称	間仕切り壁 2 ・木造下地壁 ・遮音措置 1	
				縮尺	1/10	5-2
				木造ディテール参考図 令和8年版		

c 内部建具との取合い部

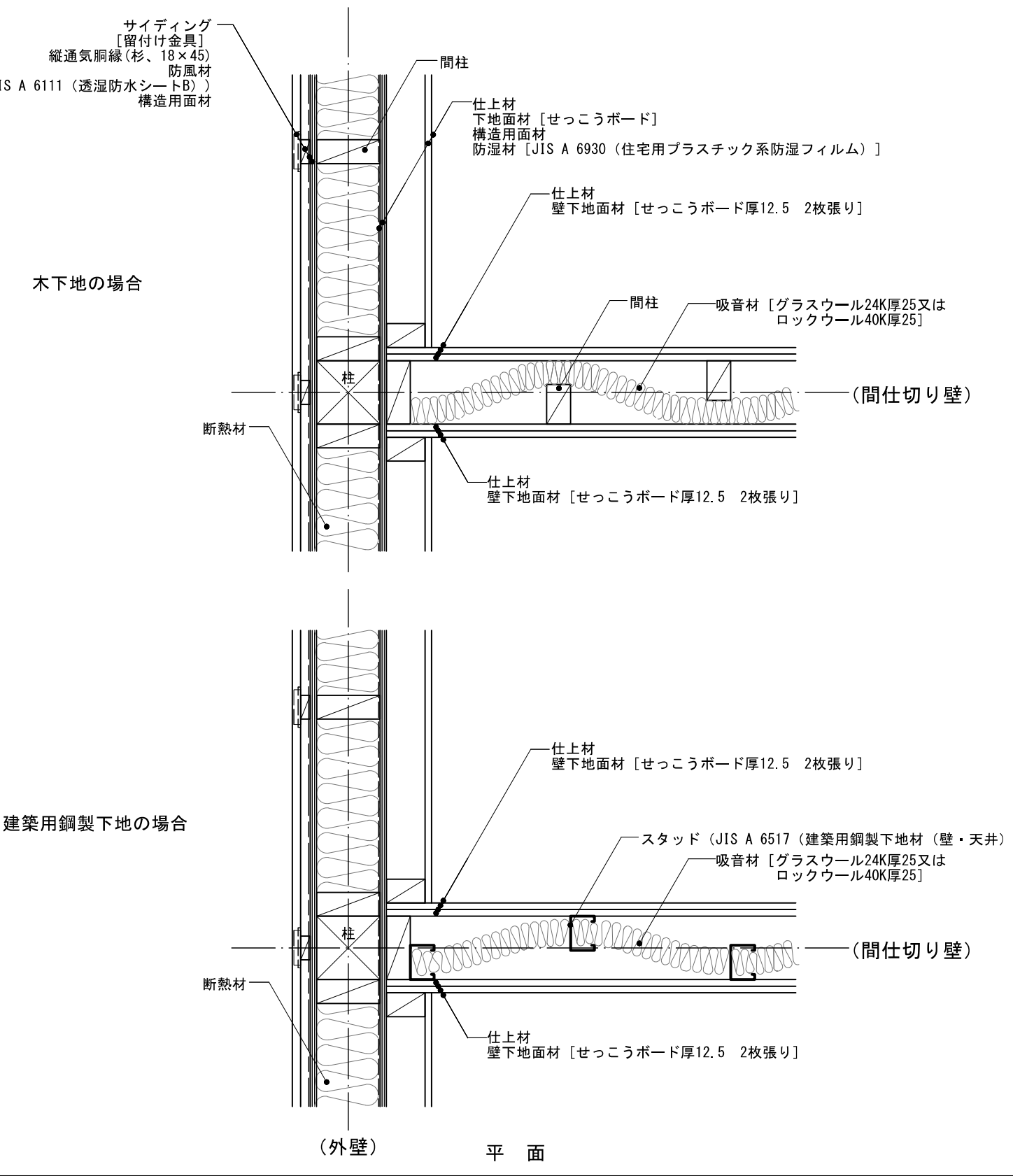


参考図のポイント	・天井裏から音が伝播しないよう、下地面材及び仕上材を天井（上階床の構造用面材）まで張り込んでいる。 ・中空層に充填する吸音材は、壁の振動が伝播しないよう、両側の下地面材に接触しないようにしている。 ・内部建具の遮音措置として、扉内に吸音材を充填し、扉と枠の取合い部に気密材を取り付けている。 ・間仕切り壁を介しての音の漏洩は、受音室（上級室、会議室等）や周囲の空間等の条件が影響するので、注意が必要である。	特記事項	・木部材の樹種名、寸法 ・下地面材、仕上材の種類等 ・木製建具の建具材の含水率の種別 ・フラッシュ戸の表面材の品質、厚さ等 ・建具用金物の種類、寸法、取付け位置等 ・吸音材(人造鉱物繊維断熱材)の形状、種類、厚さ、密度等	図面名称	間仕切り壁 2 ・木造下地壁 ・遮音措置 1	
				縮尺	1/10	5-2 ₍₂₎
				木造ディテール参考図 令和8年版		

a　一般部・床および天井との取合い部



b　外壁との取合い部



参考図のポイント 1階の上級室、会議室のうち特に重要な室等に求められる音環境に配慮した、1階の間仕切り壁である。 - 間柱又は軽量鉄骨下地（スタッド）は、壁の振動が伝播しないよう、片面のみ下地面材に接触させかつ千鳥配置としている。 - 界壁の厚さ（仕上材料の厚さを含まないもの）、仕上材、下地面材及び吸音材の種類、厚さは告示仕様（昭和45年建設省告示第1827号第2）を参考としている。 - 間仕切り壁と床及び天井との取合い部に、音や振動の伝播等を防ぐために、隙間を設けている。		特記事項 - 木部材の樹種名、寸法 - 下地面材、仕上材の種類等 - 吸音材（人造鉱物繊維断熱材）の形状、種類、厚さ、密度等		間仕切り壁　3 - 木造下地壁 - 遮音措置 2	
図面名称		縮尺		1/10	
木造ディテール参考図 令和8年版		5-3			